

令和３年度（２０２１年度）

教育委員会の事務に関する点検・評価報告書

令和３年（２０２１年）１１月

旭 川 市 教 育 委 員 会

はじめに

■ 点検・評価の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」とします。）第26条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価（以下「点検・評価」とします。）を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされています。

また、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされています。

本報告書は、地教行法の趣旨にのっとり、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため作成するものです。

■ 点検・評価の対象・方法

□ 対象

旭川市教育委員会では、学校教育分野においては「ふるさと旭川から未来へはばたく子どもの育成」を基本理念とした「第2期旭川市学校教育基本計画」を平成31年3月に策定し事業が開始されました。

また、社会教育分野においては「主体的に学び、その成果を地域づくりに生かす」、「地域を知り、学び合いながら、絆を深め、郷土愛を育む」を基本理念とした「旭川市社会教育基本計画」を平成28年2月に策定し、5つの基本目標の達成に向けて、平成28年度から計画に基づき事業を実施しています。

これらの2つの計画は、旭川市の教育行政推進における両輪となるものであり、教育委員会の施策・事業を網羅しているものであることから、これらの計画に基づいて、点検・評価を実施することとしました。

また、教育委員会の会議など、教育委員会自体の活動の状況については、これらの計画に記載される性質のものではなく、別途点検・評価が必要となります。

そのため、本報告書は「教育委員会の活動状況の点検・評価」と「計画に基づいた点検・評価」の大きく2つの章により構成されています。

□ 方法

1 教育委員会の活動状況の点検・評価

教育委員会の会議の開催状況など活動状況を明らかにし、成果や課題を踏まえ、今後の活動の改善に資するものとします。

2 計画に基づいた点検・評価

各計画に基づき、令和2年度の主な取組を整理し現状を把握し、それらの成果や課題を踏まえ、今後の方向性を明らかにします。

3 学識経験者の知見の活用

点検・評価の客観性を確保するとともに、今後の取組に向けた活用を図るため、教育に関し学識経験を有する方から点検・評価に関する意見や助言をいただきました。

目 次

第1章 教育委員会の活動状況の点検・評価

1	会議等の状況	1
2	教育に関する事務の実施状況	1
3	研修会への参加状況等	4
4	附属機関等の活動状況	4

第2章 計画に基づいた点検・評価

1	評価単位	6
2	第2期旭川市学校教育基本計画に基づく評価手法	6
3	旭川市社会教育基本計画に基づく評価手法	6
4	第2期旭川市学校教育基本計画に基づく評価結果	8
5	旭川市社会教育基本計画に基づく評価結果	8
6	指標や取組の状況及び今後の課題と改善に向けた方向性	
(1)	第2期旭川市学校教育基本計画.....	9
(2)	旭川市社会教育基本計画.....	39

第3章 学識経験者の意見

1	意見提出者	66
2	本報告書に関する御意見	66

資料編

第 1 章 教育委員会の活動状況の点検・評価

1 会議等の状況

地教行法及び旭川市教育委員会会議規則に基づき、教育委員会会議を開催し、教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針など、教育に関する様々な議題について、審議しました。

また、必要に応じて、教育委員会会議に付議すべき事件に関することや、本市教育行政における懸案事項及び課題並びに現在進行中の施策の方向性に関することなどを協議し、意見及び情報を交換するための教育委員会協議会を 4 回開催しました。

令和 2 年度の会議等の状況は、次のとおりです。教育委員会会議の付議事項等及び教育委員会協議会の協議事項については、資料 2 及び 3（資料編 1～5 ページ）に掲載しています。

(1) 教育委員会会議

開催回数	会 議	1 5 回
	・ 定例会	1 2 回（毎月 1 回）
	・ 臨時会	3 回
審議事項	議決案件	5 2 件（うち非公開 3 3 件）
	報告案件※ ¹	5 5 件（うち非公開 4 5 件）
報告事項※ ²	3 0 件（うち非公開 1 1 件）	
傍聴状況	傍聴人数	延べ 2 人
会議録	公開請求	0 件

※¹「報告案件」とは、本来教育委員会会議において議決すべき案件のうち緊急を要するものなどについて、教育長が臨時に代理したものを報告するもの。

※²「報告事項」とは、一般的な事項について教育委員会に報告するもの。

(2) 市長との連携

6 月 2 9 日に開催された第 1 回総合教育会議及び 1 1 月 1 9 日に開催された第 2 回総合教育会議において、新型コロナウイルス感染症に係り、学校教育における学びの保障、心のケア及び感染防止対策並びに社会教育における施設の感染防止対策の対応について説明しました。また、コロナ禍に対応した新たな学校づくりや文化芸術活動などについて、意見交換をしました。

さらに、1 1 月 1 9 日に、児童生徒の安全・安心の確保、新学習指導要領の円滑な実施、市民一人一人の主体的な学びの機会の充実などに係る令和 3 年度の教育予算について要望をすること、市長と密接に連携し教育行政を推進しました。

2 教育に関する事務の実施状況（教育委員会が自ら管理し執行する事務の実施状況）

地教行法、旭川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例及び旭川市教育委員会事務委任規則の規定に基づき、教育委員会が自ら管理し執行する事務について、令和 2 年度は次のとおり実施しました。

(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること

ア 令和 3 年度における旭川市教育行政の執行に関する方針と主要な施策を示した教育行政方針

について、教育長が旭川市議会令和3年第1回定例会本会議において説明しました。

イ 意見提出手続（パブリックコメント）について

旭川市市民参加推進条例第6条第1項では、市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更をしようとする場合や、広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃をしようとする場合などは、市民参加を求めなければならないと定められています。

広く市民の皆様の御意見をいただきながら施策を実施するため、次のとおり意見提出手続（パブリックコメント）を実施しました。

件名	「旭川市学校施設長寿命化計画（案）」に対する意見等の募集について
意見募集期間	令和3年2月1日から3月5日まで
意見提出件数	2件

件名	「第4次旭川市子ども読書活動推進計画（案）」に対する意見等の募集について
意見募集期間	令和2年12月25日から令和3年1月31日まで
意見提出件数	14件

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること

令和2年度は、教育委員会規則については4件、教育委員会訓令については1件審議し、制定しました。制定した規則・訓令の名称等は、資料4（資料編5ページ）に掲載しています。

(3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること

教育委員会は、教育委員会事務局の職員、学校、公民館、図書館、博物館等の教育機関の職員の任命権者であり、これらの職員の任命、給与の決定、休職、免職、懲戒等を行う権限を有しています。

令和2年度は、次のとおり実施しました。

旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動件数	228件
旭川市教育委員会事務局職員の行政措置件数	2件
旭川市教育委員会事務局職員の分限処分件数	12件
北海道教育委員会への内申件数	
・旭川市立小中学校教職員人事 4月1日付け定期異動	718件
上記以外（臨時的任用等）	469件
・旭川市立学校職員の処分	4件

(4) 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること

実施方針を定め、令和元年度における教育委員会の活動状況や「第2期旭川市学校教育基本計画」及び「旭川市社会教育基本計画」の体系に基づいた施策・事業等の実施状況を対象として、

点検・評価を実施しました。作成した点検・評価の報告書を市議会に提出し、経済文教常任委員会において概要を説明するとともに、ホームページに掲載し市民に公表しました。

(5) 教育委員会の意見の申出に関すること

地教行法第29条に基づき、教育に関する事務に係る歳入歳出予算について、市長への意見の申出を行いました。

(6) 条例又は規則に定める委員の委嘱に関すること

教育委員会では、政策等を立案するに当たって、専門的な判断を要する事案について関係者の意見を広く聴取し、様々な角度から議論を行うため、附属機関や懇談会等を設置しています。

令和2年度の委員の委嘱については、資料5（資料編5ページ）に掲載しています。

(7) 学校その他の教育機関の敷地の設定及び変更に関すること

「旭川市公共施設等総合管理計画 第1期アクションプログラム施設再編計画」に基づく施設の統廃合により、西神楽公民館を隣接する西神楽農業構造改善センター内に移転しました。

(8) 通学区域の設定及び変更に関すること

「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づき、旭川小学校及び愛宕東小学校の卒業後の進学先中学校が複数に分かれる状況を解消するため、旭川小学校と愛宕東小学校の通学区域及び旭川中学校と愛宕中学校の通学区域について、旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正しました。

また、同様に旭川第5小学校の進学先中学校が複数に分かれる状況を解消するため、旭川第5小学校の通学区域のうち、旭川中学校の通学区域となっている区域を旭川小学校の通学区域とするため、旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正しました。

(9) 教科用図書の採択に関すること

地教行法第21条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条に基づき、旭川市立中学校で令和3年度から使用する各教科用図書を、地教行法第21条第6号及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条に基づき、令和3年度に使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択を行いました。

(10) 教育委員会表彰のうち別に定めるものの被表彰者の決定に関すること

教育委員会では、芸術・科学・教育の分野で、本市の文化の発展に特に貢献したと認められる個人及び団体を表彰しています。

令和2年度は、次の個人及び団体を表彰しました。

種別	分野	個人名・団体名
旭川市文化賞	芸術（民謡）	佐々木 洋子
旭川市文化功労賞	芸術（古典芸能）	波岸 順子
旭川市文化奨励賞	芸術（ネイルアート）	出井 朋佳

「旭川市文化賞」は本市の文化の発展に貢献したことが著しいと認められる個人及び団体に、「旭

旭川市文化功労賞」はその他本市の文化の発展に貢献したと認められる個人及び団体に、「旭川市文化奨励賞」は本市の文化の発展に貢献し、今後の活動が期待される個人及び団体に対して授与されます。

3 研修会への参加状況等

教育長及び委員は、各種団体の研修会等に参加し、他市町村教育委員会との情報交換や研さんに努めました。また、定期的に学校訪問等を行い、学校の状況の把握に努めました。

令和2年度の参加状況等については、次のとおりです。活動内容等は、資料6（資料編6及び7ページ）に掲載しています。

研修会への出席	1回	延べ	1人
学校訪問	延べ80校	延べ	80人
行事・式典等への参加	47回	延べ	57人

4 附属機関等の活動状況

旭川市教育委員会に設置している附属機関等は、次のとおりです。各機関における審議事項等については、資料7（資料編7～9ページ）に掲載しています。

【附属機関】

名 称	構成員人数	設 置 目 的
旭川市教科書調査委員会	小学校用教科書の採択 60人以内 中学校用教科書の採択 80人以内	・教育委員会の諮問に応じて、旭川市立小中学校において使用する教科書の採択について必要な事項を調査、審議する。
旭川市いじめ防止等連絡協議会	13人	・いじめの防止等について、関係する機関及び団体との連携やその組織等について協議することを通して、連携を確保したり、それぞれの取組の一層の充実を図ったりする。
旭川市いじめ防止等対策委員会	4人	・学識経験者による審議を行い、旭川市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等の取組を進める。
旭川市社会教育委員	15人	・社会教育に関し教育委員会に助言する。
旭川市文化財審議会	10人	・文化財の指定や記録の作成など、文化財の保護について調査審議する。
旭川市文化賞選考委員会	12人	・旭川市文化賞、文化奨励賞及び文化功労賞の受賞候補者を選考する。
旭川市民文化会館運営審議会	15人	・文化会館及び公会堂の運営等について審議する。

名 称	構成員人数	設 置 目 的
旭川市音楽堂等運営協議会	10人	- 旭川市音楽堂及び旭川市国際会議場の運営について協議する。 - 旭川市大雪クリスタルホールの施設管理について協議する。
中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会	10人	彫刻美術館の運営等に関して必要な事項を協議する。
中原悌二郎賞選考委員会	5人	中原悌二郎賞の選定について審議する。
旭川市公民館運営協議会	10人	公民館の運営等に関し必要な事項を審議する。
旭川市図書館協議会	11人	図書館の運営に関して中央図書館長の諮問に応じるとともに、図書館奉仕につき、意見を述べる。
旭川市科学館協議会	10人	科学館の運営に関し、館長の諮問に応じて意見を述べる。
旭川市博物館協議会	10人	博物館の運営に関し、館長の諮問に応じて意見を述べる。

【懇談会等】

名 称	構成員人数	設 置 目 的
旭川市教育支援懇談会	教育長が参加を依頼した人数	障害のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を図るため、意見交換を行う。
旭川市民展示芸能ホール懇談会	教育長が参加を依頼した人数	旭川市民文化会館使用料免除要領に基づく、旭川市民文化会館の大・小ホール、展示室及び旭川市公会堂の減免に係る円滑な運営を図る。
旭川市アイヌ語地名表記推進懇談会	教育長が参加を依頼した人数	アイヌの人びとの伝統的な生活や本市の自然環境を理解する上で重要なアイヌ語地名について、保存、理解及び普及を推進する。

第2章 計画に基づいた点検・評価

「第2期旭川市学校教育基本計画」及び「旭川市社会教育基本計画」に基づき、項目ごとに令和2年度の主な取組を整理し、それらの成果や課題を踏まえ、今後の方向性を明らかにしました。

1 評価単位

「第2期旭川市学校教育基本計画」においては、3つの目標に基づく7つの「基本施策」について評価し、「旭川市社会教育基本計画」においては、計画を構成する5つの「成果目標」について評価しました。

2 第2期旭川市学校教育基本計画に基づく評価手法

(1) 「基本施策」の指標の状況について

「第2期旭川市学校教育基本計画」における基本施策は、事業実績、子どもの実感など、26の指標を設定していますが、PDCAサイクルに基づき、毎年度、成果を客観的に検証し、課題等を明らかにして、翌年度以降の施策・事業等の展開に反映させることとしています。

そのため、本報告書では次年度までの目標値を示すこととし、各指標の当該年度の実績値が当該年度の目標値を大きく上回った場合には、その後の年度の目標値を見直すこととしました。また、社会や児童生徒の状況等から本計画の見直しを行う令和5年度までに最終年度の目標値を達成し維持していくことが必要であると捉えている指標については、令和5年度の目標値も示しました。

基本施策の指標については、達成状況を評価することとし、別表の基準により、令和元年度の目標値に達したものを「達成」、達していないものを「未達成」として達成状況を示し、「未達成」指標については、前年度の実績値との比較結果を示しました。

一部の指標について、「第2期旭川市学校教育基本計画」に基づく取組により実施した児童生徒アンケートにより、評価対象の児童生徒をこれまでの特定の学年から全学年に変更したものがあります。当該の指標は、指標2, 3, 6, 7, 8, 10, 11, 12, 13, 16及び26です。

(2) 「基本施策」の取組の状況について

基本施策に設定した取組の進捗状況などを把握しました。

(3) 「基本施策」の「今後の課題と改善に向けた方向性」について

指標や取組の進捗状況などを踏まえ、基本施策に対する今後の方向性や、事務事業、新しい取組を行うものなどについて、できるだけ具体的に記述することとしました。

3 旭川市社会教育基本計画に基づく評価手法

(1) 「成果目標」の評価について

基本目標ごとに、社会教育行政が、市民や地域などに関わり「どのような状況を目指したいのか」ということについて整理した「成果目標」を設定し、その進捗状況を数値で客観的に状況把握するために設定した、成果指標により評価しました。

別表の基準により、令和2年度の目標値に達したものを「達成」、達していないものを「未達成」として達成状況を示し、「未達成」指標については、前年度の実績値との比較結果を示しました。

(2) 「基本施策」の進捗状況について

基本施策の「主な取組」について、各事業の実績を把握するために設定した評価指標や施策事業の進捗状況などを踏まえ、成果や課題を把握しました。

(3) 「今後の課題と改善に向けた方向性」について

「主な取組」について、課題を整理し、今後の事業改善につながるよう、できるだけ具体的に記述することとしました。

〔別表 目標の評価〕

指標の達成状況		R元実績値との比較結果	
目標値(R2)に達したもの	達成	—	
目標値(R2)に達していないもの	未達成	R元実績値から向上したもの	↗ (向上)
		R元実績値と同じ，又はR元実績値から低下したもの	↘ (低下)

4 第2期旭川市学校教育基本計画に基づく評価結果

基本施策	指標の達成状況				ページ
	達成	未達成		計	
		R元実績値との比較			
		 (向上)	 (低下)		
1 確かな学力を育成する教育の推進	6	0	1	7	9～13
2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進	9	3	1	13	14～21
3 子どもたちの多様な個性を伸ばす教育の推進	3	0	1	4	22～25
4 子どもたちの安全対策の充実	2	1	0	3	26～28
5 教育環境の充実	4	4	0	8	29～33
6 学びを支える連携・地域との協働の推進	1	1	0	2	34～35
7 学校の教育力の向上	1	2	1	4	36～38
計	26 (63%)	11 (27%)	4 (10%)	41 (100%)	

※小・中学校別に設定されている指標については、それぞれ達成状況を把握し、評価しています。

5 旭川市社会教育基本計画に基づく評価結果

基本目標	成果指標の達成状況				ページ
	達成	未達成		計	
		R元実績値との比較			
		 (向上)	 (低下)		
1 市民一人一人の主体的な学びの機会の充実	0	1	6	7	39～46
2 市民の学びを支える環境の整備	2	1	9	12	47～52
3 地域における学びの循環	1	1	6	8	53～57
4 市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実	2	0	6	8	58～61
5 郷土文化の保存・活用と郷土愛の育成	2	1	3	6	62～65
計	7 (17%)	4 (10%)	30 (73%)	41 (100%)	

6 指標や取組の状況及び今後の課題と改善に向けた方向性

(1) 第2期旭川市学校教育基本計画

学校教育 基本施策1 確かな学力を育成する教育の推進

本計画の基本理念を踏まえ、本市の児童生徒の学力向上に向け、各学校が共通して取り組む具体的な方策や、教育委員会が推進する学力向上に係る事業等をまとめ、「旭川市確かな学力育成プラン」を策定し、本プランに基づく取組を通じて、基礎的な知識・技能を確実に習得させ、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成し、学びを人生や社会に生かそうとする力や人間性を涵養するなど、確かな学力を育む教育の充実を図ります。

また、子どもたちが、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して自らの可能性を発揮し、力強く未来を生き抜くことができるよう、他者と協働して課題を解決するための資質・能力を育むとともに、英語教育や情報教育などの新しい時代に求められる教育を推進します。

I 指標の状況

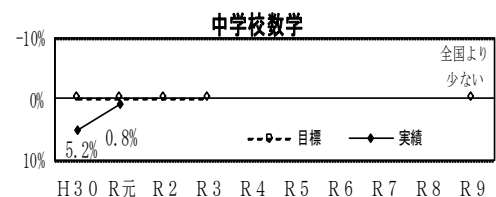
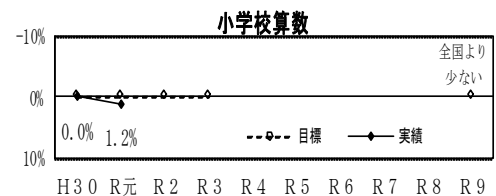
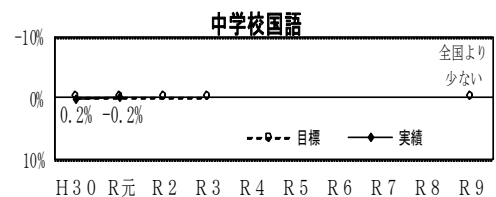
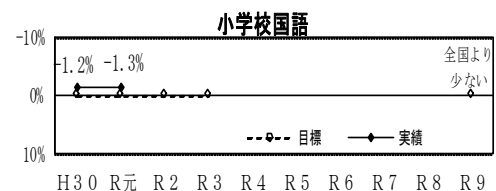
◆ 指標1

全国学力・学習状況調査の国語と算数・数学において正答数を4つの階層に分けたうち、最も正答数の少ない層に該当する児童生徒の割合

	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元 実績値との比較
小学校(国語)	—	—	—	—
(全国との差)				
中学校(国語)	—	—	—	—
(全国との差)				
小学校(算数)	—	—	—	—
(全国との差)				
中学校(数学)	—	—	—	—
(全国との差)				

※ 令和2年度については、全国学力・学習状況調査が新型コロナウイルス感染症に係る状況等により実施されなかったため、目標値及び実績値がありません。

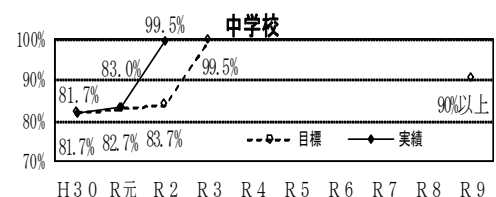
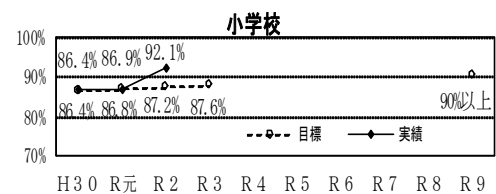
※ 右のグラフは、本市と全国の差を表したものになります。



◆ 指標2

各教科等の授業において、課題の解決に自ら考え取り組んでいる児童生徒の割合

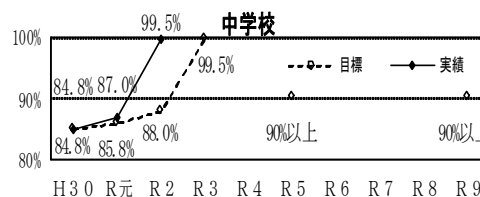
	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元 実績値との比較
小学校	87.2%	92.1%	達成	—
中学校	83.7%	99.5%	達成	—



◆ 指標 3

学習のきまりを守っている児童生徒の割合

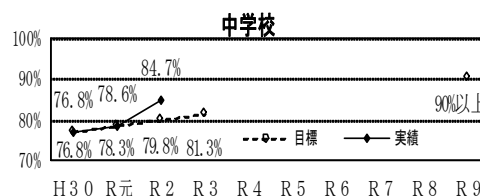
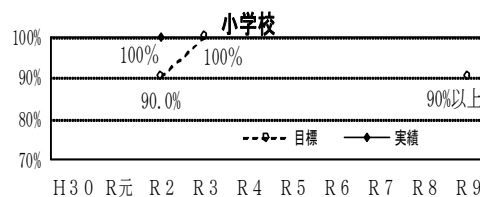
	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元 実績値との比較
小学校	90.0%	93.2%	達成	—
中学校	88.0%	99.5%	達成	—



◆ 指標 4

英語の授業において、児童生徒の英語による言語活動を1単位時間の半分以上行っている教員の割合

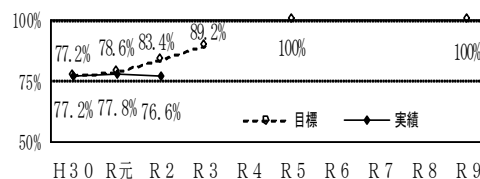
	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元 実績値との比較
小学校	90.0%	100.0%	達成	—
中学校	79.8%	84.7%	達成	—



◆ 指標 5

児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合

	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元 実績値との比較
	83.4%	76.6%	未達成	➡



※ 第2期旭川市学校教育基本計画の当初の指標では、平成39年度（令和9年度）の数値を「90%以上」としていましたが、その後、国のGIGAスクール構想に伴い、児童生徒に一人一台の端末を整備することとしたため、全ての教員がICT活用を指導できるよう取組を進める必要があることから、平成39年度の数値を「100%」に修正し、令和元年度からの取組の点検・評価を実施することとしました。

II 取組の状況

取組 1 基礎・基本を定着し、学びに向かう力を育む教育の推進

1 義務教育9年間を見通した「教育課程編成の指針」の作成

各学校における義務教育9年間を見通した教育課程の編成・実施に資するよう、新学習指導要領、第2期旭川市学校教育基本計画、GIGAスクール構想及び学校の新しい生活様式を踏まえ、「教育課程編成の指針（総則編）」を一部改訂しました。

また、ICTの効果的な活用例や育成を目指す情報活用能力を位置付けた小・中学校の各教科の指導計画例や学習内容を系統的に示した「あさひかわラーニングマップ」を掲載した「教育課程編成の指針（各教科編）」を作成し、各学校に配付しました。

2 少人数学級編制の実施

小学校1年生から4年生において、国や道の基準よりも少ない人数で学級を編制し、小学校教員

免許を有する市費負担教員を配置することにより、児童の個に応じたきめ細かな指導の充実を図り、生活習慣、学習習慣の早期定着や学年に応じた学力の定着を図りました。

小学校１・２年生においては、１年生で対象となる３校、２年生で対象となる４校で１学級３２人以下の学級編制を実施し、小学校３・４年生においては、３年生で対象となる１校、４年生で対象となる２校で３７人以下の学級編制を実施しました。

３ オンラインサービスを利用した学習支援システムの導入・活用

児童生徒の学びの状況に応じた補足的な学習や家庭学習を支援するため、オンラインサービスを利用した学習支援システムを導入していますが、効果的な活用を図るため、小・中学校教員向け研修を１回実施したほか、使用方法等についての説明動画を２０本作成し、各学校へ提供しました。

４ 教員の指導力向上を図る取組の推進

GIGAスクール構想の実現に向けた１人１台端末を活用した指導方法に関する実践研究に取り組む学校を小学校２校、中学校２校指定し、その研究成果を広く市内に普及しました。

５ 指導体制の充実と学習教材の整備

「あさひかわ子どもの学び人材リスト」に、新たに３４人の外部人材を登録し、計３０７人に拡充しました。各学校では、各教科や総合的な学習の時間などで延べ１５９回の人材の活用が図られました。

取組２ 新しい時代に対応した教育の推進

１ 英語教育の推進

外国人英語指導助手（ALT）７人を小学校５・６年生及び中学校の英語の授業に各学級９回程度派遣し、児童生徒が生きた英語に触れる機会の充実を図るとともに、小学校外国語活動サポーターなど、英語に堪能な地域人材１２人を小学校３・４年生の外国語活動に各学級９回派遣し、英語学習の入門期に当たる指導の支援を行いました。

また、インターネット電話を活用し、海外児童生徒との交流を小学校１校、海外にいるALTの家族との交流を小学校４校で実施しました。

２ 情報教育の推進

全ての小学校に人型ロボット教材８台を一定期間配置し、総合的な学習の時間を中心に、児童がプログラムを考えロボットを動かす学習を通して、コンピュータのよさに気付いたり、論理的に考える手順を学んだりするなど、プログラミング的思考を育む教育活動に取り組みました。

また、教員の指導力向上を図る「小学校プログラミング教育研修会」を開催し、プログラミングと各教科等の学習を関連させた授業の公開やプログラミングソフトや人型ロボット教材を活用した具体的なプログラム作成の方法などについて協議を行い、参加者の理解を深めました。

さらに、各学校におけるICTを活用した教育実践の充実に向けて、旭川市教育実践推進事業の指定校による、「実践推進校研修会」を２回開催し、１人１台端末等のICTを活用した授業公開を実施しました。

Ⅲ 今後の課題と改善に向けた方向性

取組１ 基礎・基本を定着し、学びに向かう力を育む教育の推進

１ 義務教育９年間を見通した「教育課程編成の指針」の作成

各学校において、本指針を活用し、学校教育全体や各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を明確にした上で、教育課程の編成・実施が進められていますが、教育課程に基づく教育活動

の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」を確立し、教育課程の充実・改善に努める必要があります。

そのため、令和3年度については、本指針や「あさひかわラーニングマップ」の見直しを行うとともに、令和4年度以降についても、引き続き、旭川市の取組や義務教育9年間を見通すという視点で本指針の見直しを行うほか、各種研修会や学校訪問等を通して、本指針の一層の活用を促進します。

2 少人数学級編制の実施

「学習のきまりを守っている児童生徒の割合」については、小学校は93.2%、中学校は前年度より改善し99.5%となっており、今後も継続した取組により、生活習慣や学習習慣の早期定着を図るとともに、学年に応じた基礎学力の定着を図る必要があります。令和3年度の目標値は、令和2年度の実績を踏まえ、小学校は引き続き90%以上を維持することとし、中学校は90.0%とすることとします。

国では小学校の第2学年以上の学級編制の標準を令和3年度から5年かけて段階的に35人に引き下げることであり、北海道教育委員会でも35人以下学級編制を国に先行して学年進行で導入しています。

本市においても、これまで独自に少人数学級編制を実施してきていますが、教員のなり手不足が続く中、必要な市費負担教員の確保が大きな課題となっていることから、今後もこうした国や北海道教育委員会の動向を踏まえながら、教員の確保に取り組み、少人数学級編制を実施します。

また、研修機会の確保等により市費負担教員の資質能力の向上に努め、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図ります。

3 オンラインサービスを利用した学習支援システムの導入・活用

児童生徒の基礎的・基本的な学習の定着を図るため、授業での活用や予習・復習など児童生徒が自ら計画的に取り組む家庭学習の支援として、オンラインサービスを利用した学習支援システムを導入していますが、効果的な活用を図り、児童生徒個々の学びの状況に応じた指導や支援が必要です。

そのため、小・中学校の教員向けの研修を実施し、オンラインサービスを利用した学習支援システムの活用による授業や家庭学習での利用の促進を図ります。

4 教員の指導力向上を図る取組の推進

「各教科等の授業において、課題の解決に自ら考え取り組んでいる児童生徒の割合」は、小学校は92.1%、中学校は99.5%となっており、今後も自ら学びに向かう能力等の育成に向け、教員の指導力向上を図る必要があります。

そのため、令和3年度は、授業力向上プロジェクトチームを設置し、本市児童生徒の実態を踏まえた指導資料等を作成し、正答数の少ない層に該当する児童生徒の指導や支援の充実を図るとともに、教員の授業力向上に資する研修会を開催するほか、1人1台端末を活用した指導方法など、教育課題の解決に向けた実践研究に取り組む学校の指定による好事例の普及などを行い、教員の指導力の向上を図ります。

5 指導体制の充実と学習教材の整備

各学校において、地域の人材を活用した学習活動や個に応じた指導が進められていますが、今後も、基礎的・基本的な知識・技能の習得や主体的に学習に取り組む態度の育成に向け、外部人材を含めた指導体制の充実を図り、学習教材の整備を進める必要があります。

そのため、「あさひかわ子どもの学び人材リスト」の拡充を図り、各学校における外部人材の活用を促進するとともに、学生ボランティア等の人材を引き続き各学校へ派遣し、指導体制の充実を図ります。また、本市の児童生徒の実態を踏まえ、「旭川市学力向上学習プリント集」を作成するとともに、各学校に配付し、授業や家庭学習で活用できる学習教材の整備に努めます。

取組 2 新しい時代に対応した教育の推進

1 英語教育の推進

「英語の授業において、児童生徒の英語による言語活動を1単位時間の半分以上行っている教員の割合」は小学校では100%、中学校では84.7%であり、英語によるコミュニケーション能力の育成を目指した指導の充実が図られています。

引き続きALTや地域人材を小・中学校に派遣するとともに、授業で身に付けた力を試す場として、インターネット電話を活用した海外児童生徒との交流や児童生徒対象のイングリッシュ・チャレンジ教室による児童生徒の興味・関心を高める機会を提供します。また、「小学校教員英語ワークショップ」のほか、「小中学校教員英語力向上研修会」を開催し、教員の指導力向上を図ります。

2 情報教育の推進

「児童生徒のICT活用を指導できる教員の割合」は、76.6%となっており、文部科学省の「GIGAスクール構想」による児童生徒1人1台端末や校内ネットワークが整備されたことから、ICTを活用した学習活動の充実に向け、教員の指導力の向上を図る取組が必要です。

そのため、令和3年度の目標値は、令和2年度の実績を踏まえ、89.2%とし、引き続き、教員向けの研修会を開催するほか、旭川市教育実践推進事業の指定校による先進的な取組を市内小・中学校に普及するなど、各学校におけるICTの効果的な活用や指導技術の習得を図る研修の支援に努めます。

学校教育 基本施策2 豊かな心と健やかな体を育成する教育の推進

自分の大切さとともに他の人の大切さを認めるなど人権尊重の意識や、他人を思いやる心や生命を尊重する心、自己肯定感や自己有用感、感性や想像力など、豊かな情操を培い、豊かな心を育む教育の充実を図ります。また、「旭川市いじめ防止基本方針」に基づく取組を実施するなど、いじめや不登校の未然防止と早期発見・早期対応に取り組みます。

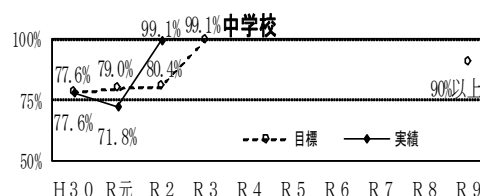
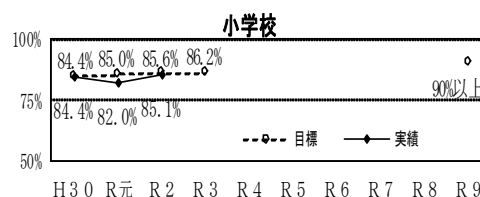
子どもたちが、生涯を通じて健康で安全に活力ある豊かな生活を送ることができるよう、児童生徒の体力の向上や健康の保持増進、食育や学校給食の充実など、健やかな体を育む教育の充実を図ります。

I 指標の状況

◆ 指標6

自分には、よいところがあると思っている児童生徒の割合

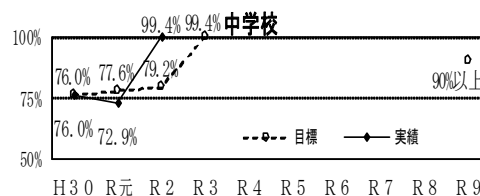
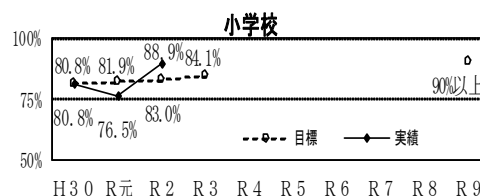
	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元 実績値との比較
小学校	85.6%	85.1%	未達成	⚠
中学校	80.4%	99.1%	達成	—



◆ 指標7

進んで仲間と関わり、自分の考えを深めたり、広げたりしている児童生徒の割合

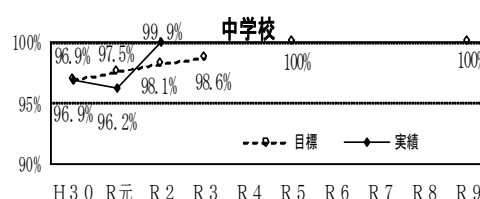
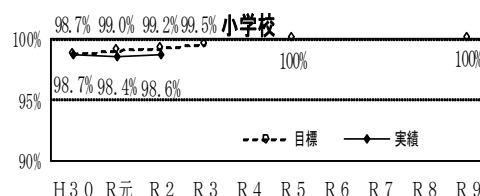
	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元 実績値との比較
小学校	83.0%	88.9%	達成	—
中学校	79.2%	99.4%	達成	—



◆ 指標8

いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合

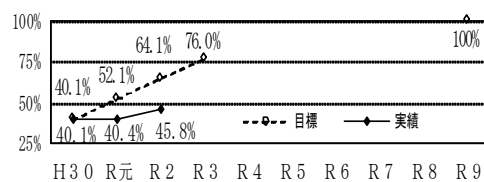
	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元 実績値との比較
小学校	99.2%	98.6%	未達成	⚠
中学校	98.1%	99.9%	達成	—



◆ 指標 9

専門機関や医療機関等において、相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合

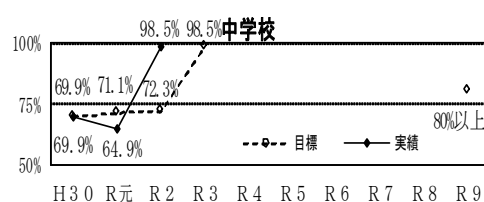
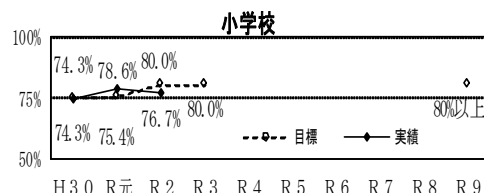
	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元 実績値との比較
	64.1%	45.8%	未達成	⬇



◆ 指標10

学校の授業時間以外に、普段読書をしている児童生徒の割合

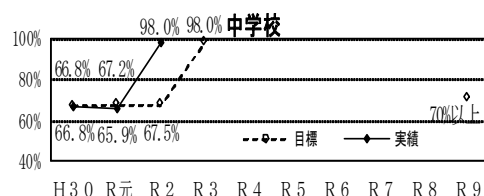
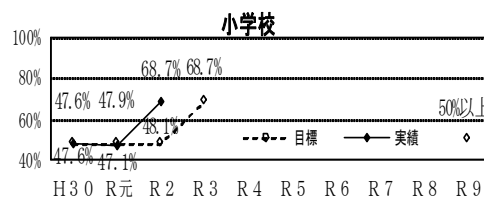
	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元 実績値との比較
小学校	80.0%	76.7%	未達成	⬇
中学校	72.3%	98.5%	達成	—



◆ 指標11

1週間当たりの総運動時間(体育・保健体育の授業を除く)が7時間以上の児童生徒の割合

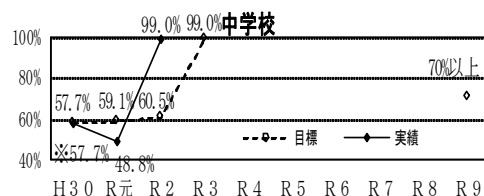
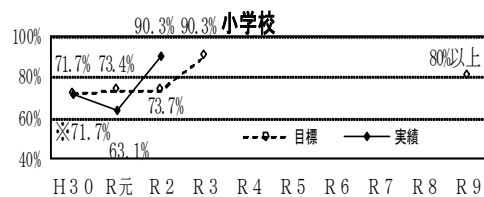
	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元 実績値との比較
小学校	48.1%	68.7%	達成	—
中学校	67.5%	98.0%	達成	—



◆ 指標12

学校給食が好きだと思う児童生徒の割合

	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元 実績値との比較
小学校	73.7%	90.3%	達成	—
中学校	60.5%	99.0%	達成	—



※ 実績値は平成29年度

Ⅱ 取組の状況

取組 3 豊かな心を育む教育の充実

1 道德教育の充実

小・中学校の教員を対象に、オンデマンド形式による「道德研修会」を開催し、小学校36校、中学校21校から85人の教員が参加しました。道德科の授業の充実と改善等の講義を通して、指導方法や評価の在り方について理解を深めました。

2 部活動や体験活動の充実

各学校では、部活動については、生徒の自主的、自発的な参加のもと、技能や体力の向上はもとより、異学年交流等による望ましい人間関係づくりなど、部活動の教育的意義を踏まえた活動が行われました。

体験活動については、自然体験活動やボランティア活動などを「教育課程編成の指針」に基づき編成した教育課程に位置付け、充実した取組が行われました。また、学校訪問や教育課程編成協議会等の各種研修会において、体験活動を効果的に位置付けた「教育課程編成の指針（総則編）」、「教育課程編成の指針（特別活動編）」の活用を促しました。

3 地域の教育資源の活用

「あさひかわ子どもの学び人材リスト」に新たに34人を追加し計307人、「あさひかわ子どもの学び施設リスト」に新たに1施設を追加し計83施設をそれぞれ登録し、両リストを各学校に配付しました。

各学校では、人材リストに登録している外部人材を、延べ159回、施設リストに登録している施設を、延べ169回活用するなど、地域の教育資源を効果的に活用した取組が行われました。

取組 4 いじめや不登校等への対応の充実

1 「旭川市いじめ防止基本方針」に基づく取組の推進

「生活・学習A c tサミット」をオンデマンド形式で開催し、全ての中学校の生徒会役員が参加して、各学校のいじめの未然防止に向けた取組をビデオ動画で紹介し合うとともに、「コロナ禍におけるいじめの未然防止について～差別や偏見、いじめをなくすために～」をテーマに協議しました。その後、協議に基づき、各中学校区ごとに中学校の生徒会が児童会と連携し、全ての小・中学校において医療従事者等への応援メッセージ作成や、差別や偏見を許さない「シトラスリボン運動」を実施しました。

「旭川市いじめ防止等対策委員会」を1回、「旭川市いじめ防止等連絡協議会」を2回開催し、いじめの未然防止に向けた本市の取組等について専門的な知見から助言をいただき、今後の取組の方向性について検討を行いました。さらに、オンデマンド形式で開催した「生徒指導研究協議会」においては、171人の教職員が参加し、いじめの防止、不登校や児童虐待への対応等について確認するとともに、児童生徒が主体となったいじめ防止等の取組の好事例を各小・中学校で共有しました。

いじめや不登校等の未然防止・早期解消に向け、中学校全26校へのスクールカウンセラーの配置や小学校全52校へのスクールカウンセラーの派遣を行い、児童生徒及び保護者の相談に対応しました。

2 不登校児童生徒への支援の充実

スクールカウンセラーを小・中学校に配置及び派遣し、不登校児童生徒の心理的な安定や悩みの解消などの取組や保護者等の相談支援体制の充実を図りました。

また、旭川市適応指導教室（ゆっくらす）では、不登校児童生徒の学校復帰を促すとともに学習機会を確保するため、児童生徒の実態に即した学習や体験活動等を行い、52人が通室をしました。

取組 5 豊かな感性を育み情操を培う教育の充実

1 文化芸術に親しむ機会の提供

和楽器の専門家を市内中学校等に派遣し、和楽器に関する学習の充実を図る伝統文化体験事業を17校で実施するなどして、児童生徒に文化芸術の素晴らしさを体感させるとともに、教員の指導力向上を図る和楽器の実技研修会を開催しました。

2 読書活動の充実

全ての小・中学校に兼務を合わせ学校司書52人を配置し、学校図書館の環境整備、児童生徒への資料の紹介や調べ活動のサポート等を行い、学校図書館としての機能の充実と、児童生徒の読書活動が推進されたほか、教員の教材研究での利用など、学校図書館が有効に活用されました。

また、学校司書を対象とした研修会を1回実施し、学校司書の資質・能力の向上を図りました。

3 各種大会選手派遣費の一部補助及び旭川市教育奨励賞の表彰

全道大会に出場した中学生11人の交通費や宿泊費の一部について補助を行い、保護者の負担を軽減するとともに、体育・文化活動の取組を支援しました。

また、学校及び地域社会で、体育・文化活動において優れた実績を挙げた生徒1人に旭川市教育奨励賞を授与するとともに、全国大会の実績等をホームページに掲載し、全国の舞台で輝かしい成績を挙げていることなどを周知しました。

4 地域の教育資源の活用（再掲）

※基本施策2の取組3（16ページ）に掲載

5 部活動の充実（再掲）

※基本施策2の取組3（16ページ）に掲載

取組 6 学校体育と学校保健の充実

1 体力や運動能力の向上、運動習慣の定着に向けた教員の指導力を高める取組の推進

児童生徒の体力・運動能力の向上や運動習慣の定着に向け、1校1実践の取組を推進するとともに、運動部活動の充実のほか、本市の冬の自然を生かし全ての小・中学校においてスキー学習を実施しました。

2 健康の保持増進を図る取組の推進

児童生徒の疾病の早期発見、早期治療につなげるため、学校保健安全法に基づく保健指導や定期健康診断を行うとともに、尿検査、心電図検査、脊柱側湾症検査、結核検査について、精密検査に係る費用の一部を助成し、保護者の負担軽減を図りました。また、薬物が心身に及ぼす影響について学ぶ「薬物乱用防止教室」を全ての小・中学校で実施しました。

環境衛生に関しては、学校環境衛生基準に基づく学校内の換気や保温、採光、照明、水質などの環境衛生検査を行い、健康的な学習環境の確保に努めました。

学校保健に関わる教職員の知識や技術の向上に関しては、学校訪問を行い、管理職や養護教諭に保健室の運営等について、指導・助言を行いました。

新型コロナウイルス感染症対策については、国の緊急事態宣言の発令に伴う北海道教育委員会の要請を受け、市内全ての小・中学校を臨時休業とした令和2年4月20日から5月31日までの期間も含め、文部科学省が示す「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、学校、保護者との連携による児童生徒の健康観察の継続などの感染症対策を行うとともに、感染拡大防止のため、全ての小・中学校に校舎内の消毒・清掃に必要な物品を配備しました。

3 各種大会選手派遣費の一部補助及び旭川市教育奨励賞の表彰（再掲）

※基本施策2の取組5（17ページ）に掲載

取組7 食育と学校給食の充実

1 食に関する指導の充実

食文化に関する知識や理解を深めることができるよう、毎月、全ての小・中学校に給食指導資料を配付するとともに、栄養教諭が食育の一環として給食を活用する場合を想定し、食料の生産や流通、食習慣などについて給食献立を踏まえた指導資料を作成するなど、学校における食に関する指導の充実に努めました。

また、国内外の食文化などについて学ぶ機会として、アメリカ料理である「ホットドック」「ガンボスープ」「フライドポテト」「アップルパイ」を提供しました。

2 地産地消の取組の推進

地産地消を推進するため、全ての小・中学校の給食において旭川産米粉を使用したパンを38回、メニューを10回提供するとともに、郷土の旬を味わう日として農業団体等と連携し、旭川産りんご「つがる」と旭川産新米「ゆめぴりか」を全ての小・中学校に、また、地元生産者からの寄附を受けた牛肉を使用したメニューを小・中学校22校に提供しました。

3 安全・安心な学校給食の提供

旧東旭川学校給食共同調理所を改築し、令和2年1月にHACCPの考えに基づく高度な衛生管理に対応した東旭川学校給食センター（愛称：ポプラキッチン）の供用を開始しました。

また、学校給食の調理従事者等に対する書面研修会を10月に開催し、学校給食の調理における衛生管理、安全管理の徹底を図りました。

4 給食費の公会計化の推進

令和元年度に国から示された「学校給食費の公会計化に関するガイドライン」を受け、業務システムや出納事務、予算管理など、公会計化に係る課題等について学校や庁内関係部局と意見交換、情報共有などを行うとともに、他都市における公会計化に係る状況の把握や業者等からの情報収集などを行いました。

Ⅲ 今後の課題と改善に向けた方向性

取組3 豊かな心を育む教育の充実

1 道徳教育の充実

「自分には、よいところがあると思っている児童生徒の割合」は、小学校で85.1%、中学校で99.1%でした。また、「進んで仲間と関わり、自分の考えを深めたり、広げたりしている児童生徒の割合」は、小学校で88.9%、中学校で99.4%となっており、今後も、自己肯定感や人間関係力、自他を大切にする心や生命を尊重する心などの醸成や育成が大切です。

そのため、各学校において、全ての教育活動を通じて、児童生徒のよさを認め励ます指導や、仲間と互いに理解し、信頼し助け合うなどの人間関係に配慮した指導の充実に努めるとともに、児童一人一人が自分事として捉え、深く考え、議論する教育活動の充実に努めます。また、「教育課程編成の指針（特別の教科 道徳編）」の活用を促進するとともに、授業参観や研究協議による「道徳科研修会」を開催し、指導方法や評価などの理解を深めます。

2 部活動や体験活動の充実

部活動については、今後も各関係団体と指導方法等に関わる協議を進めるとともに、各学校において、部活動の教育的意義を大切にしたい指導を継続します。

体験活動については、「小学校教育課程編成協議会」等の研修会において、体験活動を各学年に位置付けた「教育課程編成の指針」を活用し、効果的な指導への教職員の理解を深めます。

3 地域の教育資源の活用

各学校においては、「あさひかわ子どもの学び人材リスト」及び「あさひかわ子どもの学び施設リスト」に登録されている地域人材や施設等が活用されていますが、一層の活用を促し、教育活動の充実を図る必要があります。

そのため、「教育課程編成の指針」に記載している活用例に基づき、幅広い教科等で地域の人との触れ合いや施設訪問などの豊かな心や情操を育む学習活動が充実するよう、新たな地域資源を発掘し、人材及び施設リストの拡充を図ります。

取組 4 いじめや不登校等への対応の充実

1 「旭川市いじめ防止基本方針」に基づく取組の推進

「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合」は、小・中学校ともに9割を超えていますが、児童生徒一人一人がいじめについて考え、いじめを許さないという意識を高めるとともに、全ての小・中学校において、「旭川市いじめ防止基本方針」を踏まえて策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づき、市や教育委員会、学校、関係機関等の連携の下、いじめの防止等の対策を推進する必要があります。

そのため、小・中学校へのスクールカウンセラーの配置・派遣や「生活・学習A c t サミット」、「旭川市いじめ防止等連絡協議会」、「旭川市いじめ防止等対策委員会」及び「生徒指導研究協議会」の開催など、「旭川市いじめ防止基本方針」に基づく取組の充実を図ります。

2 不登校児童生徒への支援の充実

各学校における未然防止等に向けた取組や支援とともに、当該児童生徒や保護者が、それぞれの状況に応じて、専門機関や医療機関等による専門的な相談・指導等を受けることのできる機会を確保・提供する必要があります。

そのため、各学校、スクールカウンセラー及び旭川市適応指導教室（ゆっくらす）、子ども総合相談センター等が相互に連携を深め、当該児童生徒や保護者へ関係機関を周知し、相談等を受けることができるよう一層の働きかけを行うなど、不登校児童生徒への相談支援体制の充実を進めます。

取組 5 豊かな感性を育み情操を培う教育の充実

1 文化芸術に親しむ機会の提供

ミュージカルやコンサート鑑賞、中学校への和楽器の専門家の派遣等を実施していますが、今後も児童生徒が文化芸術に触れ、その素晴らしさを体感することができる機会を提供する必要があります。

そのため、引き続き、小学校6年生を対象としたミュージカル鑑賞教室を実施するとともに、中学校に和楽器の専門家を派遣し、音楽の授業の充実と教員の指導力向上を図ります。

2 読書活動の充実

「学校の授業時間以外に、普段読書をしている児童生徒の割合」は、小学校では76.7%、中学校では98.5%となっており、今後も読書活動を通じて、児童生徒の人間性や教養、想像力等を育むとともに、教育課程の効果的な実施に寄与する必要があります。

そのため、令和3年度の目標値は、令和2年度の実績を踏まえ、小学校は80.0%、中学校は73.5%とし、今後も学校司書を全ての小・中学校に継続配置するとともに、司書教諭や学校司

書を対象とした研修会の実施や学校図書館の蔵書充実等，児童生徒の読書環境を整備します。

3 各種大会選手派遣費の一部補助及び旭川市教育奨励賞の表彰

体育・文化活動の分野において，引き続き，全道・全国大会に出場する児童生徒の交通費や宿泊費の一部補助を行うとともに，優れた実績を挙げた児童生徒又は団体を対象に，「旭川市教育奨励賞表彰」を授与します。

4 地域の教育資源の活用（再掲）

※基本施策2の取組3（19ページ）に掲載

5 部活動の充実（再掲）

※基本施策2の取組3（19ページ）に掲載

取組6 学校体育と学校保健の充実

1 体力や運動能力の向上，運動習慣の定着に向けた教員の指導力を高める取組の推進

「1週間当たりの総運動時間（体育・保健体育の授業を除く）が7時間以上の児童生徒の割合」が，小学校で68.7%，中学校で98.0%であったことから，児童生徒が運動の楽しさやよさを実感し，進んで運動に親しむよう，運動習慣の定着を図るとともに，児童生徒が体力や運動能力の向上を図る指導を充実する必要があります。

そのため，引き続き，体育の授業の工夫・改善や1校1実践，運動部活動等の取組を推進するほか，児童生徒自らが運動習慣や生活習慣の改善に役立てることができる「体力手帳」の配付を行うとともに，教員研修会を開催し，教員の指導力の向上を図ります。

2 健康の保持増進を図る取組の推進

児童生徒の健全な成長に資するよう，健康の保持増進のための取組を継続的に行う必要があることから，学校保健安全法に基づく保健指導や定期健康診断を適切に行うとともに，精密検査が必要な場合の費用の一部助成を継続し，保護者の負担軽減を図ります。

また，薬物が心身に及ぼす影響について学ぶ「薬物乱用防止教室」を継続するとともに，健康的な学習環境の確保のため，学校環境衛生基準に基づく各種検査を行います。

学校保健に関わる教職員の知識や技術向上の取組については，養護教諭等を対象とした「学校保健研修会」を開催します。

新型コロナウイルス感染症対策については，「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき，家庭と連携して児童生徒の毎日の検温等の健康観察を継続するなど感染拡大防止に取り組むとともに，新しい生活様式に基づいた学校生活が定着するよう努めます。また，校舎の消毒等に必要な衛生用品を計画的に配備します。

3 各種大会選手派遣費の一部補助及び旭川市教育奨励賞の表彰（再掲）

※基本施策2の取組5（20ページ）に掲載

取組7 食育と学校給食の充実

1 食に関する指導の充実

「学校給食が好きだ」という児童生徒の割合」については，小学校で90.3%，中学校で99.0%となっており，今後は，メニュー等の改善，工夫と併せ，児童生徒が学校給食を通じて，食に対する興味を持ち，望ましい栄養バランスや食習慣の重要性，地域の農産物，世界や国内各地の食文化などに関する知識や理解を深めていくことが必要です。

2 地産地消の取組の推進

児童生徒が、学校給食を通じて地元産の食材や食文化に対する知識を養っていくことは、地域振興はもとより、ふるさと旭川への愛着を育む上でも重要です。

そのため、引き続き、旭川産のりんごや新米など郷土の旬を味わう日の実施などにより、生産者との交流を通じて地元産の食材に関する理解を深めるなど、地産地消の取組を推進します。また、旭川産の米粉を使用したパンや料理については、給食メニューとして定着していますが、児童生徒に対するアンケートなどにより、食育や地産地消の観点から検証します。

3 安全・安心な学校給食の提供

食に対する意識の高まりや食物アレルギーを有する児童生徒の増加などに伴い、学校給食における安全、安心の確保がより一層重要になっています。

そのため、給食調理施設の適切な維持管理や職員研修の実施などにより、引き続き、衛生管理、安全管理の徹底を図るとともに、マニュアル等に基づき、アレルギー事故の未然防止などに取り組めます。

4 給食費の公会計化の推進

給食費の公会計化は、教職員の負担軽減や会計処理に係る透明性の確保のため必要な取組であり、財源や人員の確保、システムの構築など多くの課題を整理した上で速やかに進めていく必要があります。引き続き、学校や関係部局と公会計化に向けた協議・調整を進め、公会計化の具体的な手法やスケジュール等について決定していきます。

学校教育 基本施策3 子どもたちの多様な個性を伸ばす教育の推進

旭川の豊かな自然や産業、伝統や文化、多様な人材や施設など、恵まれた教育資源を活用した体験活動や取組などを推進し、子どもたちが自分やふるさとのよさを知り、自己の将来や社会づくりに生かすことができる、地域に根ざしたキャリア教育の充実を図ります。

教育上特別の支援を必要とする児童生徒や帰国・外国人児童生徒等を初め、全ての子どもたちが持つ能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、協調性や多様性を尊重し、一人一人のニーズに対応した教育の充実を図ります。

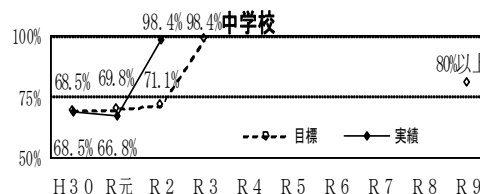
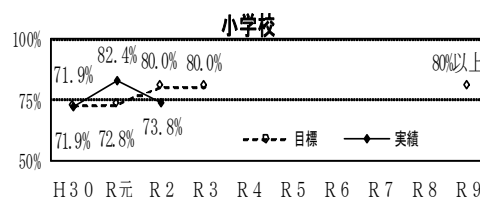
I 指標の状況

◆ 指標13

授業や課外活動で地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会のある児童生徒の割合

	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較
小学校	80.0%	73.8%	未達成	⬇️
中学校	71.1%	98.4%	達成	—

※ 第2期旭川市学校教育基本計画の当初の指標では、「旭川市の人材や施設等を効果的に活用するなど、特色ある教育活動に取り組んでいる学校の割合」としておりましたが、児童生徒への調査の結果に基づき平成30年度の数値を把握していたため指標の修正を図り、令和元年度からの取組の点検・評価を実施することとしました。



◆ 指標14

特別支援教育に係る校内研修を実施し、かつ、教職員が外部の研修に参加した学校の割合

	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較
小学校	100.0%	100.0%	達成	—
中学校	100.0%	100.0%	達成	—



II 取組の状況

取組8 ふるさと旭川の特徴を活かした教育の充実

1 ふるさと旭川への理解を深める学習の充実

新学習指導要領の内容を踏まえ、改定した社会科副読本「あさひかわ（令和2年度版）」を小学校3・4年生に配付しました。

また、「あさひかわ子どもの学び人材リスト」に34人、「あさひかわ子どもの学び施設リスト」に1施設を新たに加え、両リストを各学校に配付するとともに、教員向け研修会等において両リストの活用を促しました。

さらに、NPO法人によるバスレンタル事業により、小学校の教科等における旭山動物園の活用

促進を図り、ふるさと旭川の特徴を活かした教育活動に取り組みました。

2 ふるさと旭川のよさを生かしたキャリア教育の充実

児童生徒が各教科の学習や学校行事等の体験的な活動を振り返って記録し、自身の成長等を自己評価することができるキャリア・パスポートAsahikawaを作成し、配付しました。

また、教育課程編成協議会等の研修会において、「教育課程編成の指針（特別活動編）」や「教育課程編成の指針（総合的な学習の時間編）」に基づき、地域の教育資源を効果的に活用した職場体験や職業講話等を各学校のキャリア教育の計画に位置付けるとともに、活動内容の充実について理解を深めました。

取組 9 一人一人のニーズに対応した教育の充実

1 特別支援学級・通級指導教室の開設や特別支援教育補助指導員の配置

令和2年度は、小学校253学級、中学校112学級の合計365学級の特別支援学級及び26校35教室の通級指導教室を開設しました。

また、小学校41校に66人、中学校16校に17人の特別支援教育補助指導員を配置し、そのうち、医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、小学校に12人、中学校に2人の看護師の配置を行い、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導・支援に努めました。

2 特別支援教育等に関する研修会の開催

全ての小・中学校において、児童生徒の実態に応じた支援を図る校内研修を実施しました。

また、特別支援教育に関する理解を促進するため、「特別支援教育コーディネーター研修会」を2回開催し、特別支援教育等を担当する教員延べ78人が参加し、資質・能力の向上を図りました。

3 子ども総合相談センター等との連携

子ども総合相談センター等の関係機関と連携し、特別な配慮が必要な児童生徒や就学相談について、継続して情報共有を行うとともに、愛育センターなど関係機関や幼稚園・保育所等の職員及び保護者を対象に、就学に関する説明会を実施しました。

4 児童生徒の多様性への配慮や帰国・外国人児童生徒への支援

各学校における人権教育の取組のほか、「性の多様性に関する研修会」を開催し、教諭及び養護教諭29人を対象に、性同一性障害や性の多様性に関する講演等を通じて、児童生徒への指導や教育相談における配慮等について、理解を深めました。

また、帰国・外国人児童生徒が在籍する学校では、担当教員の個別指導に加え、退職教員等のボランティアの配置や音声翻訳機を整備し、帰国・外国人児童生徒が学校生活に円滑に順応できるよう支援しました。

5 幼児教育との接続を図るスタートカリキュラムの充実

「教育課程編成の指針（総則編）」の中にスタートカリキュラムの編成を新たに位置付け、各学校に配付するとともに、小学校では入学した児童が学校生活へ順応できるよう、本資料に基づいてスタートカリキュラムの見直しを行いました。

また、小学校教育課程編成協議会等の研修会において、幼稚園教育要領のねらいや内容、幼稚園や認定こども園等との連携の意義や、入学した児童が安心感をもち、自分の力で学校生活を送ることができるよう学習環境を整えることの重要性について理解を深めました。

Ⅲ 今後の課題と改善に向けた方向性

取組 8 ふるさと旭川の特徴を活かした教育の充実

1 ふるさと旭川への理解を深める学習の充実

「授業や課外活動で地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会のある児童生徒の割合」は、小学校では73.8%、中学校では98.4%となっており、今後も、各学校において、旭川の教育資源を活用した特色ある教育活動の一層の充実に努め、児童生徒が旭川についての理解を深め、愛着と誇りを持つことができるよう取組を進める必要があります。

そのため、令和3年度の目標値は、令和2年度の実績を踏まえ、小学校は引き続き80%以上を維持すること、中学校は80%以上とすることとし、今後も、社会科副読本「あさひかわ」を小学校3年生に配付するとともに、「あさひかわ子どもの学び人材リスト」及び「あさひかわ子どもの学び施設リスト」の充実や、バスレンタル事業の提供による旭山動物園の活用の促進に努めます。また、「教育課程編成協議会」等の研修会を通して、各学校の教育課程に、旭川の教育資源を効果的に位置付けるよう指導・助言し、ふるさと旭川の特徴を活かした教育活動の充実に図ります。

2 ふるさと旭川のよさを生かしたキャリア教育の充実

各学校では、キャリア教育の指導計画等を作成し、キャリアノートの活用や体験活動などにより、キャリア教育の充実に努めてきましたが、今後も地域に根ざしたキャリア教育を推進する必要があります。

そのため、新たに作成したキャリア・パスポートAsahikawaの活用を促進するとともに、「あさひかわ子どもの学び人材リスト」及び「あさひかわ子どもの学び施設リスト」の効果的な活用を図り、旭川の人材や教育資源等を教育課程に位置付け、計画的・組織的にキャリア教育を推進します。

取組 9 一人一人のニーズに対応した教育の充実

1 特別支援学級・通級指導教室の開設や特別支援教育補助指導員の配置

各学校の特別な支援が必要な児童生徒や保護者のニーズや支援の状況を把握し、引き続き医療的ケアを必要とする児童生徒への看護師配置も含めた特別支援教育補助指導員を各学校の状況に応じ配置します。

2 特別支援教育等に関する研修会の開催

「特別支援教育に係る校内研修を実施し、かつ、教職員が外部の研修に参加した学校の割合」は、小・中学校ともに100%となりましたが、多様化する児童生徒の教育的ニーズを把握し適切な指導、支援を行うためには、特別支援教育を担当する教員はもとより、全ての教職員が、自校の児童生徒の情報共有を図るとともに、特別支援教育に関する研修を不断に行う必要があります。

そのため、令和3年度の目標値は、令和2年度の実績を踏まえ、100%を維持することとし、今後は、引き続き、学校の要請に応じて特別支援教育担当指導主事を派遣するなど、校内研修の充実に努めるとともに、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育補助指導員の研修会を実施し資質・能力の向上を図ります。

3 子ども総合相談センター等との連携

特別な教育的ニーズのある児童生徒が就学前から学齢期にかけて必要な支援を受けるためには、教育・保健・福祉等、複数の関係機関の連携が必要です。

そのため、引き続き関係機関との情報共有や説明会の実施と併せて、保護者向けの分かりやすい資料を作成・配付するなど、幼児期から学齢期における成長段階や、一人一人の特性に応じた切れ目のない支援の充実に図ります。

4 児童生徒の多様性への配慮や帰国・外国人児童生徒への支援

今後も、児童生徒一人一人の個性が尊重され、よさや可能性が発揮できるよう、多様性への配慮に関する研修会を開催し、教職員の理解を深め、指導力の向上を図るとともに、退職教員等のボランティアの配置や音声翻訳機の整備等により、帰国・外国人児童生徒に対し、きめ細かな指導ができるよう支援の充実を図ります。

5 幼児教育との接続を図るスタートカリキュラムの充実

各小学校においては、入学した児童が円滑に学校生活へ順応できるよう、スタートカリキュラムが整備され、その充実が図られていますが、幼稚園教育要領のねらいや内容や児童一人一人の発達等を踏まえ、幼児教育との円滑な接続のもと、指導内容や指導方法の一層の工夫に努める必要があります。

そのため、引き続き、各学校に「教育課程編成の指針（総則編）」や「教育課程編成の指針（生活編）」の活用を促すとともに、幼稚園や認定こども園等の意見などを参考にしたスタートカリキュラムの作成を通して、入学後の指導の充実を図ります。

学校教育 基本施策4 子どもたちの安全対策の充実

子どもたちの安全を確保し、安心して学ぶことができるよう、学校安全計画や危機管理マニュアル等の不断の見直し・改善を図り、危機管理体制を整備し、学校安全に係る取組を推進します。

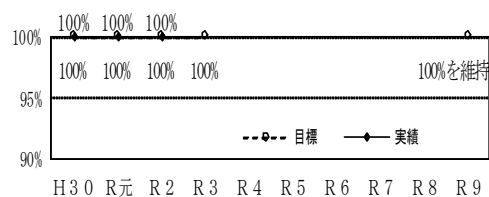
子どもたちが、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、進んで安全で安心な社会づくりに貢献できるよう資質・能力を育む安全教育の充実を図ります。また、家庭や地域、関係機関等と連携・協働し、交通安全や防犯に関する教育、自然災害も含めた防災訓練を実施するとともに、登下校時の安全確保などの安全対策の充実を図ります。

I 指標の状況

◆ 指標15

学校安全計画の検証・見直しをしている学校の割合

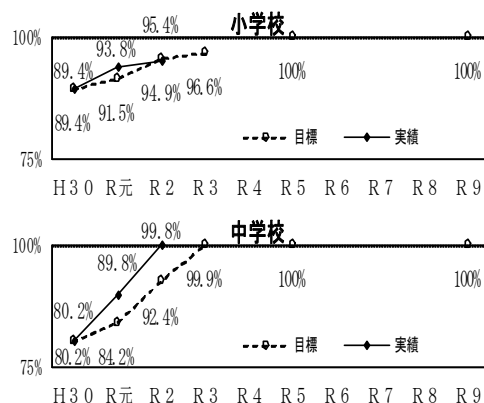
	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元 実績値との比較
	100.0%	100.0%	達成	—



◆ 指標16

自他の安全に気を付けて生活している児童生徒の割合

	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元 実績値との比較
小学校	95.4%	94.9%	未達成	⚠
中学校	92.4%	99.8%	達成	—



II 取組の状況

取組10 危機管理体制の整備

1 危機管理対策マニュアル等に基づく危機管理の徹底

関係機関と連携して、気象情報等について各学校へ情報を提供し、児童生徒の確実な安全確保に向けた注意喚起を行うなど、危機の未然防止に努めました。

また、各学校において、事故及び災害等の未然防止や、事故発生時の適切な対応が行われるよう、学校安全計画や危機管理マニュアルの見直しを行い、教職員の事故対応等に関する共通理解と体制整備に努めました。

2 教育情報セキュリティ対策の徹底

文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づく教育情報セキュリティ対策の徹底のため庁内協力体制を構築するとともに、全学校で教育情報セキュリティに係るガ

イドラインを作成し、教育情報の取扱い等について校内研修で理解を深めました。

取組 1 1 安全教育と安全対策の充実

1 安全教育の推進

全ての小・中学校において、交通安全教室、防犯教室や防犯訓練、火災や地震、風水害を想定した避難（防災）訓練を実施し、児童生徒が事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動ができるよう、実践的な態度や能力の育成に努めました。

2 通学路の安全確保や安全対策の推進

学校の通学路における安全確保を図るため、警察や道路管理者、地域等と連携し 17 箇所の合同点検を行い、対応策の検討、改善を進めました。加えて、交通ルールやマナーに関する情報提供や防災安全部主催の「わかば教室」など交通安全に関わる事業の周知等を行いました。

児童生徒が安心して学校へ通い地域で過ごすことができるよう、町内会や市民委員会防犯部等の関係団体と連携し、子ども 110 番の家の旗を 2,429 件設置するとともに、公用車 34 台を子ども 110 番の車に指定し、運行しました。また、全ての小・中学校において、PTA や学校支援ボランティア等による登下校時の見守り活動を行うとともに、安全マップの更新や見直しを行いました。

Ⅲ 今後の課題と改善に向けた方向性

取組 1 0 危機管理体制の整備

1 危機管理対策マニュアル等に基づく危機管理の徹底

「学校安全計画の検証・見直しをしている学校の割合」は 100 % であり、全ての小・中学校で実施されていますが、事故等の発生や近年多発している自然災害への対応などを踏まえ、児童生徒の生命や身体を守ることができるよう不断に危機管理の徹底を図る必要があります。

そのため、今後も、各学校において学校安全計画や危機管理マニュアルの検証・見直しを継続し、危機の未然防止や状況に応じた取組の充実を図ります。また、教育委員会と学校が一体となって危機事態に対応する体制の充実に向け、「学校教育部危機管理マニュアル」の見直しを行います。

2 教育情報セキュリティ対策の徹底

情報セキュリティに対する危機管理の徹底を図るため、教育情報セキュリティの重要性などについて、教育情報セキュリティ管理者等を対象とした研修会を実施し周知徹底を図るとともに、各学校の校内研修等を通じて教職員一人一人の理解の深化や意識を高める取組を進めます。

取組 1 1 安全教育と安全対策の充実

1 安全教育の推進

「自他の安全に気を付けて生活している児童生徒の割合」は、小・中学校ともに前年度より改善し、小学校では 94.9 %、中学校では 99.8 % となっていますが、今後も、引き続き、各学校において、児童生徒の危険予測・回避能力等を育成する安全教育の充実を図る必要があります。

そのため、令和 3 年度の目標値は、令和 2 年度の実績を踏まえ、小学校は 96.6 %、中学校は 99.9 % とし、各学校において、警察等の関係機関と連携した防犯教室、交通安全教室等の各種安全教室や避難訓練を実施し、児童生徒の実践的な態度や能力を育成するなど、安全教育の充実を図ります。

2 通学路の安全確保や安全対策の推進

児童生徒が安全に通学したり，地域で過ごしたりできるよう，引き続き，家庭や地域と協力し，児童生徒の安全・安心を確保する必要があります。

そのため，引き続き，「旭川市通学路安全プログラム」に基づく，通学路の合同点検を実施するとともに，子ども110番の家・車の取組のほか，各学校におけるPTAや学校支援ボランティア等と協力した登下校時の見守り活動や，安全マップの更新・見直しを行います。

学校教育 基本施策5 教育環境の充実

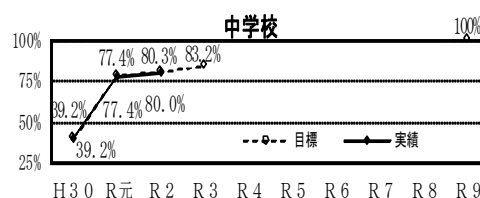
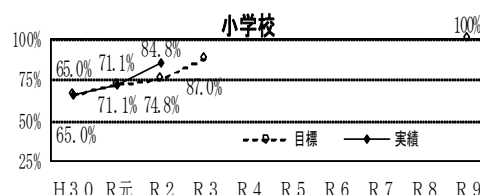
子どもたちが質の高い教育を安心して受けることができるよう、教材・教具やICT環境の整備、学校施設や設備の整備、耐震化、適正な学校規模の確保などを計画的に進めるとともに、就学援助制度による保護者の経済的負担を軽減する取組を進めるなど、教育環境の充実を図ります。

I 指標の状況

◆ 指標17

大型提示装置の整備率（普通教室＋特別教室）

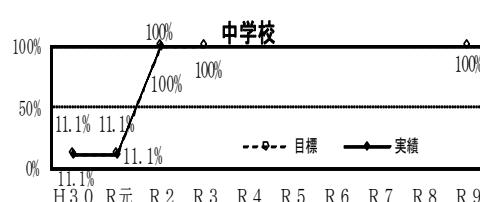
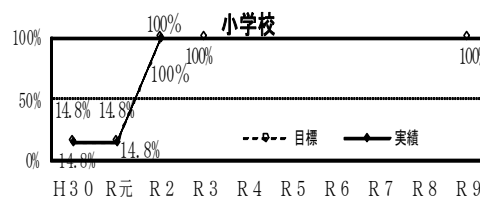
	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元 実績値との比較
小学校	74.8%	84.8%	達成	—
中学校	80.3%	80.0%	未達成	⬇



◆ 指標18

無線LAN環境を整備済みの学校の割合

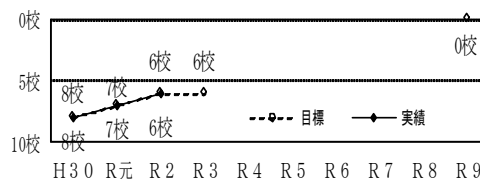
	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元 実績値との比較
小学校	100.0%	100.0%	達成	—
中学校	100.0%	100.0%	達成	—



◆ 指標19

耐震性のない、又は、耐震診断未実施の学校数

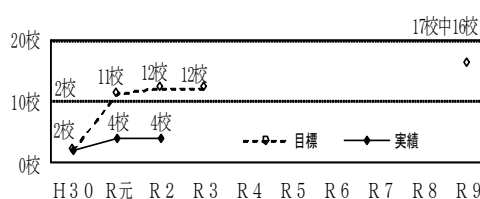
	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元 実績値との比較
	6校	6校	達成	—



◆ 指標20

適正な学校規模の確保

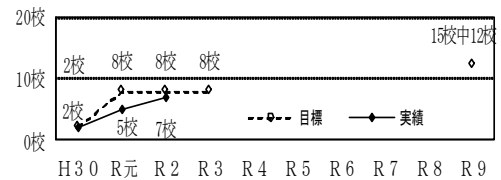
	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元 実績値との比較
	17校中12校	17校中4校	未達成	⬇



◆ 指標21

小・中学校の通学区域の整合性

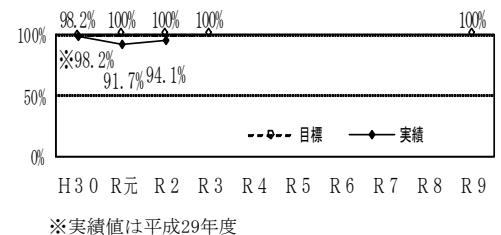
目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元 実績値との比較
15校中8校	15校中7校	未達成	📉



◆ 指標22

就学援助制度を知っている割合

目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元 実績値との比較
100.0%	94.1%	未達成	📉



II 取組の状況

取組 1 2 教材・教具の整備

1 教育課程の実施に要する教材・教具やICT環境の整備

教育課程の実施に必要な教材や施設管理に係る一般備品、学校維持管理に必要な消耗品等を整備しました。理科教育設備整備費等補助金を活用し、小学校11校、中学校5校に、理科・算数及び数学に関する教育教材を整備しました。

また、プログラミング教育の一環として、人型ロボット教材を8台導入し、全ての小学校53校で活用しました。

さらに、「国の2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を踏まえ、大型提示装置を小学校の普通教室の84.8%、中学校の普通教室の80%に整備しました。

取組 1 3 施設等の改修・維持管理及び耐震化の推進

1 施設整備の改修・修繕

校舎・体育館などの建物をはじめ、電気、給水、暖房等の各設備のほか、グラウンドの遊具について各学校と連携しながら必要な改修や修繕を実施し、児童生徒の教育環境の充実を図りました。

また、学校施設の長寿命化及び維持管理の適正化などを推進するとともに、施設整備等に係る財政負担の軽減、平準化を図り、学校施設に求められる機能・性能を確保することを目的として、「旭川市学校施設長寿命化計画」を策定しました。

改修工事については、六合中学校、愛宕中学校、北星中学校及び永山南中学校の受変電設備改修工事を実施しました。

2 法定点検等の実施

小学校52校及び中学校26校（うち小中併置校3校）で建物本体や各設備の建築基準法に基づく法定点検を実施するとともに、暖房、電気、給水、消防、遊具の各種点検や施設、設備、石綿材、フロン使用箇所、樹木、落雪等の日常点検を実施し、児童生徒の安全確保及び学校施設の適正な維持管理を図りました。

3 校舎等の増改築・大規模改修の実施

耐震性のない校舎・体育館の増改築工事及び設計等のほか、老朽化した暖房設備・トイレの大規模改修工事を実施し、児童生徒の教育環境の整備を図りました。

改築については、東栄小学校の校舎・体育館の増改築工事等、千代田小学校の増改築の実施設計、また、豊岡小学校の増改築の基本設計、また、永山西小学校の増改築に向け、国の補助金活用に必要な耐力度調査を実施しました。

大規模改修については、大有小学校及び緑新小学校の校舎並びに体育館の暖房設備改修工事、神居東小学校のトイレ改修工事、雨紛小学校、日章小学校、永山東小学校、富沢小学校、東鷹栖中学校及び桜岡中学校の体育館の暖房設備改修工事、共栄小学校、愛宕東小学校、東町小学校、雨紛小学校、大町小学校、近文第2小学校、緑新小学校及び東五条小学校の校舎並びに緑新小学校、大有小学校、向陵小学校、永山東小学校、西神楽中学校及び江丹別中学校の体育館のアスベスト含有断熱材を使用した煙突の改修工事を実施しました。

取組 1 4 小・中学校の適正配置の推進

1 「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づく取組の推進

「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づき、令和2年度は、卒業生の進学先中学校が複数に分かれていた旭川小学校及び愛宕東小学校について、それぞれ進学先の中学校が1校となるよう、関係する学校の通学区域を見直しました。また、同様に、旭川第5小学校の卒業生の進学先中学が複数に分かれる状況を解消するため、旭川第5小学校の通学区域について見直しました。

2 廃校校舎等の跡利用

統合により廃校となった校舎等の跡利用に向け、廃校校舎等の情報を旭川市の公式ホームページ等に掲載するなど、廃校校舎等を有効活用するため、跡利用希望者を募集しました。

取組 1 5 教育機会均等のための経済支援

1 就学援助の実施

経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学援助認定基準に該当する保護者に、学用品費や修学旅行費、学校給食費等を支給しました。

就学援助認定者数は、小学校では2,701人、中学校では1,599人となっています。

2 特別支援教育就学奨励費事業の実施

特別支援学級及び通級指導教室等に在籍する児童生徒（生活保護、就学援助を受けている児童生徒を除く。）の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、世帯の収入に応じ、学用品費や修学旅行費、学校給食費等を支給しました。

特別支援教育就学奨励費認定者数は、小学校では574人、中学校では209人となっています。

3 子育て支援会議等への参画

子育て支援会議幹事会に参画し、子どもの貧困対策に関わる課題や子ども・保護者を取り巻く状況等の情報共有を図りました。

4 オンラインサービスを活用した学習支援

児童生徒の学びの状況に応じた補足的な学習や家庭学習等を支援するため、経済的な理由によらず、全ての児童生徒が活用できるオンラインサービスを利用した学習支援を行いました。また、学習支援システムの活用例等の理解を図る教員向け研修会を実施しました。

Ⅲ 今後の課題と改善に向けた方向性

取組 1 2 教材・教具の整備

1 教育課程の実施に要する教材・教具や I C T 環境の整備

各学校が教育課程を適切に実施できるよう、引き続き、各学校の状況や予算に応じ、新学習指導要領に即した教材・教具の整備や、国の「2018年度以降の学校における I C T 環境の整備方針」等を踏まえた取組を進める必要があります。

そのため、理科教育設備整備等補助金を活用した理科実験用教材等の計画的な整備のほか、プログラミング教育用教材の効率的な活用など、学校の教育環境の充実に努めます。

取組 1 3 施設等の改修・維持管理及び耐震化の推進

1 施設整備の改修・修繕

本市の学校施設は、建築後 30 年以上が経ち、老朽化が進んでいる建物が多いことから、引き続き、校地・校舎の維持及び良好な教育環境の保持に向け、必要な改修や修繕を実施していく必要があります。

そのため、今後も各学校施設の老朽化等の状態を把握しながら、適宜、改修や修繕を行うとともに、将来、増加が見込まれるこれらの費用の平準化を図るため、「旭川市学校施設長寿命化計画」に基づき、施設等の整備や維持に係る取組を推進します。

2 法定点検等の実施

児童生徒の安全確保及び学校施設の適正な維持管理を行うため、建築基準法に基づく法定点検をはじめ、他の法令等に基づく各種点検や日常点検などを実施し、施設設備の改善等を図っていく必要があります。

そのため、建築士等の有資格者による建築基準法に基づく法定点検、委託等による各種点検及び学校と連携した日常点検を継続して実施します。

3 校舎等の増改築・大規模改修の実施

「耐震性のない、又は、耐震診断未実施の学校数」は、目標値の 6 校に達したものの、児童生徒の安全な教育環境及び学校生活の確保に向けては、耐震化を早期に完了させるとともに老朽化対策を確実に実施していく必要があります。

そのため、各学校施設の老朽化等の実態や適正配置の進捗状況、費用の平準化等を踏まえた上で、耐震性のない校舎・体育館の増改築工事及び老朽化した暖房・給水設備等の大規模な改修工事を実施し、学校施設の整備を推進します。

取組 1 4 小・中学校の適正配置の推進

1 「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づく取組の推進

「旭川市立小・中学校適正配置計画」において、計画第 2 期（令和 2 年度から令和 6 年度まで）には、計画第 1 期（平成 27 年度から令和元年度まで）の未了分も含め、5 学級以下の小・中学校及び通常の学級の児童数が 100 人以下の 6 学級から 11 学級である小学校の合計 12 校の統廃合と、進学先中学校が複数に分かれている小学校 4 校の通学区域の見直しに取り組むこととしていたことから、指標 20「適正な学校規模の確保」については 12 校、指標 21「小・中学校の通学区域の整合性」については 8 校を令和 2 年度の目標値としていましたが、令和 2 年度までの進捗は、統廃合は 4 校、通学区域の見直しは 7 校実施となり、目標値に達しませんでした。

学校の統廃合や通学区域の見直しは、保護者や地域の合意を得て進めることとしていますが、実施に前向きな意見がある一方、教育環境が変わることや通学区域が遠くなること、学校がなくなる

ことについての心配、現状規模の学校を望む意見もあり、様々な意見がある中で、合意を得るに至っていない学校や地域があります。

今後も、児童生徒のより良い教育環境の整備について、保護者や地域と議論を深め、合意を得て、学校の統廃合や通学区域の見直しを進めます。

2 廃校校舎等の跡利用

統合により廃校となった校舎等の跡利用に向け、廃校校舎等の情報を旭川市の公式ホームページなどへ掲載するなど、跡利用希望者を募集し、廃校校舎等の有効活用を促進します。

取組 15 教育機会均等のための経済支援

1 就学援助の実施

平成30年度の指標の数値は、子育て支援部が実施した調査結果に基づいていますが、「第2期旭川市学校教育基本計画」の策定を期に、状況の改善に向け、より詳細な保護者の実態を把握するため、令和元年度以降は、小・中学校全学年の保護者を対象に新たに調査を実施することとし、調査結果では、「就学援助制度を知っている割合」が94.1%となっていることから、全ての保護者に就学援助制度を周知できるよう、取組が必要です。

そのため、本調査においては、就学援助制度の認知の有無のほか、認知した方法や今後の効果的な周知の方法等も調査項目とし、保護者への効果的な周知方法について一層の検討を進めます。また、引き続き、全保護者への制度案内の配付や、校内のポスター掲示、旭川市公式SNSを活用した制度の周知を行うほか、次年度以降の取組の検証・改善を図るため、調査を継続します。今後も経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費や修学旅行費、学校給食費等、学校教育に係る費用の一部の支援を継続します。

2 特別支援教育就学奨励費事業の実施

特別支援学級及び通級指導教室等に在籍する児童生徒の保護者へ特別支援就学奨励費事業の制度案内を配付するとともに、保護者の申請に基づき、学用品費や修学旅行費、学校給食費等、学校教育に係る費用の一部を支援することで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

3 子育て支援会議等への参画

子ども・保護者を取り巻く状況の情報共有等を行い、適切な支援につなげることができるよう、引き続き、子育て支援会議等に参画するなど子育てに関わる関係部局や関係機関と連携を進めます。

4 オンラインサービスを活用した学習支援

経済的な理由によらず、全ての児童生徒に学習機会を確保するため、オンラインサービスを活用した学習支援に継続して取り組みます。また、各家庭で児童生徒が本システムを活用した学習の充実を図ることができるよう、児童生徒が主体的に活用できる具体例等の理解を図る教員向け研修会を引き続き実施します。

学校教育 基本施策 6 学びを支える連携・地域との協働の推進

「旭川市小中連携・一貫教育推進プラン」に基づき、中学校区の小・中学校が連携し、9年間を見通した系統的な教育活動や小学校から中学校への円滑な接続など、小中連携・一貫教育に取り組みます。

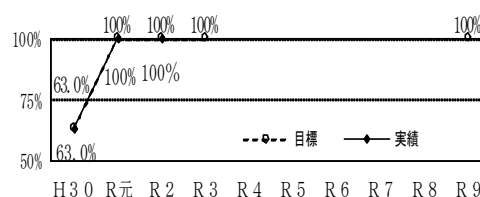
この中学校区での連携の充実をベースとして、学校と地域が力を合わせて子どもたちを育むコミュニティ・スクールの導入・充実に取り組み、学びを支える学校・家庭・地域の連携・協働を推進します。

I 指標の状況

◆ 指標23

中学校区で教育課程に関する共通の取組を行い、かつ、教科の接続を図っている割合

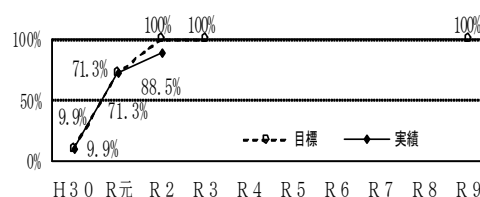
目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元 実績値との比較
100.0%	100.0%	達成	—



◆ 指標24

中学校区で学校運営の基本方針の一部又は全部を共通で設定しているコミュニティ・スクールの割合

目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元 実績値との比較
100.0%	88.5%	未達成	↗



II 取組の状況

取組 1 6 学校種間の連携をベースとしたコミュニティ・スクールの推進

1 小中連携・一貫教育の取組の充実

全ての中学校区において、小中連携・一貫教育推進プラン実践シート等を活用し、小中合同研修や小中共通の学習ルールによる指導など、義務教育9年間を見通した教育活動が推進されました。

また、教育委員会の担当職員が全ての中学校区に対し、訪問等を通じて取組の成果や課題を踏まえた助言を行い、小中連携・一貫教育の充実を図りました。

2 コミュニティ・スクールの推進

令和2年度は新たに12校にコミュニティ・スクールを導入し、令和元年度までに導入した57校と合わせて、69校でコミュニティ・スクールが推進されました。

また、令和2年度の導入校12校及び令和3年度以降の導入予定校9校に対し、中学校区ごとの校長との協議、学校関係者や地域住民等への説明会（19回）、地域まちづくり推進協議会委員への説明（7地域）を通して、学校、家庭、地域の関係者等に本市の小中連携・一貫教育をベースとし

た各中学校区の状況に応じたコミュニティ・スクール導入への理解を図りました。

さらに、各学校におけるコミュニティ・スクールの取組の充実に向けて、学校運営協議会の趣旨や役割等について、学校運営協議会委員等の理解を一層深めることを目的に実施したコミュニティ・スクール研修会では、北海道ＣＳアドバイザー等を講師として研修動画を作成し、動画共有サイトで公開するとともにＤＶＤに収録して配付することで実施し、学校との共通理解を図る方策や今後の取組を充実させるための視点についての実践例の紹介等を行いました。

3 「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づく取組の推進（再掲）

※基本施策５の取組１４（３１ページ）に掲載

Ⅲ 今後の課題と改善に向けた方向性

取組１６ 学校種間の連携をベースとしたコミュニティ・スクールの推進

1 小中連携・一貫教育の取組の充実

「中学校区で教育課程に関する共通の取組を行い、かつ、教科の接続を図っている割合」は１００％であり、旭川市小中連携・一貫教育推進プランに基づく教育活動が各学校において推進されていますが、今後も各中学校区の取組について、状況に応じて見直し、改善を図る必要があります。

そのため、各学校に「小中連携・一貫教育推進プラン実践シート」を配付するなど、これまでの取組の成果等を踏まえた各中学校区の教育活動の充実を図ります。

2 コミュニティ・スクールの推進

「中学校区で学校運営の基本方針の一部又は全部を共通で設定しているコミュニティ・スクールの割合」が８８．５％となり、コミュニティ・スクール導入校における、小中連携・一貫教育をベースとする取組が進められていますが、コミュニティ・スクール導入から１年未満の学校があることから各中学校区で進めようとする取組を支援する必要があります。

そのため、コミュニティ・スクール導入校における好事例の紹介や、学校・家庭・地域の関係者を対象とした研修の実施、学校訪問などを通して各学校の取組の充実や新たな導入校の支援に努めます。

3 「旭川市立小・中学校適正配置計画」に基づく取組の推進（再掲）

※基本施策５の取組１４（３２及び３３ページ）に掲載

学校教育 基本施策 7 学校の教育力の向上

「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」に基づき、子どもたちの豊かな学びや成長に向け、教職員が誇りや情熱、やりがいとともに、心身ともに健康で生き生きと子どもたちと向き合うことができる環境づくりを推進します。

教職員のキャリアステージに応じた研修や倫理観を高める研修などの実施により、教職生活の全体を通じて学び続ける教師を支援し、実践力や専門性などの資質・能力の向上に取り組み、学校の指導体制の充実を図ります。

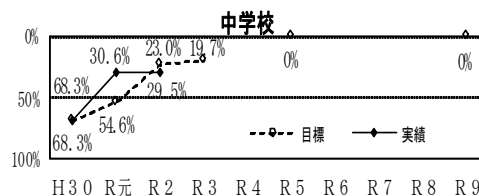
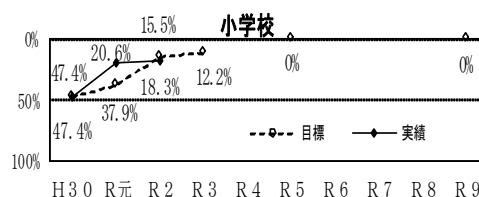
I 指標の状況

◆ 指標25

1か月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合

	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較
小学校	15.5%	18.3%	未達成	↗
中学校	23.0%	29.5%	未達成	↗

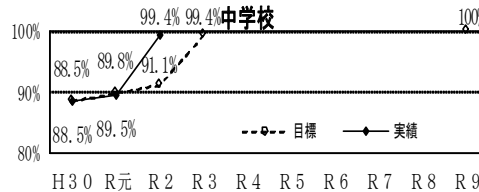
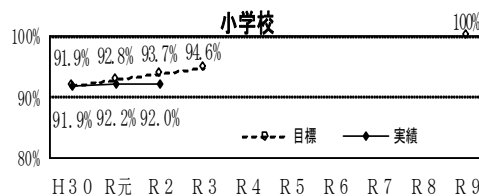
※ 第2期旭川市学校教育基本計画の当初の指標では、「1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教職員の割合」としておりましたが、国の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」等を踏まえ修正を図るとともに、平成30年度の数値についても新たな指標に基づき修正を図り、令和元年度からの取組の点検・評価を実施することとしました。



◆ 指標26

授業の内容がよく分かる児童生徒の割合

	目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較
小学校	93.7%	92.0%	未達成	↘
中学校	91.1%	99.4%	達成	—



II 取組の状況

取組 17 教職員がより子どもと向き合える環境づくりの推進

1 「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」に基づく取組の実施

教職員の勤務時間の客観的な把握や教職員を対象とした意識調査のほか、学校閉庁日を夏季及び冬季休業期間中に9日間以上設定する取組を実施しました。また、教職員の負担を軽減し、学校や教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備のため、スクールサポート・スタッフを7校7人、外国語活動サポーターを小学校3・4年生の授業に12人派遣、「旭川市立中学校部活動ガイドライン」に基づく取組や部活動指導員を8校に8人配置するなど、「旭川市立小中学校働き方改

革推進プラン」に掲げる目標の達成に向け、学校と教育委員会が連携して取組を進めました。

取組 18 学校における指導体制の充実

1 教員の指導力向上を図る研修の充実

性の多様性や児童虐待防止、ICTの活用などの新たな課題に係る研修会の実施に取り組んだほか、教員が子どもと向き合う時間を確保できるよう、オンデマンド研修の機会を増やすなど実施方法の工夫改善に取り組みました。また、「旭川市教員研修計画」に基づき、経験年数に応じた法定研修や本市の教育課題等に対応する専門性や実践的指導力を高める研修を実施しました。

2 教職員の服務規律の保持

教職員一人一人が教育公務員としての倫理観を高めるよう各種研修において教職員の服務に関する内容を取り扱うとともに、校長会議等において、服務規律に関する指導を実施したほか、各学校において効果的な取組が継続して実施されるよう、不祥事の未然防止に関する各種通知の発出や、コンプライアンス確立月間の設定などに取り組みました。

また、個人情報の紛失やわいせつ行為、交通事故や交通違反など教職員による不祥事根絶に向け、服務規律に関する特別研修会を開催し、各学校における日常的なチェック体制の構築や、SNSの利用に関する注意喚起を行いました。

Ⅲ 今後の課題と改善に向けた方向性

取組 17 教職員がより子どもと向き合える環境づくりの推進

1 「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」に基づく取組の推進

「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」に掲げた各種取組を実施したことにより、「1か月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合」については、前年度よりも改善し、小学校では18.3%、中学校では29.5%となりましたが、教職員の超過勤務の状況を一層改善できるよう、引き続き、各学校における働き方改革を推進していくことが必要です。

そのため、令和3年度の目標値は、令和2年度の実績を踏まえ、小学校は12.2%、中学校は19.7%とし、学校や教職員が本来担うべき業務に専念できる環境整備や、部活動指導に関わる負担軽減、勤務時間を意識した働き方と学校運営体制の充実及び教育委員会による学校サポート体制の充実を推進します。

取組 18 学校における指導体制の充実

1 教員の指導力向上を図る研修の充実

「授業の内容がよく分かる児童生徒の割合」については、小・中学校いずれも肯定的な回答であります。さらにより多くの児童生徒が授業の内容がよく分かると実感できるよう、教員の指導力向上を図ることが重要です。

そのため、「旭川市教員研修計画」に基づく経験年数に応じた法定研修や専門性を高める研修を継続し、初任段階教員研修（1年次～5年次）や中堅教諭等資質向上研修のほか、学校運営や生徒指導に関する研修、旭川市教育委員会主催の「小中学校教員英語力向上研修会」などの各種研修会を開催するとともに、北海道教育委員会や上川教育研修センター、旭川市教育研究会等の関係機関・団体との連携により、多様なニーズに応える研修の機会を提供します。

2 教職員の服務規律の保持

不祥事の未然防止を図り，服務規律の保持を徹底するためには，一人一人の教職員に自覚と意識改革を促すことが重要です。

そのため，過去に発生した事案の背景や要因を分析するとともに，教育委員会と学校が不祥事の根絶に向けた強い覚悟を共有し，引き続き，各種研修においてSNSの利用に関する注意喚起を含め，服務規律に関する指導を行うとともに，不祥事防止に関する通知を発出するほか，各学校において校長による個別指導に加え，教職員による組織により，教職員一人一人が自ら考え，話し合う機会を設けるなど，組織的・計画的に服務規律の保持に係る取組を継続して実施します。

社会教育

基本目標 1 市民一人一人の主体的な学びの機会の充実

【成果目標 1】子育て世代や高齢期などの人生における各段階で直面する課題や社会的な課題を解決できるよう、学びに関する情報提供を行うとともに、様々な学びのニーズに応えることができるよう学習機会の充実を図る。

I 成果指標の状況

成果指標 1		目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較
社会的な課題やライフステージに対応した課題を解決するための講座の受講者数	社会教育課	4,050人	—	未達成	➡
	公民館事業課	118,239人	39,758人	未達成	➡
	中央図書館	244人	46人	未達成	➡
	科学館	53,590人	14,492人	未達成	➡
社会教育課 ^{*1}		生涯学習フェアまなびピアあさひかわの来場者数(人)			
公民館事業課		公民館事業の参加人数(人)			
中央図書館		読書講演会、子育て支援絵本講座の参加者数(人)			
科学館		各種実験実習イベント参加者数(人)			
成果指標 2		目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較
社会的な課題やライフステージに対応した課題を解決するための講座への参加者の満足度	公民館事業課	81.2%	71.8%	未達成	➡
	講座参加者へのアンケート調査の結果(講座内容が役に立った)(%)				
成果指標 3		目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較
まなびネットあさひかわのアクセス件数	社会教育課	138,375件	93,347件	未達成	↗
	旭川市生涯学習ポータルサイト「まなびネットあさひかわ」のアクセス件数(件)				
成果指標 4		目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較
家庭教育の支援に関する講座への参加者	公民館事業課	8,115人	1,647人	未達成	➡
	家庭教育支援講座の参加人数(人)				

*1 R2は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から調査未実施

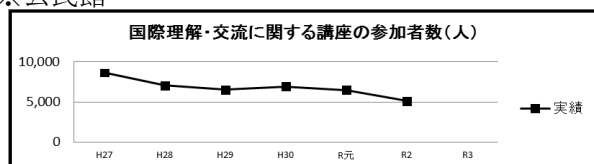
【基本施策 1－1 多様なニーズに対応した学習機会、学習情報の提供】

主な取組 1－1－1 現代的・社会的な課題やニーズに対応した学習の推進

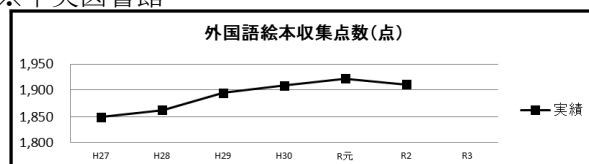
1 国際化に伴う異なる文化・習慣への理解の促進

- ・公民館では、NPO法人との共催などで、アメリカ・ミャンマー・香港等について文化や言語に触れる講座を実施し、子どもから高齢者までが国際理解を深め、国際交流に関心を持つきっかけとなる学習機会を提供しました。
- ・図書館では、様々な言語の外国語絵本の収集・提供や、外国の民話絵本を使った行事を開催することなどにより、国際理解を推進しました。

※公民館



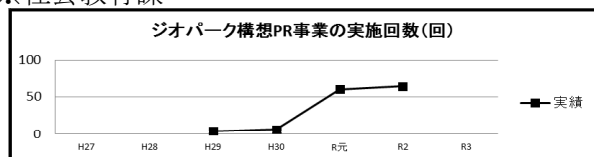
※中央図書館



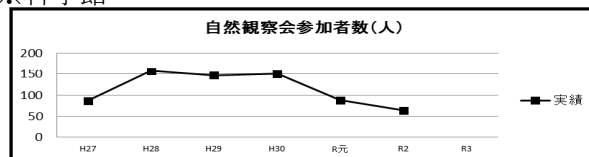
2 身の周りや地球規模での資源・環境問題への理解の促進

- ・社会教育課では、民間の関係団体などと連携しながら、地域の地質的な成り立ちや、上川中部地域が認定を目指す「ジオパーク」に関する市民の理解を促進しました。また、小・中学校への出前授業や公民館での講座、また保全事業などを数多く実施することで、ジオパークの考え方に対する理解を深めてもらうことができました。
- ・公民館では、環境アドバイザーやクリーンセンター等との連携・協力により、市民にとって関心の高いごみの減量や身近な環境に関する講座を多く開催し、資源や環境に関する理解や啓発を図りました。
- ・図書館では、不要になった図書等をリサイクル市で市民に提供し、図書等の有効活用を図りました。
- ・科学館では、自然観察会などの様々な野外活動を実施し、自然環境や生命の大切さ、大地の成り立ちと人の暮らしを実感する機会を提供しました。

※社会教育課



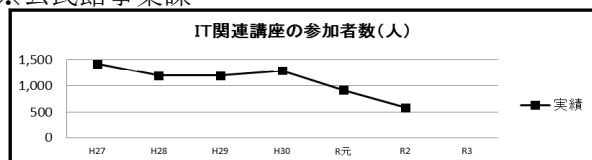
※科学館



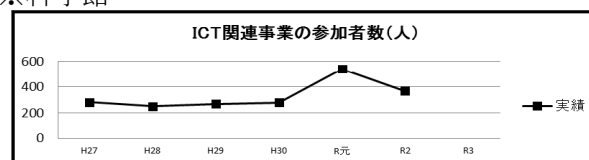
3 情報化に伴うICTの利活用の促進

- ・社会教育課では、市民がインターネットを使用して生涯学習に関する講座やイベント情報、講師情報及び施設情報を得られるよう、生涯学習ポータルサイト「まなびネットあさひかわ」を運用しました。
- ・公民館では、市民がパソコンに親しむために、複数の地域でパソコン講座等を実施し、知識や技術を習得するための学習機会を提供しました。
- ・図書館では、インターネット予約サービスの利用により、利用者の利便性の確保、予約連絡業務の省力化が図られています。
- ・科学館では、科学館クラブ（パソコン教室）やプログラミング講座等を開催し、子どもたちが情報を収集・判断・処理・創造し、それを編集して表現・発信する能力を育てる講座を行いました。

※公民館事業課



※科学館

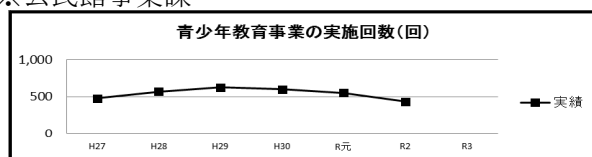


主な取組 1-1-2 ライフステージに応じた学習機会の充実

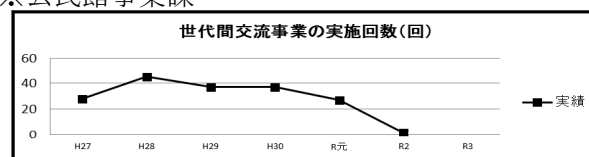
1 幼児、青少年期の生きる力を身に付ける学習機会の提供

- ・彫刻美術館では、「こども彫刻教室」を開催し、小学生が楽しい造形活動を通して芸術に親しむ場を提供し、彫刻に興味を持ってもらう機会を創造することができました。
- ・公民館では、自然や地域の特色を取り入れ、ものづくりや自然体験など様々な知識や経験を身に付ける講座を実施するほか、子どもの健全育成支援を目的に、学習支援事業や子ども食堂の取組支援を行いました。また、世代間交流では、青年と高齢者を中心とした異世代との交流を通じて、新しい価値観の習得や思いやりの心を育む一助とすることができました。
- ・図書館では、絵本の読み聞かせボランティアとの連携・協力により、絵本の読み聞かせやお楽しみ会を開催し、子ども達が絵本の楽しさを知る機会を提供しました。
- ・科学館では、幼児・青少年向けの事業として、実験実習、野外活動、天文教室など多様なメニューを提供しました。新たに未就学児や中高生を対象としたプログラミング講座を実施しました。
- ・博物館では、郷土学習の機会を提供するため、学校等の団体受入れを実施しました。

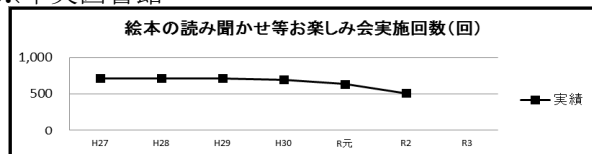
※公民館事業課



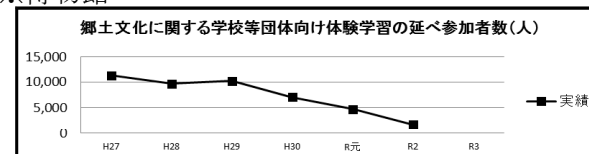
※公民館事業課



※中央図書館



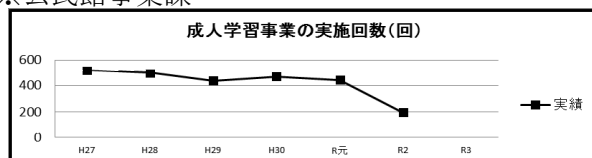
※博物館



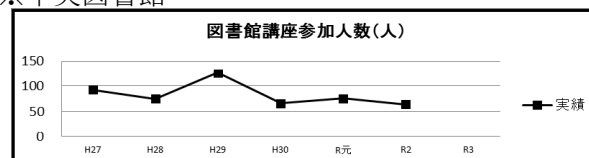
2 成人期のキャリアアップや趣味、教養に関する学習機会の提供

- ・社会教育課では、生涯学習フェアを開催し、市及び近郊で活動する団体やサークルの発表の機会をつくとともに、その発表を通じて市民に学習情報を提供しました。
- ・公民館では、各専門機関との連携やボランティアの協力を得るなど工夫しながら、多様な分野で市民の学習ニーズに応える講座を実施しました。
- ・図書館では、地元の高等教育機関等と連携して、市民の学習ニーズに応えるとともに、参加者の読書活動推進にもつながる講座を実施しました。

※公民館事業課



※中央図書館

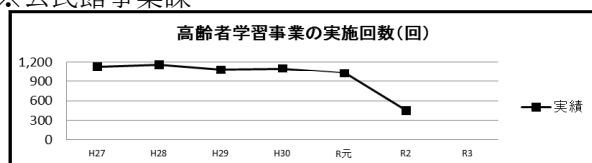


3 高齢期の生きがいづくりなどに関する学習機会の提供

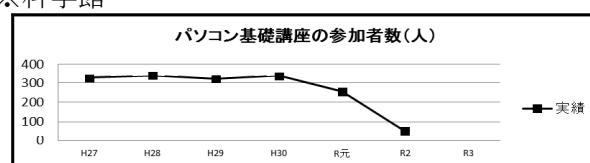
- ・公民館では、年間カリキュラムに基づく各公民館の百寿大学やシニア大学を中心に、高齢者の仲間づくりとともに、一般教養や軽スポーツ等の講座を実施し、高齢者が社会と関わりを持ちながら豊かに人生を過ごすことに寄与しました。

- ・科学館で開催している初心者向けのパソコン基礎講座は、毎回高齢者の参加が多く、また関心度の高い事業となっています。

※公民館事業課



※科学館

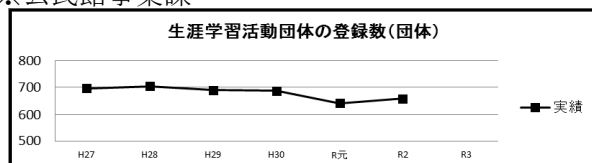


主な取組 1－1－3 学習機会の選択を支援する情報提供の充実

1 講師情報や活動団体に関する情報の提供

- ・社会教育課では、生涯学習フェアにおいて、市の各部局の行政情報や市民団体の活動報告など、様々な情報発信の機会を提供するとともに、生涯学習ポータルサイト「まなびネットあさひかわ」において、講師・指導者や団体の情報を提供しました。また、講師等から提供された家庭教育等に関する具体的な指導プログラムを掲載した「学習プログラムメニュー」を作成し、小・中学校、子育て支援センターなどニーズのある機関等に配布しました。
- ・公民館では、公民館を拠点に生涯学習活動を行う団体の情報を、旭川市のホームページや生涯学習ポータルサイト「まなびネットあさひかわ」で紹介するとともに、館内掲示や公民館だより等の紙媒体での情報発信を行い、市民の学習機会の選択支援と生涯学習活動への参加意欲の喚起を図りました。
- ・図書館では、各種情報媒体を活用して図書館ボランティアの活動を紹介しており、新たに市民がボランティア活動へ参加するなどの効果が見られます。

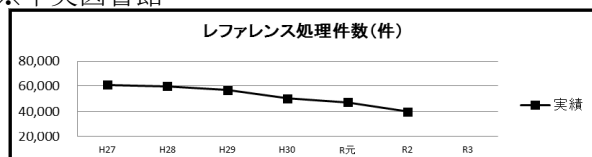
※公民館事業課



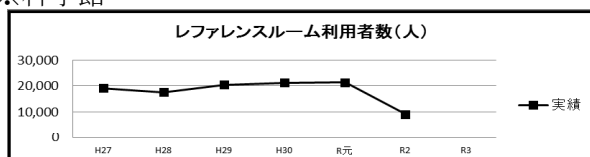
2 課題解決を支援する各種情報の提供

- ・社会教育課では、市が行う様々な事務・業務や専門的知識を市職員等が出向いて広く伝え、市民に学習機会を提供する「出前講座」を、インターネットや紙媒体で周知しながら実施し、市民の学習活動を支援しました。
- ・図書館では、市民が学習活動を進める上で必要となる資料の検索・提供等を通じて市民へのレファレンスサービスを行い、図書館でしか提供できない資料や情報による課題解決を支援しました。
- ・科学館では、広く市民に科学情報の検索・閲覧ができる環境を提供しており、標本資料の観察や書籍等を利用した情報収集に関心のあるレファレンスルーム利用者が年々増加しています。

※中央図書館



※科学館



【基本施策 1－2 子育てをする家庭の教育力の向上】

主な取組 1－2－1 親や保護者の育ちを支援する取組の充実

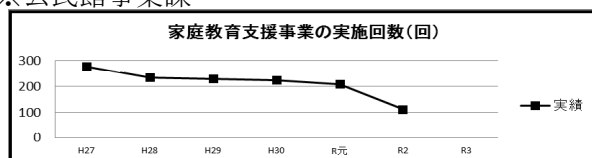
1 家庭教育に関する学習機会の充実

- ・社会教育課では、家庭教育学級などが行う自主的な活動への補助金の整備や、地域の講師や団体、

企業等の協力を得て保護者が研修会を行おうとする際に具体的なプログラムとして活用できる、「学習プログラムメニュー」を作成しました。また、家庭教育ナビゲータースキルアップ研修において、家庭教育ナビゲーターの役割や目的などの基礎的事項や、最新的话题をテーマにした講義を行うことで、家庭教育ナビゲーターに「学びなおし」の機会や、新たな家庭教育ナビゲーターを養成することができました。

- ・公民館では、農業体験・料理・工作など親子が共同で取り組める講座を主体に、家庭教育支援事業を実施し、楽しみながら学習を深めるとともに、保護者同士の交流の機会にもなるなど、家庭教育支援の場としての役割を果たすことができました。
- ・図書館では、保護者や子どもに関わる大人を対象に、絵本の楽しさや読み聞かせの技術などを学ぶ講座を実施しました。
- ・科学館では、幅広い年代を対象とした体験学習の機会を提供する中で、親子で参加可能な事業を積極的に実施しました。

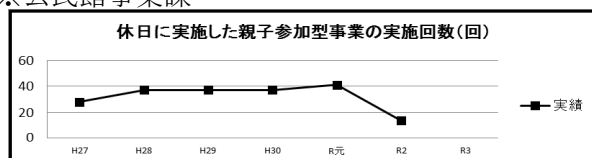
※公民館事業課



2 父親の家庭教育への参加を支援する取組の充実

- ・社会教育課では、PTA連合会へ補助金を交付し、連合会が実施する保護者同士の交流や家庭教育への理解を深める活動を継続的に支援しています。
- ・公民館では、親子参加型事業を父親も参加しやすい土曜日や日曜日に開催しました。ウチダザリガニの捕獲や昆虫採集などでは両親での参加も見られ、父親の家庭教育参加に一定の効果がありました。

※公民館事業課



主な取組 1-2-2 親や保護者を孤立させない環境の整備

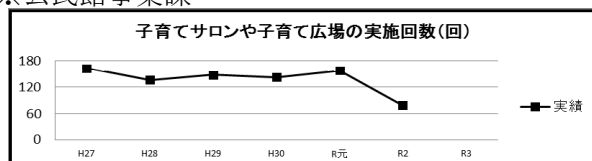
1 交流会やサークル情報等の提供

- ・社会教育課では、旭川市家庭教育支援プロジェクトを通して、市の各部局等で実施している子育てや家庭教育に関する情報を集約した家庭教育・子育て行事等カレンダーを作成し、ホームページでの発信や市有施設等で配布を行い、広く情報提供を行うことができました。
- ・公民館では、子育てに関する講座や育児サークルの情報をホームページ等で発信し、交流の機会に関する情報提供を行いました。

2 子育て中の親や保護者のネットワークづくりの支援

- ・公民館では、地域の民生委員児童委員連絡協議会等と連携し、子育てサロンや子育て広場を開設し、子育て中の保護者や妊婦が孤立することがないように相談に応じたり、保護者同士の交流の機会としたりするなど子育て支援の場として役割を果たしました。

※公民館事業課



令和２年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、施設の休館や、予定していた事業・イベント等中止・規模縮小したものもあり、全体を通じて参加者数等が例年より大きく減少しました。また、多数の参加者を一堂に集めての講座やワークショップなどを従来どおりに実施することが、社会全体として難しい状況が続いております。

このような状況の中でも、感染症拡大防止対策を十分に行い、「３密」を回避した形で、オンラインの活用も含めて、できることを可能な範囲で検討・実施してきましたが、引き続き、市民の学びの場が失われることのないよう、事業の在り方や実施方法を検討し、内容の見直しを行っていきます。

< 1-1-1 現代的・社会的な課題やニーズに対応した学習の推進 >

- 社会教育課では、ジオパーク認定を目指すに当たり、地質分野の専門的知識を持つ専門員を活用するとともに、科学館とも連携しながら、地域の地質的な成り立ちに関する市民の理解を深める取組を積極的に進めていきます。

また、生涯学習ポータルサイト「まなびネットあさひかわ」の利活用が進むよう、広報誌等で周知するほか、SNSを活用するなど、引き続き周知方法を検討していきます。

- 公民館では、外国語の学習や異文化体験を通して国際理解を深め、国際交流に関心を持つきっかけづくりとなるよう、都市交流課や国際交流関係団体など関係機関のノウハウを活用し、引き続き市民のニーズに合った講座を実施していきます。

資源・環境問題は、身近なものから地球規模のものまで範囲が広く内容も様々であることから、身近な資源・環境に関する講座を継続的に行いながら、地球規模の環境に関わる講座も実施し、資源や環境について考えるきっかけとなるよう、講座内容を検討していきます。

IT関連講座は需要が高いですが、初心者を対象とした講座は文書作成等の基本操作が中心となっており、トラブル防止や利用者モラル啓発など現代的課題への対応も必要であることから、インターネット環境の整備や関係団体との連携に努めていきます。

- 図書館では、読書活動を通じた国際理解の推進を図るため、外国語絵本を通してその国の生活や文化に興味をもってもらえるよう、様々な言語の外国語絵本の収集を進めるとともに、市内在住の外国人や絵本のボランティアサークル等とも連携・協力し、原語と日本語による読み聞かせ会などを開催していきます。

また、蔵書検索システムの活用により、自宅パソコンやスマートフォンなどから図書の予約ができるよう利用者の利便性向上を図っており、図書館利用カードの新規申込時に制度を紹介するなど引き続き周知を進めていきます。

- 科学館では、自然観察会など野外活動をSDGsとの関連付けを明確にするなどその内容に工夫を凝らしながら継続して開催します。

また、プログラム講座では、学校教育の現状も把握し、より補完的な取組の展開を図っていきます。

< 1-1-2 ライフステージに応じた学習機会の充実 >

- 社会教育課が実施する生涯学習フェアでは、多様な世代が楽しみながら学べる体験や学びの成果を発表する機会を提供していますが、今年度は30回目の節目でもあり、参加団体等で構成する実行委員会とともに、イベントの構成、会場の設定、効果的な広報について検討していきます。
- 彫刻美術館の「こども彫刻教室」は、今後もより一層、彫刻について理解を深めてもらうため、制作を通してだけでなく、完成作品を彫刻美術館本館やステーションギャラリーで展示するなど工夫しながら、継続的に実施していきます。
- 公民館における青少年教育や成人学習に関する事業は、参加者が少ない事業もあることから、より適切な開催時期や周知方法を検討するとともに、新たな分野の講座開設に取り組みます。世代間交流事業は、子どもと高齢者など異世代が接する機会を充実させるために、学校等と連携を図りながら事業の継続発展を進めていきます。高齢者学習については、健康に関する講座をはじめ

め、需要が高く非常に好評であることから、今後も高齢者の生きがいがづくりや心身の健康維持を図るとともに、その学習成果を地域に還元する仕組みづくりについて、各関係機関と連携・協力を図りながら実施していきます。

- 図書館では、「絵本の読み聞かせ等お楽しみ会」について、参加者増に向け情報発信を工夫するほか、地域等への絵本の読み聞かせボランティア派遣など、図書館以外の場でも子どもたちが本に親しむ機会を提供していきます。

また、成人・高齢者向けの講座は、図書館の利用拡大や参加者の生きがいがづくりにもつながるよう、公民館やシニア大学とも連携・協力して、テーマや講師の選定を進めるとともに、図書館の利用案内や館内見学、図書館を会場とした共催事業等の実施も検討していきます。

- 科学館では、タブレット端末やプログラミング講座など、時代の変化や各世代のニーズに対応した事業内容、新たな視点・テーマの導入について検討していきます。
- 博物館では、学校等の団体観覧者数が減少傾向にあり、また体験学習を行わず自由見学のみの団体が増えていることから、学校等のニーズを把握し、郷土学習に関する体験学習内容の充実を図ります。

＜１－１－３ 学習機会の選択を支援する情報提供の充実＞

- 社会教育課では、生涯学習フェアが、様々な団体の活動紹介の場として利用されていることから、引き続き、広く参加を募り周知方法を工夫するほか、生涯学習ポータルサイト「まなびネットあさひかわ」については、新たな講師・指導者や団体の登録がなされるよう、より一層周知を行い、掲載情報の充実を図っていきます。

また、市や民間団体による学習会、体験会情報を掲載する「出前講座」と「学習プログラムメニュー」を「学びの応援講座」として統合し、より使いやすい形で情報提供していくとともに、様々な学習ニーズに応えるため掲載内容の充実を図ります。

- 公民館では、ホームページや公民館だよりにおいて、公民館を拠点に様々な活動に取り組む団体・サークルの情報を積極的に発信するとともに、公民館の利用者やその他の市民に体験講座等を通して団体・サークルの活動を紹介するなど、それぞれのニーズに合った情報を提供していきます。また今後、地域への協力を希望する団体等の情報を、小・中学校などへ提供していきます。
- 図書館では、各種情報媒体での図書館ボランティアの周知を継続するとともに、ボランティアの募集について、ボランティア団体と積極的に打合せを行う等、分かりやすい情報発信に努めていきます。

また、レファレンスサービスの充実のため、担当職員の育成・スキルアップや資料の充実・更新に努めていきます。

- 科学館では、レファレンスルームの充実のため、展示方法や活用方法を工夫します。

＜１－２－１ 親や保護者の育ちを支援する取組の充実＞

- 社会教育課では、「学びの応援講座」の効果を把握するための手法を検討しながら掲載情報の充実を図っていきます。家庭教育ナビゲーターを活用した取組である「学びカフェ」については、家庭教育にあまり関心がない保護者でも子育てに関する情報に触れるきっかけとなるよう、生涯学習フェアをはじめ、多くの保護者と子どもが集まるイベント等の場をその会場として利用するなど、実施方法を検討していきます。

また、PTA連合会への補助金を継続することで、連合会が行う保護者の交流や学習の活動を支援していきます。

- 公民館では、乳幼児の保護者に対する読み聞かせ、また父親が参加しやすい休日に親子で行う体験活動の実施など、父親が積極的に家庭教育に関わる意識の向上に努めます。
- 図書館の講座・講演会は、参加者の学習ニーズに応える講師の選定・確保、父親も参加しやすい企画や家族を対象とした企画など講座内容の検討を進めていきます。
- 科学館では、保護者と子どもが共に学べ、満足度の高い体験学習の機会を提供するため、参加者のアンケートの活用などを通じて工夫を重ねていきます。

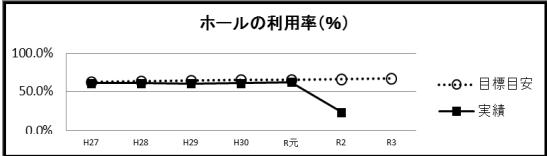
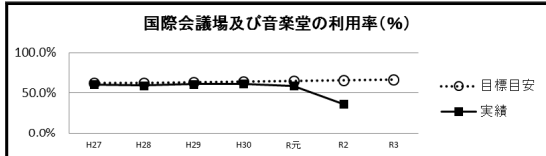
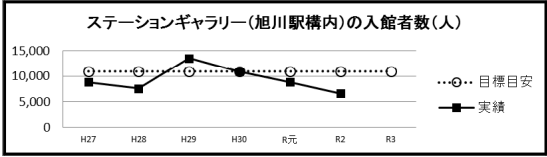
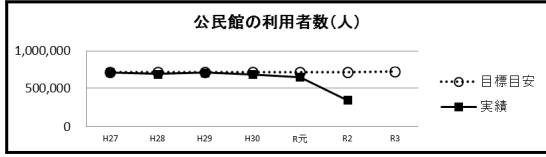
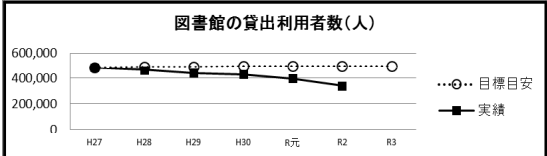
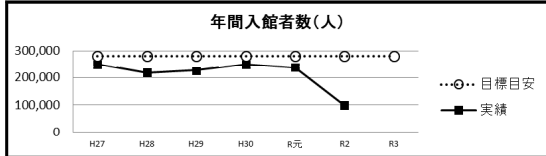
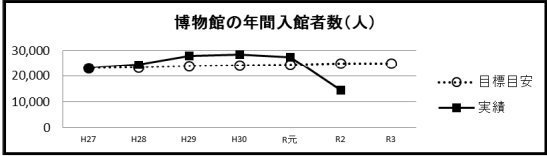
＜１－２－２ 親や保護者を孤立させない環境の整備＞

- 社会教育課では、保護者の孤立化を防止するためには地域人材との協働が重要であると考え、養成した家庭教育ナビゲーターが自主的に「学びカフェ」を企画実施するなど、自主的な活動につながっていくよう働きかけます。
- 公民館の子育てサロンや子育て広場については、毎回多くの子育て中の保護者や妊婦が参加していることから、今後も自由に参加ができ、お互いに相談や交流のできる場の提供を継続するとともに、ホームページや公民館だよりなどで効果的に情報発信を行っていきます。

社会教育 基本目標 2 市民の学びを支える環境の整備

【成果目標 2】社会の変化や新たなニーズに応じた施設運営や本市の特性を生かした事業を展開するなど、市民が学習しやすい環境を整備する。

I 成果指標の状況

成果指標 1			目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較
社会教育施設（社会教育部所管）の利用率又は利用者数*1	文化会館		65.8%	23.2%	未達成	▲
	クリスタルホール		65.1%	36.0%	未達成	▲
	彫刻美術館		10,968人	6,583人	未達成	▲
	公民館事業課		713,182人	343,448人	未達成	▲
	中央図書館		500,000人	339,881人	未達成	▲
	科学館		280,000人	97,883人	未達成	▲
	博物館		24,897人	14,442人	未達成	▲
文化会館						
ホール利用率(%)						
クリスタルホール						
国際会議場及び音楽堂の利用率(%)						
彫刻美術館（ステーションギャラリー）						
ステーションギャラリー（旭川駅構内）の入館者数(人)						
公民館事業課						
公民館の利用者数(人)						
中央図書館						
図書館の貸出利用者数(人)						
科学館						
年間入館者数(人)						
博物館						
博物館の年間入館者数(人)						
成果指標 2			目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較
社会教育施設を利用しやすいと感じる市民の割合		公民館事業課	65.6%	63.0%	未達成	△
						

*1 彫刻美術館は、計画策定時に本館休館中のため、ステーションギャラリーの入館者数

成果指標 3		目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較
地域の特色を生かした事業への参加者数	公民館事業課	332人	1,158人	達成	—
成果指標 4		目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較
高等教育機関等との連携による事業実施回数	社会教育課	6回	5回	未達成	▲
	公民館事業課	97回	29回	未達成	▲
	中央図書館	3回	3回	達成	—
社会教育課 公民館事業課 中央図書館					

Ⅱ 取組の状況

【基本施策 2－1 施設運営や事業展開に工夫を凝らした学習しやすい環境の整備】

主な取組 2－1－1 市民の学習ニーズに応じた学習環境の整備

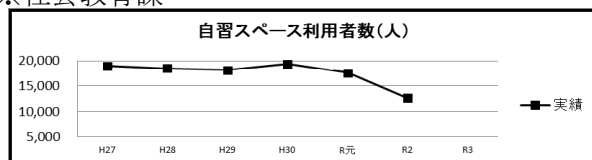
1 市民の学習ニーズを反映した社会教育施設の運営

- ・社会教育課では、市中心部の買物公園に面した商業施設内において、学生等が自由に利用できる自習スペースを運営しており、コロナ禍にあっては座席数を減らすなどの感染予防対策を講じながら、利用者ニーズに応じています。
- ・文化振興課では、平成30年8月に上川倉庫蔵囲夢内に開設した市民ギャラリーをはじめ、文学資料館、井上靖記念館等の各施設の管理運営を行い、文化団体の作品展示や、旭川市にゆかりの深い文学について学ぶ企画展や読書会など継続的な学習の機会を提供することができました。
- ・文化会館・公会堂は、施設運営に係る業務を民間に委託し効率的な運営を行っています。
- ・クリスタルホールについては、館内設備の修繕等を行いながら、利用しやすい環境の整備に努めました。
- ・彫刻美術館では、彫刻美術館本館とステーションギャラリーの2館における常設展及び企画展を通して「彫刻のまち旭川」の魅力を発信しました。ステーションギャラリーでは、織田コレクションの展示や若者の発表の場として大学生作品展を開催するなど、彫刻にとらわれない文化芸術の発信拠点として活用を図りました。
- ・公民館では、業務委託費用の見直しを含め、各公民館において適切な管理運営を行うとともに、一部の公民館では地域で組織する団体の指定管理者制度による運営を行うことで、地域ニーズに即した運営を行っています。
- ・図書館では、市民が利用しやすく快適に過ごせる読書環境の整備・充実、施設管理を行いました。また、高齢者や障がい者を含む様々な市民の学習ニーズに応えるため、図書館資料の収集やイン

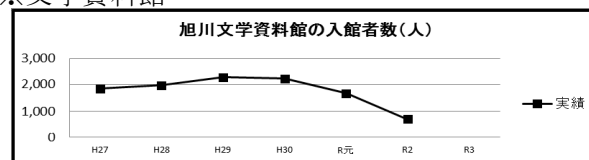
ターネット予約制度のほか、ボランティアの協力も得て、図書宅配サービス、障がい者向けの音訳サービスなどにも継続的に取り組みました。

- ・科学館では、引き続き、自然科学の知識・情報を得るという市民ニーズに応えられるよう、事業を企画実施しています。
- ・博物館では引き続き、各種体験学習や企画展を実施しています。
- ・各施設では、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のための施設休館などの影響もあり、入館者数は大きく減少しました。

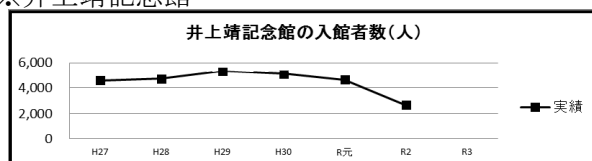
※社会教育課



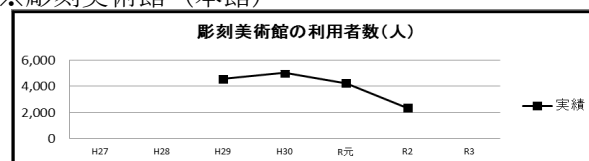
※文学資料館



※井上靖記念館



※彫刻美術館（本館）^{*1}



2 誰もが利用しやすい社会教育施設の整備

- ・各施設では、緊急事態宣言に伴う臨時休館や、感染症予防対策（消毒や換気の徹底、来館者への情報提供など）を行い、安心安全に利用できる環境づくりに取り組みました。
- ・常磐館では、設備の修繕を行うことで、安全な利用環境を整備するとともに、長寿命化対策を行いました。
- ・文化会館・公会堂やクリスタルホールでは、安全かつ安定した運営に当たり、優先度や経済性等を考慮しながら、施設の機能維持のために必要な整備を行いました。
- ・公民館は、団体利用を基本とする施設ですが、世代にかかわらず個人でも利用できる施設開放事業を実施しました。また、施設利用者の安全性や快適性を確保するため、施設・設備の改修や整備を行いました。
- ・中央図書館では、小・中学校の夏休み期間に、通常は休館日である月曜日を開館し、子どもの読書活動推進及び学習支援を行うとともに、開館時間を早め、土日祝日の閉館時間を延長するなど、多様な生活形態の市民が利用しやすい施設となるような取組を継続しています。
- ・科学館では、経年劣化や老朽化の対応として、常設展示「人類の進化」の設備更新等を行いました。
- ・博物館では、嵐山公園内にあるアイヌの住居「チセ」の補修を行いました。

3 社会教育施設の拠点機能の充実

- ・公民館では、事務局等として、地域まちづくり推進協議会の運営支援に参画することで、地域課題を把握し、地域に根ざした公民館運営を行うことができました。
- ・図書館では、中央図書館・地区図書館・分室・自動車文庫等のネットワーク機能により、市民が最寄りの図書館・分室等でサービスを受けることができる環境となっており、各施設には司書を配置し、読書機会の提供や学習活動の支援を行っています。また、中央図書館での開館時間の拡充は、地域拠点の一つとして利用者の利便性向上に資することができました。

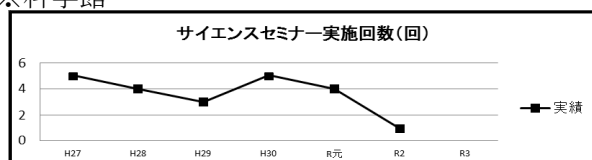
*1 H29は10月8日以降の数

主な取組 2-1-2 関係機関等との多様な連携による学習環境の整備

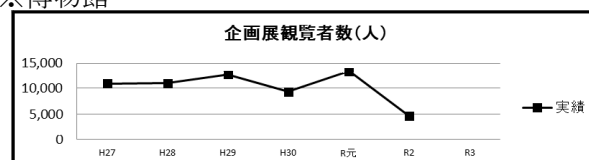
1 高等教育機関等との連携による高度な学習機会の提供

- ・社会教育課では、引き続き、市内の高等教育機関の連携機関である旭川ウェルビーイング・コンソーシアムとの共催で旭川オープンカレッジを実施したほか、放送大学との連携により、生涯学習フェアにおいて講演会を開催し、市民に学習機会の提供をしました。
- ・公民館では、高等教育機関等の協力のもと、各機関の持つ高い専門性や幅広い分野でのノウハウを生かし、旭川全域や一部地域における特色ある環境・文化・歴史等の資源に関する講座を展開しました。
- ・図書館では、地元の有識者や専門家等と連携して講座を開催し、市民の学習ニーズに応えるとともに、参加者の読書活動推進に資することができました。
- ・科学館では、コロナ禍の中でもオンライン形式により、自然科学の専門性豊かな内容の講座を開催しました。
- ・博物館では、地元の大学と連携した連続講座「アイヌの歴史と現在」を開催し、市民に専門分野の学習機会を提供するとともに、企画展をそれぞれ違ったテーマで開催しました。

※科学館



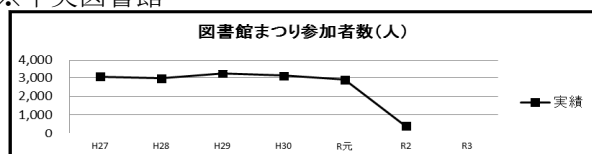
※博物館



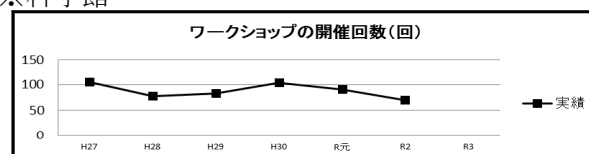
2 社会教育関係団体等との連携による特性を生かした学習機会の提供

- ・社会教育課が開催した生涯学習フェアでは、自然・環境などについて考える団体等が参加し、それぞれが特色ある展示や講演会を実施しました。
- ・文学資料館では、文学資料友の会との協働により各種企画展を引き続き実施し、広く地域ゆかりの文学を紹介し、市民の文学活動の推進と文学の振興を図ることができました。
- ・公民館では、様々な分野の団体等と共催又は連携をしながら、旭川全域や一部地域における特色ある環境・文化・歴史等の資源を生かした講座を開催し、幅広い世代に学習機会を提供することができました。
- ・図書館では、多くの図書館ボランティアの協力を得て、引き続き、図書館まつりや絵本の読み聞かせ等を実施し、幅広い世代に図書館や読書に親しんでもらう機会を提供しました。
- ・科学館では、サイエンスボランティア旭川が主体となり、各種工作や実験教室等を年間を通じて協働で開催することにより、いつ来ても楽しめる科学館の演出に貢献しています。

※中央図書館



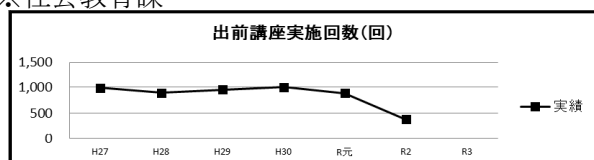
※科学館



3 市長部局との積極的な連携による学習機会の提供

- ・社会教育課では、市の各部局と連携し、市職員や関係団体の職員等を講師として派遣する「出前講座」の情報をまとめた冊子を、支所や市有施設に配布し、多様な学習機会を提供することができました。
- ・公民館では、市長部局との事業共催や講師派遣により、行政機関のノウハウを生かした農業・環境等の講座や、郷土学習「我が街旭川」など多岐にわたる分野で学習機会を提供することができました。
- ・図書館では、市の各部局と連携した企画パネル展示の会場として活用してもらい、市民に様々な情報を提供することができました。

※社会教育課



Ⅲ 今後の課題と改善に向けた方向性

＜2-1-1 市民の学習ニーズに応じた学習環境の整備＞

各社会教育施設では、感染症拡大防止のため様々な対策を行ってきましたが、今後も安心安全に利用できるよう、状況に応じた施設の運営形態や利用方法を検討していきます。

- 社会教育課が管理する自習スペースは学生を中心に多くの利用がありますので、引き続き感染症拡大防止対策を講じながら、利用者ニーズに応じた適切な対応を検討していきます。
- 文化振興課では、既存施設である上川倉庫蔵囲夢を利用して市民ギャラリーを開設しましたが、施設を管理する団体と共用しており、ギャラリーとしての利用に制約があるため、当該団体と協議を行い利便性の向上に向けた改善を図っていきます。

また、常磐館内の文学資料館では、市民団体との協働により資料の整理を進めながら、長期的な視点で事業を継続します。施設の管理については、常磐館は老朽化が著しく、バリアフリー面や構造面で多くの課題を抱えているため、必要な施設整備を行うとともに、機能の移転等の方向性を検討していきます。

- 文化会館及び公会堂については、利用者ニーズの把握や施設整備の方向性を検討しながら、計画的かつ経済的な施設の運用及び補修等を進めていきます。
- クリスタルホールについては、建物などの老朽化が進んでいますが、利用者の安全確保と文化ホールとしての機能を維持するため、長期的な施設補修計画を立て、設備の整備や機器の更新を行っていきます。
- 彫刻美術館では、分館であるステーションギャラリーと連動した魅力ある企画展の実施や、外部機関との連携を通して「彫刻のまち旭川」の情報発信の場として機能強化を図っていきます。
- 公民館では、老朽化している施設の状況を把握し、予防的な改修・修繕等を計画的に実施するとともに、指定管理者制度の導入拡大に向け、引き続き、検討を行います。

また、公民館利用のきっかけとなる施設開放事業を継続するほか、地域まちづくり推進協議会における協議内容等を踏まえ、地域課題に対して市民が当事者意識を持てるよう、講座内容を工夫していきます。

- 図書館では、施設の老朽化等に対し、長期的かつ計画的な保守・補修を進めていきます。

図書館資料については、限られた予算の中で電子書籍等の新たなニーズへの対応は困難ですが、図書館間の相互貸借や寄贈資料を積極的に活用するとともに、資料の劣化防止のためデジタル化を進めるなど多様化する利用者ニーズに対応していきます。

また、中央図書館では、平成31年4月から開館時間の拡大を本格実施しており、利用拡大につながるよう周知に努めます。

- 科学館では、市民の期待に応えられるような企画内容・質・規模の催事を継続的に実施するため、予算の確保や高等教育機関、企業、団体等との連携の強化を行っていきます。
- また、施設の老朽化に対しては、引き続き緊急性の高いものから順次修繕を行っていきます。
- 博物館では、今後もニーズや時宜を得た企画展、普及活動、講座等を充実させ、参加人数増に向けて取り組んでいきます。
- これらの各社会教育施設やその他の関係施設が相互に連携し、スタンプラリーの実施など各施設を巡る仕組みの定着を進めます。

＜２－１－２ 関係機関等との多様な連携による学習環境の整備＞

- 社会教育課が高等教育機関と連携して行う講座では、参加者が高齢化や固定化しているものもあることから、広報や開催日時などの開催方法を検討し、若年層にも魅力のある講座となるよう工夫します。また、家庭教育講座では、専門的な教育を受けた学生の力を借りることでより充実した内容となり、学生にとっては保護者等と交流できる場となることから、今後も高等教育機関との連携を深めながら事業を実施していきます。市長部局との連携では、多くの市民が身近な課題に関する学習機会を得ることができるよう、「学びの応援講座」の周知冊子を、効果的な配付場所等の検討も行いながら、広く提供していきます。
- 文学資料館については、引き続き、市民団体と連携して資料整理を着実に進めるとともに、旭川の文学を広く市民へ紹介していきます。
- 公民館では、高等教育機関の講師による専門分野の講座は参加者から好評であることから、市内高等教育機関との連携を深め、各専門分野のノウハウを生かした講座や学生との連携講座を継続して実施していきます。
- また、幅広い世代に、郷土学習など様々な分野での学習機会を提供するため、多様な社会教育関係団体等と連携し、定期的及び時宜を得た事業を展開していきます。
- 図書館では、高等教育機関等と連携した講座について、講師の選定、開催日時に配慮し、図書館の利用拡大につながるような新鮮なテーマを取り入れるなど、多くの市民が興味を持てるような内容とします。また、より多くの市民に図書館行事へ参加してもらうため、情報発信を工夫するほか、図書館以外の場でも子どもたちが本に親しむ機会を増やすため、保育所や幼稚園、学校、地域とも連携・協力を図っていきます。
- また、子育て支援部の乳幼児健康相談会場において行っていた「えほんとだっこ」については、実施日が図書館の休館日である月曜日と重なることが多いため、事業の継続についてボランティアとも連携・協力して検討していきます。
- 科学館のサイエンスセミナーでは、高度な専門性を担保しつつ、市民にとって理解しやすく充実した講座とするため、講師にその時々話題性の高い内容を依頼するとともに、広報活動を徹底することで参加者の増加につなげていきます。
- また、サイエンスボランティア旭川との連携については、募集活動に協力して会員数を増やすことで、活動内容の充実につなげていきます。
- 博物館の専門分野を学ぶ講座や企画展では、専門性と親しみやすさの両立が求められるため、より理解しやすくなるよう、内容やタイトルなど講師と協議しながら実施していきます。

社会教育 基本目標3 地域における学びの循環

【成果目標3】シニア世代をはじめとした地域の人材を活用し、学習成果を還元する取組を充実させるほか、家庭、地域、学校が連携し、つながりを深めながら学び合える環境を整備する。

I 成果指標の状況

成果指標 1		目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較
ボランティアと連携して実施する事業 ^{*1}	公民館事業課	419回	548回	達成	—
	中央図書館	1,655人	739人	未達成	⬇
	博物館	4回	1回	未達成	⬇

公民館事業課

ボランティア等との連携で実施する事業回数(回)

年度	目標目安	実績
H27	400	400
H28	400	850
H29	400	850
H30	400	900
R元	400	950
R2	400	400
R3	400	400

中央図書館

子ども読書推進ボランティアの行事参加者数(人)

年度	目標目安	実績
H27	1500	1500
H28	1500	1500
H29	1500	1500
H30	1500	1500
R元	1500	1500
R2	1500	700
R3	1500	1500

博物館

退職校長会ボランティアとの連携で実施する事業回数(回)

年度	目標目安	実績
H27	4	3
H28	4	3
H29	4	6
H30	4	5
R元	4	5
R2	4	1
R3	4	4

成果指標 2		目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較	
事業への参加を通じて新たな人とのつながりができた人の割合		公民館事業課	71.3%	62.0%	未達成	⬇

事業参加者へのアンケート調査の結果 (事業を通じて新たな人とのつながりができた)(%)

年度	目標目安	実績
H27	70	60
H28	70	60
H29	70	60
H30	70	60
R元	70	60
R2	70	62
R3	70	70

成果指標 3		目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較	
シニア世代の知識や経験を伝える世代間交流の実施回数		公民館事業課	28回	2回	未達成	⬇

高齢者が参加する世代間交流事業の実施回数(回)

年度	目標目安	実績
H27	25	25
H28	25	35
H29	25	30
H30	25	32
R元	25	25
R2	25	5
R3	25	25

成果指標 4		目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較
学校、地域、家庭と連携して実施した事業の参加者数	社会教育課	1,600回	—	未達成	⬇
	公民館事業課	20,906人	8,523人	未達成	⬇

社会教育課^{*2}

地域学校交流活動回数(回)

年度	目標目安	実績
H27	1500	1500
H28	1500	1500
H29	1500	1500
H30	1500	1500
R元	1500	1500
R2	1500	1000
R3	1500	1500

公民館事業課

家庭教育支援事業及び青少年教育事業への参加者数(人)

年度	目標目安	実績
H27	20000	20000
H28	20000	20000
H29	20000	20000
H30	20000	20000
R元	20000	20000
R2	20000	10000
R3	20000	20000

*1 中央図書館は、ボランティアの行事参加者数

*2 R2は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から利用中止

成果指標 5		目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較
青少年活動に関する事業への参加者数	公民館事業課	12,790人	6,876人	未達成	▲

青少年教育事業への参加者数(人)

年度	目標目安	実績
H27	12,790	12,000
H28	12,790	12,000
H29	12,790	12,000
H30	12,790	12,000
R元	12,790	12,000
R2	12,790	6,876
R3	12,790	5,000

Ⅱ 取組の状況

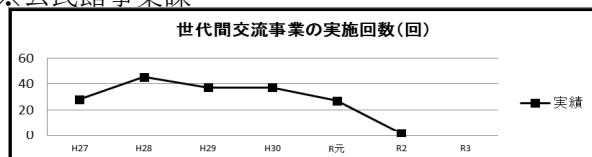
【基本施策 3-1 地域における教育力の向上】

主な取組 3-1-1 市民が主体となって学習成果を還元できる環境の整備

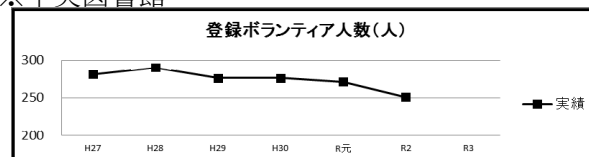
1 シニア世代などの知識・技術を生かした活動の場の提供

- ・井上靖記念館では、読書サークルと共催で「赤い実の洋燈（ランプ）読書会」を開催し、サークルの会員が講師となる講座を継続的に実施しました。
- ・公民館では、世代間交流事業として、高齢者が専門学校生と保健福祉をテーマにディスカッションによる交流を行い、自らの知識や経験を活用することができる場を提供しました。
- ・図書館ボランティア登録団体には、多くのシニア世代も積極的に参加しており、それぞれの分野で活発に活動して図書館サービスを支えています。また、図書館側でもボランティアに対し、活動場所や研修機会の提供などの支援を行っています。

※公民館事業課



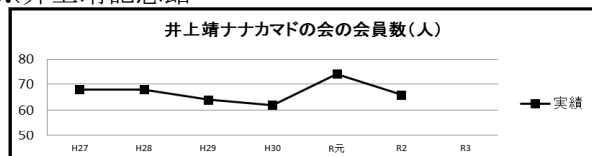
※中央図書館



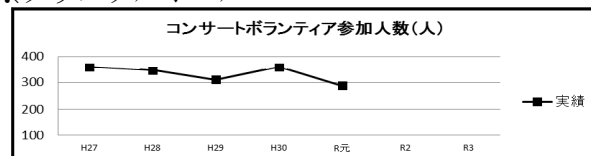
2 学習成果を生かしたボランティア活動の促進

- ・井上靖記念館では、井上靖ナナカマドの会によるガイドボランティア、館主催事業への参加協力、自主研修などの活動を通じ、井上文学への理解を深めながら、活動が充実するよう支援しました。
- ・クリスタルホールでは、コンサートボランティア登録者に感染症対策や接遇に係る研修を行い、活動の支援を行いました。また、ホームページに主催者向けのボランティア活用方法等について掲載することなどにより、ボランティアの活動を周知しました。
- ・彫刻美術館では、旭川彫刻サポート隊による野外彫刻の定期的な清掃活動やワックス塗付などの維持管理や、ボランティアの会「みゅうず」による喫茶コーナー及び美術鑑賞の記念グッズの物販コーナーの運営により、館内外の彫刻作品を鑑賞する市民等に対し、より幅広いサービスを提供することで、魅力ある館の運営と市民サービスの充実が図られました。
- ・公民館では、シニア大学卒業生等の自主組織「シニアの会」による「まちなか講座」の運営協力が継続されました。また、同大学院生による「我が街旭川」の調査・研究成果の発表内容をDVDに録画し、百寿大学とシニア大学の講座において活用できるようにしました。
- ・図書館では、図書館ボランティア登録団体に、活動場所や研修機会の提供、活動成果の発表の支援など、図書館サービスを支える様々な活動を活発に行うことができるよう必要な支援をしています。
- ・科学館では、サイエンスボランティア旭川と協働で事業等を実施し、またボランティアの自主企画・自主開催による催しも行われています。
- ・博物館では、退職校長会旭川支部の有志で構成される博物館ボランティアと連携し、資料の整理や調査、博物館普及講座を実施しました。

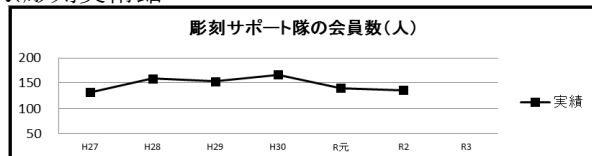
※井上靖記念館



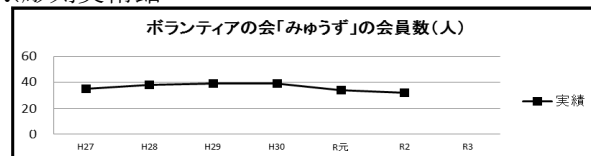
※クリスタルホール^{*1}



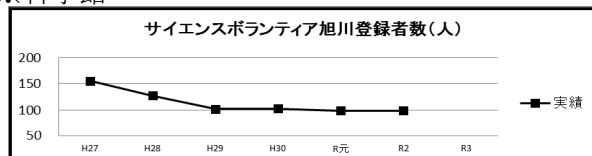
※彫刻美術館



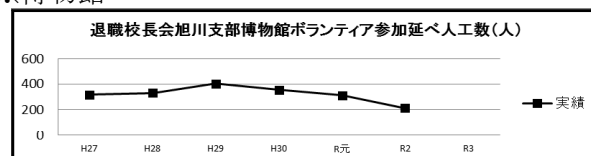
※彫刻美術館



※科学館



※博物館

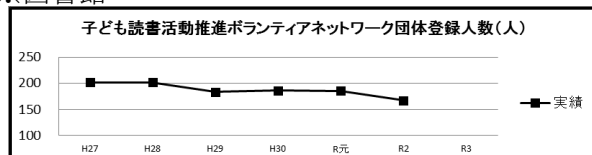


主な取組 3-1-2 地域社会を担う団体や人材の育成支援

1 社会教育関係団体の育成支援

- ・社会教育課では、PTA連合会が行う各種の活動へ補助金を交付したほか、社会教育・文化芸術事業補助金を、家庭教育学級などが行う自主的な学習活動に対し支援できるよう整備しています。また、社会教育団体の活動成果の発表の場として生涯学習フェアを開催しました。
- ・公民館では、家庭教育・青少年・成人・高齢者など様々な分野の社会教育関係団体等との共催により、子育てサロン、健康講座、子ども向けの外国語講座等を定期的に開設し、幅広い世代に多様な学習機会を提供することができました。
- ・図書館では、絵本の読み聞かせ活動のためのボランティア養成講座を実施し、子ども読書推進の担い手を育成するとともに、ボランティア相互の連携を促進するため、ボランティアネットワーク会員が自主的に行う研修会に職員を講師として派遣する等の支援を行いました。

※図書館

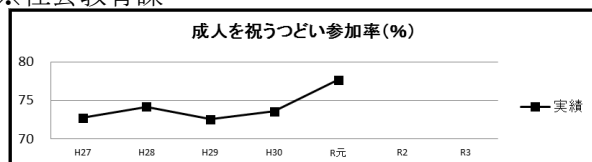


2 指導者の育成支援に向けた取組の充実

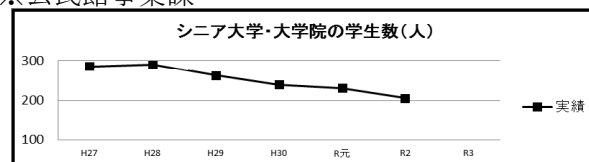
- ・社会教育課では、新成人たちの門出を祝うとともに、今後社会で力強く生きていくよう激励する場である「成人を祝うつどい」について、感染症の影響から延期となっていますが、新成人を中心とした実行委員会との企画・主催による開催を支援しています。
- ・社会教育課では、子育て中の保護者が気軽に子育ての悩みや不安を話し、交流できるようサポートするための人材として認定を受けた「家庭教育ナビゲーター」を対象に、スキルアップ研修を開催しました。
- ・公民館のシニア大学では、大学院生による「我が街旭川」の取組を、各百寿大学での教材に活用できるようDVDに録画し、学習成果を各地域に還元しています。

*1 R2は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から活動休止

※社会教育課^{*1}



※公民館事業課



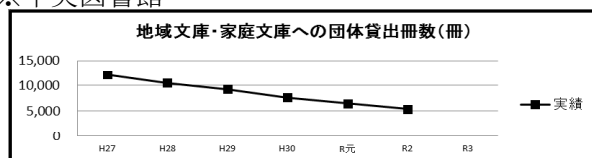
【基本施策 3-2 家庭、地域、学校の連携の推進】

主な取組 3-2-1 家庭、地域、学校の連携による青少年などの活動を支援する取組の充実

1 地域における青少年の学習活動の充実

- ・公民館では、地域の学校や保育所、関係団体・機関と連携を図りながら、創作活動、体験学習等の講座を実施しました。
- ・図書館では、地域で活動する地域文庫や家庭文庫を支援するため、図書の団体貸出を実施し、地域や家庭における子どもの読書活動を推進しました。

※中央図書館



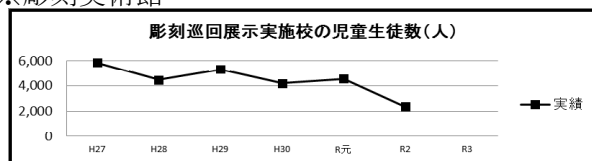
2 子どもたちを中心とした交流による学び合いの場の提供

- ・公民館では、小学生を対象に「うちわに書道ワークショップ」で習字とは違う書道の文化に触れながら自由な発想でカラフルな作品を制作することや「縫わないマスクづくり」で自分だけのマスクを制作するなど、身近なものの工作によって参加者同士がそれぞれの作品を通じて互いに教え学び合う場の提供を行いました。

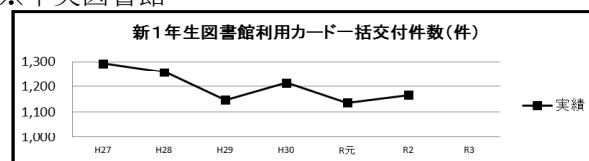
3 家庭、地域、学校との連携を更に深める取組の充実

- ・社会教育課では、親や保護者の自主的な学習活動に対し、これを支援する補助金を整備しています。
- ・彫刻美術館では、子どもたちや保護者、地域住民が身近な学校で彫刻を鑑賞することができる彫刻巡回展示を実施しました。
- ・公民館では、学校や地域の関係団体と共催・連携・協力し、世代間交流事業や子育てサロン、子ども向け外国語講座等の定期的な開設など、幅広い世代に多様な学習機会を提供することができました。
- ・図書館では、市内の小・中学校や絵本の読み聞かせボランティアと連携し、新小学1年生への図書カードの一括交付、学校図書館関係者への研修、図書館における総合的な学習の時間や職場体験等の受入れ、学校での絵本の読み聞かせなどを行いました。
- ・科学館では、学校と連携し、プラネタリウムを活用した授業を支援しました。

※彫刻美術館



※中央図書館



*1 R2は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から延期とし未実施

< 3-1-1 市民が主体となって学習成果を還元できる環境の整備 >

- 各施設におけるボランティアについては、高齢化等の社会の変化の中で参加人数も多くが横ばい又は減少傾向にあることから、各ボランティアの活動を支援するために、その活動内容や特色を多くの市民に知ってもらう取組を更に行い、活動に参加する市民を増やしていく必要があります。このため、各ボランティアの活動を公民館の百寿大学で周知し、参加につなげるなど、社会教育部内でも連携を図っていきます。

また、各施設では、ボランティアの活動を単なる施設の運営支援ではなく、ボランティアの知識・経験・学習成果を発揮する場として捉え、活動機会の提供だけでなく、研修機会を提供するなど、より主体的な活動となるような働きかけを行っていきます。

< 3-1-2 地域社会を担う団体や人材の育成支援 >

- 社会教育課で行っている生涯学習フェアは、多くの団体の参加がフェア自体の魅力向上にもつながっていることから、フェアへの参加が各団体・人材の育成につながるよう、参加者アンケート等をもとに、開催内容について更に検討を進めていきます。また、家庭教育ナビゲーターが活躍できる場を発掘・提供し、自主的な活動につながっていくよう働きかけます。
- 公民館では、幅広い世代に多様な学習機会を提供するため、様々な分野で独自の活動を行う社会教育関係団体との連携を強化し、定期的及び時宜を得た共催事業の展開を図っていきます。
- シニア大学では、令和2年度入学生から4年制とし、「基礎」、「発展」、「実践」の3課程を全員が履修できるようカリキュラムを見直したことにあわせて、卒業後に自主的なまちづくりの活動に結びつくよう、ボランティア活動をカリキュラムに取り入れるなど、実践の場に関する情報を提供していくとともに、カリキュラムの内容を随時見直し、充実を図ります。
- 図書館では、ボランティアの人材育成やスキルアップのため、養成講座やボランティアのステップアップにつながる学習機会を継続的に提供するとともに、ボランティアの学習ニーズに沿った研修内容を検討していきます。

< 3-2-1 家庭、地域、学校の連携による青少年などの活動を支援する取組の充実 >

- 社会教育課では、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働し、地域全体で子どもの学びや成長を支えていく「地域学校協働活動」について、地域と学校の組織的・継続的な連携・協働体制を整備するとともに、地域住民が気軽に参加できるように工夫し、自分のことが役立つ実感を得てもらう機会を増やすなど、地域や学校の活動に主体的に参画する意識の醸成を図っていきます。
- 彫刻美術館の巡回展示及び出前授業は、参加した学校などから高評価を得ていることから、今後も関係団体と連携しながら実施していきます。また、多くの学校が巡回展示を活用できるよう、必要な予算等の確保に努めていきます。
- 公民館では、少子化や地域社会のつながり、支え合いの希薄化が進み、異世代間の交流が減少していることや子育てを支援する取組の重要性が増していることから、関係団体との連携を強化して、世代間交流や子育てサロンなどの家庭教育や青少年教育に関する事業を実施していきます。
- 図書館では、地域文庫や家庭文庫を支援するため、団体貸出の利便性を高めるための制度の見直しを引き続き進めるとともに、制度の周知を図っていきます。

また、子どもが読書に親しむ環境を整備するため、今後も学校図書館関係者や絵本の読み聞かせボランティアと職員が定期的に打合せを行うなど、情報共有や人的な交流を深めていきます。

- 科学館では、減少傾向にある学校授業での利用回復に向けて、授業に活用しやすいプラネタリウムプログラムの提供や、授業時間に合わせた柔軟な受け入れ体制づくりを図ります。

社会教育 基本目標 4 市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実

【成果目標 4】人々が気軽に文化芸術に触れられる取組を進めるとともに、団体等への支援や関連施設を更に活用することにより、文化芸術の振興を図る。

I 成果指標の状況

成果指標 1		目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較
文化芸術に関する事業の入場者数	文化会館	3,137人	85人	未達成	➡
	クリスタルホール	3,239人	955人	未達成	➡
	公民館事業課	19,767人	353人	未達成	➡
	中央図書館	1,681人	413人	未達成	➡
文化会館		クリスタルホール			
自主文化事業への参加者数(人)		クリスタルホール自主文化事業の入場者数(人)			
公民館事業課		中央図書館			
公民館まつり、木楽輪コンサート 及び木楽輪グランドピアノ開放利用者数(人)		図書館まつりの参加者数(人)			
成果指標 2		目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較
自主文化事業への参加者の満足度	文化会館	94.4%	—	未達成	➡
	クリスタルホール	86.3%	87.3%	達成	—
文化会館 ^{*1}		クリスタルホール			
自主文化事業参加者へのアンケート調査の結果 (とても良かった・良かった)(%)		自主文化事業参加者へのアンケート調査の結果 (とても良かった)(%)			
文化芸術活動に係る補助金の新規交付団体数		目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較
文化振興課		4団体	2団体	未達成	➡
文化芸術活動に係る補助金の新規交付団体数(団体)					

*1 R2は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からアンケート調査未実施

成果指標 4		目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較
文化芸術活動に係る成果発表の場を活用する団体数 ^{*1}	クリスタルホール	7団体	10団体	達成	—
市民発表コンサート「ウィンターコンサート」の出演団体数(団体)					

Ⅱ 取組の状況

【基本施策 4－1 文化芸術活動に関わりを持つ機会の充実と独自性ある取組の充実】

主な取組 4－1－1 文化芸術に親しむ機会の充実

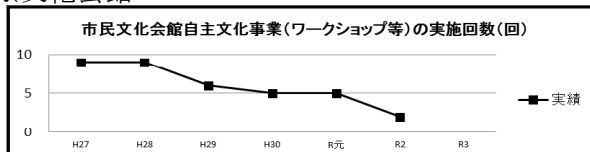
1 文化芸術に接する機会の充実

- ・文学資料館では、市民との協働により各種企画展を実施し、広く地域ゆかりの文学を紹介することで、市民の文学へ接する機会の充実を図ることができました。
- ・彫刻美術館では、本館とステーションギャラリーにおける常設展及び企画展を実施したほか、特にステーションギャラリーでは、織田コレクションや大学生作品展を開催するなど、広く文化芸術の発信拠点として活用を図りました。
- ・クリスタルホールの鑑賞型の自主文化事業では、幅広い年齢層の市民に、音楽芸術に接する機会を提供しました。来場者アンケートでは高い満足度が示されており、市民の文化芸術に親しむ機会の充実を図ることができました。
- ・図書館のミニギャラリーでは、市内又は近隣市町村で活躍する様々なジャンルの文化芸術活動団体・個人に発表の機会を提供するとともに、来館者に対して文化芸術に接する機会を提供できました。

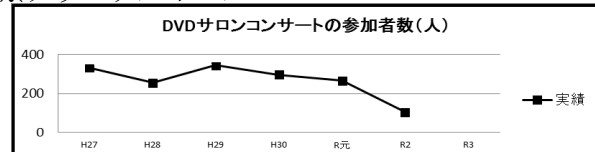
2 文化芸術への関心を高める取組の充実

- ・文化会館やクリスタルホールでは、感染症拡大防止のため中止とした事業もありましたが、十分に対策を取り、ワークショップ等を開催しました。文化会館の「ACAG-ART20」では、より多くの方が鑑賞可能となるようインターネット上での作品展示などを実施しました。
- ・彫刻美術館では、中原悌二郎賞創設50周年記念図録の刊行や、「こども彫刻教室」などを実施し、彫刻についての理解を深め、美術全般への関心を高める機会を提供しました。

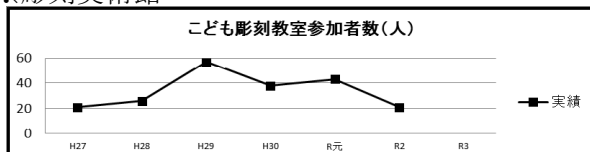
※文化会館



※クリスタルホール



※彫刻美術館

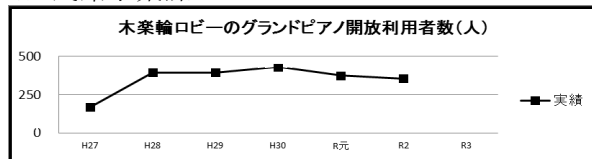


*1 R元は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止

3 関連施設の機能を生かした文化芸術活動の推進

- ・彫刻美術館のステーションギャラリーでは、織田コレクションの展示など彫刻にとらわれない文化芸術の発信拠点として活用しました。
- ・神楽公民館木楽輪では、グランドピアノの開放事業を継続し、市民の文化芸術活動の場として着実に活動機会の提供とその利活用が図られています。

※公民館事業課



主な取組 4－1－2 文化芸術活動への支援

1 文化芸術に関わる団体への支援や人材の育成

- ・社会教育・文化芸術事業補助金では、文化芸術団体が実施するイベントの経費を一部助成しました。
- ・平成30年8月に上川倉庫蔵囲夢内に開設した市民ギャラリーでは、写真や絵画、人形など、市民等の様々な文化芸術活動の成果発表の場を提供することができました。
- ・文化会館、クリスタルホールでは、感染症拡大防止対策を実施した上でのホール等利用に係る使用料減免を行うなど、活動の支援を図りました。またその他に、文化会館では利用団体の舞台使用等に係る助言を行い、クリスタルホールではコンサートボランティアについて、コロナ禍によりボランティア活動は中止としましたが、演奏会の円滑な運営のため感染症対策や接遇に係る研修会を実施し、今後の活動継続に向けた支援を行いました。
- ・このほか、市民の様々な活動成果の発表の機会として、ウインターコンサート、中央図書館ミニギャラリーを実施し、アマチュア演奏家や芸術家など多くの市民に活用されました。

2 関係団体等と連携した文化芸術活動の推進

- ・井上靖記念館では、井上靖記念文化財団からの資料提供協力を受け、充実した展示を開催できたほか、文学資料館では、文学資料友の会と協働で旭川ゆかりの文学者・文学作品に関する各種資料の収集・整理を行い、各種企画展や講座を開催しました。
- ・彫刻美術館では、市民各層と協働した旭川彫刻フェスタ実行委員会により、彫刻フェスタ20年間の実績をまとめた記録集を作成したほか、小・中学校への彫刻巡回展示では、教員に向けて鑑賞の仕方や今後の授業への活用方法を知ってもらうなど、彫刻だけでなく美術全般への関心が高まる機会を提供しました。
- ・博物館では、地元の大学や旭川兵村記念館、川村カ子トアイヌ記念館と連携し、専門分野を学ぶ講座の開催や、学校等団体向けの特別講座を開催しました。また、旭川龍谷高等学校などと連携し、アイヌ史・アイヌ文化に係る共同研究を実施しました。

Ⅲ 今後の課題と改善に向けた方向性

旭川市は、彫刻のまち、文学のまち、音楽のまち等と称されるなど、文化芸術活動が盛んなまちです。都市と自然との調和、市民が行き交う買物公園通り、家具に代表されるデザイン産業の発達、雪と氷に覆われる厳しい冬などの様々な特徴を生かし、様々な文化イベント等も行われています。彫刻サポート隊、コンサートボランティアなど、文化芸術活動を支えるボランティア活動が盛んなことも特徴のひとつです。こうした旭川市の地域性を生かした文化芸術活動の支援を継続するとともに、ボランティア等との意見交換も行いながら、旭川市らしい文化芸術の振興を図っていきます。

また、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、特に文化・芸術事業については、従来どおりの公演・発表や、日常の練習等の活動を行うことが困難となっており、中には団体の存続が危ぶ

まれる状況に至るケースも見られます。こうした中でも市民が文化・芸術に親しむ機会が失われることのないよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した活動場所の確保・提供や、文化芸術活動団体への支援策等を検討するなど、必要な対策を進めていきます。

＜４－１－１ 文化芸術に親しむ機会の充実＞

- 文化会館の自主文化事業については、収支の改善のために補助制度の活用等も視野に入れ検討を行い、継続した取組となるよう事業構築を図るとともに、引き続き、事業の選考や周知の方法を検討し、多くの市民が優れた舞台芸術に低廉な価格で触れることができる機会を提供していきます。
- また、コロナ禍の中でも鑑賞可能な一つの方法として、インターネット上での作品展示などを行いました。今後とも状況に合わせた実施方法を検討していきます。
- クリスタルホールの自主文化事業では、幅広い年齢層を対象にした多様な分野の公演・講座などを企画しましたが、今後アンケートなどから参加者のニーズを把握し、更に事業内容や周知方法等を充実させることにより、多くの市民が参加できるよう工夫していきます。
- 彫刻美術館の講座やワークショップは、講師の意見を反映しながら工夫を凝らして実施していますが、一層多くの市民に参加してもらうため、今後も講師や関係機関と連携をしながら、適切な事業広報を行っていきます。
- 木楽輪での「夢コンサート」は、感染拡大予防の観点から全て中止としましたが、例年、出演希望者・観覧者が共に多いことから、「夢コンサート」及び「グランドピアノ開放」を継続して実施し、アマチュア演奏家の活動の場と市民が気軽に音楽や文化・芸術に触れることができる環境の充実に努めます。
- 図書館では、ミニギャラリーやキッズルームを多くの市民に活用してもらうため、関係団体や市の他部局、文化団体等への情報発信をしていきます。

＜４－１－２ 文化芸術活動への支援＞

- 社会教育・文化芸術事業補助金については、社会教育課と文化振興課が連携し、制度の周知を行っていくとともに、団体の利用状況等の検証を行いながら運用を進めていきます。
- 市民ギャラリーについては、利用者からの意見聴取及び施設管理団体と協議を行い、利便性の向上及び新聞やSNSなど様々な媒体によるPR活動により、冬期間の利用増に向けた認知度向上を図ります。
- 文化会館では、減免制度の一層の周知により、公平・公明性を確保しながら団体の負担軽減を図るとともに、ワークショップ等の機会提供などの事業構築を検討していきます。
- クリスタルホールのコンサートボランティアについては、例年、主催者からの活動要望が多いものの、登録者は高齢化・減少傾向にあるため、活動を広く周知して新規登録者を確保するとともに、活動の在り方についての検討を進めていきます。
- クリスタルホールの制作型委託公演及び「子ども音楽プロジェクト」については中止としましたが、市民参加による音楽芸術の発展や地域人材の発掘、市民の企画力や公演技術を高める機会となっており、引き続き事業周知や集客に努め、事業効果を高める取組を進めていきます。
- 旭川彫刻フェスタや彫刻巡回展示出前授業は、今後も関係団体と連携を取りながら、彫刻を身近なものと感じられる取組を継続的に実施していきます。
- 公民館では、公民館まつり等を運営する生涯学習活動団体の高齢化が進んでいるため、新規会員獲得に向けた取組も必要となっており、引き続き、学習成果の発表の場の確保や各団体が連携できる機会の提供を継続していきます。
- 図書館では、ボランティアと連携・協力して、キッズルームの特性を生かした事業に取り組むとともに、ミニギャラリーによる発表機会を提供していくため、市の他部局や文化団体に対して積極的に情報発信を行っていきます。
- 博物館の専門分野を学ぶ講座等では、他の研究機関等との議論を深めながら、高度な専門性と市民にとっての親しみやすさを両立し、市民が理解しやすい内容となるよう工夫を重ねるとともに、より関心を持ってもらえるような広報活動を行っていきます。

社会教育 基本目標 5 郷土文化の保存・活用と郷土愛の育成

【成果目標 5】アイヌ文化をはじめ地域に根付いた文化、ゆかりの文化財等の魅力を発信しながら、次代へ引き継ぐとともに、郷土愛を育む。

I 成果指標の状況

成果指標 1		目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較
郷土の文化や歴史に関する保存資料数	中央図書館	72,200点	71,805点	未達成	△
	博物館	2,420点	2,573点	達成	—
中央図書館		博物館			
成果指標 2		目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較
郷土の文化を知る取組への参加者数	彫刻美術館	1,258人	—	未達成	▲
	博物館	1,598人	845人	未達成	▲
彫刻美術館^{*1}		博物館			
成果指標 3		目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較
アイヌ文化に関する事業への参加者数 ^{*2}	博物館	3,001人	1,243人	未達成	▲
成果指標 4		目標値 (R2)	実績値 (R2)	達成状況	R元実績値との比較
アイヌ文化をはじめ地域に根付いた文化に関する講座等への参加者の満足度	博物館	81.1%	82.3%	達成	—

*1 R2は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止

*2 H29は台風、R2は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からアイヌ文化ふれあいまつりが中止となったため、アイヌ文化に親しむ日のみの参加者数

【基本施策 5－1 郷土の文化の保存・活用と郷土愛の育成】

主な取組 5－1－1 郷土の文化や歴史的資料の適切な保存と有効活用

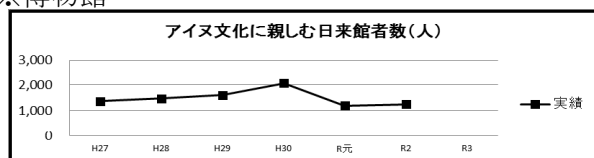
1 文化財等の適切な保存と継承

- ・文化振興課では、伝統芸能の保存・伝承のため旭川郷土芸能保存連合会へ運営費の助成を行いました。
- ・優佳良織については、その技術を伝承し後世へ継承するため、優佳良織技術者の育成活動への助成を行いました。
- ・旧旭川偕行社については、貴重な重要文化財を保存し後世へ継承するため、彫刻美術館として適正に維持管理を行うとともに、棟札や鬼瓦等を展示し、その魅力について紹介しました。またその他の文化財についても、適正に維持管理を行い、保存に努めました。

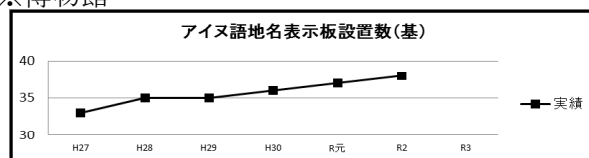
2 貴重な文化財等を活用した郷土の歴史を後世に伝える取組の推進

- ・博物館では、アイヌ文化に親しむ日を開催したほか、市内の小学校 7 校等でアイヌ古式舞踊を鑑賞・体験する機会を設けるなど、アイヌ文化の保存と継承に努めました。また、郷土の身近な歴史を伝える取組として、アイヌ語地名表示板の設置に継続して取り組みました。

※博物館



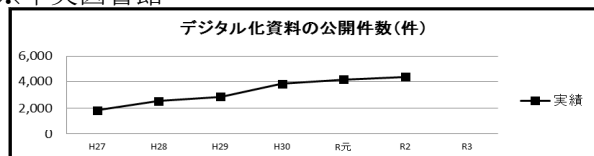
※博物館



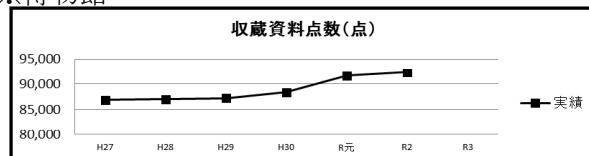
3 歴史的資料の収集・保存と整理

- ・図書館や博物館では、旭川地域や上川地方に関連する歴史・文化に関する資料の収集・整理・保存を進めています。特に、図書館所蔵写真資料については、長期に保存できるよう体系的に整理し、デジタル化を進めています。

※中央図書館



※博物館



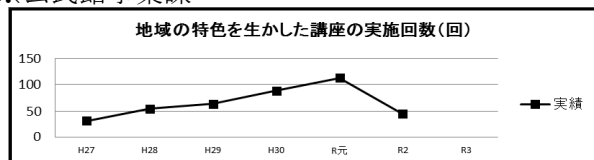
主な取組 5－1－2 郷土愛を育むための取組の推進

1 郷土の文化に接する機会や、郷土を再発見し愛着や誇りを高める取組の充実

- ・社会教育課では、上川中部地域の「ジオパーク」への認定を目指し、民間の関係団体などと連携しながら、小中学校への出前授業や公民館での講座、また保全事業などを数多く実施し、郷土の魅力を伝える取組を積極的に行いました。
- ・公民館では、地域資源を生かした講座の実施などを通じ、地域への愛着や関心を高める取組を進めています。
- ・彫刻美術館では、所蔵する彫刻作品を身近に鑑賞できる彫刻巡回展示を市内小中学校等で実施したほか、市民を対象に彫刻に親しむ機会として旭川彫刻散歩を実施したことなどにより、「彫刻のまち旭川」に対する意識の高揚を図ることができました。
- ・公民館や図書館、博物館では、収集した郷土の資料を活用した企画展の実施や、郷土学習の支援等の活動を通じて、郷土の歴史や文化に接する機会を提供し、その魅力を再発見する取組を進め

ています。

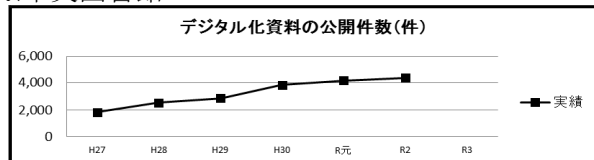
※公民館事業課



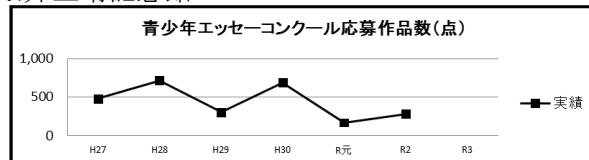
2 郷土の文化に関する情報発信の充実と理解の促進

- ・井上靖記念館では、中学生・高校生を対象とした青少年エッセーコンクールを開催し、青少年の文学への関心や資質を高める一助となりました。
- ・図書館では、郷土資料を長期に保存・活用するためのデジタル化を進めており、北海道立図書館のデジタルアーカイブ公開システムと連携しながら、デジタル化した資料のインターネット公開を進め、市民の利便性の向上を目指しています。
- ・博物館では、アイヌ文化に関連する各種事業の実施や、旭川駅構内のアイヌ文化情報コーナー「ル・シロシ」の運営を通じ、アイヌ文化への理解を深める取組を進めました。また、例年食ベマルシェ期間に併せて実施している「アイヌ文化ふれあいまつり」については、イベントが中止となったことから、アイヌ民族の歌や舞踊、食文化を紹介する動画をインターネット上で公開しました。

※中央図書館



※井上靖記念館



Ⅲ 今後の課題と改善に向けた方向性

< 5-1-1 郷土の文化や歴史的資料の適切な保存と有効活用 >

- 都市開発の進展等により消滅の危機に晒されている建造物や、後継者不足により伝承が困難となっている郷土芸能等の問題に関しては、容易に解決できるものではありませんが、市民に文化財に関する理解を深めてもらい、保存・継承を進めていくためにも、広く紹介・活用する機会を今後とも増やしていきます。特に優佳良織については、本市を代表する貴重な工芸品であり、その技術が継承されるよう、積極的な支援を行っていきます。
- 彫刻美術館では、文化庁等からの助言・指導も求めながら重要文化財建造物としての適切な維持管理に努め、その魅力について発信していきます。
- 図書館が所蔵する写真資料のデジタル化は、人的・経費的な負担も大きいですが、郷土の歴史を保存する重要な取組であることから、継続して取り組むとともに、こうした郷土資料の企画展示など、その活用方法についても検討します。
- アイヌ文化の教育・普及については、他の集客力のあるイベントと併せて開催するなど、効果的な事業の促進を図っていきます。また、アイヌ語地名表示板については、設置候補地が限られてきているため、今後の設置方針等について、引き続き検討していきます。
- 上川地域は、道内において特徴あるアイヌ文化が発展した地域の一つであり、ウポポイの開設によるアイヌ文化への関心の高まりに合わせ、北海道北部のアイヌ文化を積極的にアピールしていくことが重要です。本市には、貴重な民族資料を有する施設として、博物館と川村カ子トアイヌ記念館の二つがあり、また神居古潭や嵐山など、アイヌの人々のかつての暮らしを今なお感じさせる地域があります。今後、この地域資源の一層の充実を図るとともに、「アイヌ文化を生かすまちづくり」による魅力と活力ある地域社会の形成を目指し、アイヌ文化を活用した産業や観光の振興に取り組んでいきます。

＜５－１－２ 郷土愛を育むための取組の推進＞

- ジオパーク構想の推進について、地域住民の理解をより深めるためには、地質学的な要素だけでなく郷土文化との関連付けも必要であることから、地域の魅力ある文化財群も活用しつつ、郷土愛を育み、ジオパーク活動を普及するためのガイド育成等にも取り組んでいきます。
- 井上靖記念館で実施している、青少年エッセーコンクールは、テーマ設定により応募数が大きく増減することから、今後はより身近で親しみやすいテーマを設定し、効果的な広報を行うことで、応募数の増加を図り、郷土への愛着や文学への関心を高める機会としていきます。
- 彫刻の巡回展示や旭川彫刻散歩については、今後も周知を図りながら、彫刻のまちづくりに対する市民の意識の向上につながる継続的な事業を展開していきます。
- 公民館では、地域の魅力を再確認することが、改めて地域への愛着を育む機会となっていることから、新しい題材や講師を発掘し、参加者のニーズの把握に努めながら、地域の特性を生かした事業を継続して実施していきます。
- 図書館では、昭和３９年から刊行してきた旭川叢書を、郷土の歴史を残す事業として継続していきます。
- 博物館では、アイヌ文化の保存・伝承に係る各種事業が定着してきていることから、アイヌ文化情報コーナー「ル・シロシ」の運営と合わせて、引き続き、効果的な情報発信を進めていきます。

第3章 学識経験者の意見

1 意見提出者

地教行法の規定による「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用」として、本報告書について、次の2人の方から御意見を頂きました。

川邊淳子（北海道教育大学旭川校教授）

杉村樹可（旭川大学教授）

2 本報告書に関する御意見

頂いた御意見について、教育委員会の考え方と併せて次のとおり掲載します。

(1) 川邊淳子教授からの御意見

「第1章 教育委員会の活動状況の点検・評価」について

御意見	教育委員会の考え方
1 会議等の状況 ・会議の開催回数や審議事項については適切であると考えます。ただ、昨年度と同様の傍聴人数は延べ2人ということで、会議回数や審議事項の内容の割には、かなり少ないように感じました。もう少し市民に教育行政に関して意見を広く求められる状況ができるよう、さらなる工夫をいただければと思います。	・教育委員会会議については、これまでもホームページに加えて広報誌において掲載し周知を図ってきたところですが、今後も広く市民に教育行政に関心を持ってもらえるよう、掲載方法について一層の工夫に努めてまいります。
2 教育に関する事務の実施状況 ・意見提出手続（パブリックコメント）について、意見提出の数が少ないように思います。もう少し意見が出しやすいような配慮や工夫をしていただければと思います。	・「旭川市学校施設長寿命化計画（案）」の意見提出手続（パブリックコメント）については、ホームページや広報誌への掲載、各支所・公民館等での関係文書の配布により、周知したところですが、周知先を増やすなど、効果的な周知や多くの市民からの意見聴取に努めてまいります。
・旭川市教育委員会事務局職員の分限処分件数（12件）が昨年よりもさらに増えており、業務が多く多忙を極めることも多いと思いますが、よりよい仕事を行うための健全な職場環境の整備にもさらに力を入れていただきたいと思います。	・業務の簡素化や効率化に取り組むなど、職員が心身ともに健康で働きやすい職場環境の整備により一層努めてまいります。
・旭川市文化奨励賞として芸術分野でネイルアートの出井さんが表彰されていることに、市としての見方・考え方の新しい風を感じました。どうしても既成イメージが先行してしまいましたが、これからの市の芸術を担う人材を見る新たな広い視野を持つことで、よりよい人材の発掘となるものと思いました。	・今までにない分野での受賞は、多種多様な文化芸術活動をされている方々にとって大きな刺激や励みになったものと考えます。これを一つのきっかけとして、市民の文化芸術活動がより活性化し魅力あるものとなれば、文化奨励賞の意義もより深まったと言えます。
3 研修会への参加状況等 ・コロナ禍ということもあり、例年よりかなり数的には減っておりますが、その中でも行事・式典等への参加が47回延べ57人というのは、開催時期	・行事・式典や学校訪問については、実際の教育現場や社会教育に関わる状況を見るほか、様々な声を聞く貴重な機会であり、今後も、

が重なっていることも多く、大変なことで受け取りました。また、学校訪問は昨年と同数の８０校となっておりまして、この状況下であるからこそ、今後に向けてのよりよい学校教育のあり方を実際の現場で見てくださっていることは、何よりも教育行政を方向づける上で重要なことと考えます。今後も是非継続していただければと思います。	継続してまいります。
４ 附属機関等の活動状況 ・様々な附属機関において様々な教育行政に関わる議論がなされていることは、高く評価に値すると思いました。ただ、教育行政のよりよい方向性を見出していくためには、各附属機関の設置の意図を踏まえた上で、目的の適正達成のための開催回数や時期、構成員の構成や人数等の見直しは、常に行っていただければと思います。	・附属機関の運営に当たっては、条例等に基づき、その役割や社会状況の変化などを踏まえ、必要に応じて構成等の見直しを行い、引き続き公正かつ円滑な運営に努めてまいります。

「第２章 計画に基づいた点検・評価」について

御意見	教育委員会の考え方
１ 評価単位 ２ 第２期旭川市学校教育基本計画に基づく評価手法 ３ 旭川市社会教育基本計画に基づく評価手法 ４ 第２期旭川市学校教育基本計画に基づく評価結果 ５ 旭川市社会教育基本計画に基づく評価結果 ・一度決めた評価の目標値であっても、年度の実績値が目標値を大きく上回った場合には、その後の年度の目標値を見直すことは大変重要なことと捉えますが、今年度は特に大きく上回ったものが多い印象を受けます。何か評価対象や方法が変わったのか、その背景を記すか検証する必要があると思います。	・御意見を踏まえ、内容を具体的に記載しました。今後も、評価方法等を変更した場合は、分かりやすい記載に努めてまいります。 （記載内容） 一部の指標について、「第２期旭川市学校教育基本計画」に基づく取組により実施した児童生徒アンケートにより、評価対象の児童生徒をこれまでの特定の学年から全学年に変更したものがあります。当該の指標は、指標２，３，６，７，８，１０，１１，１２，１３，１６及び２６です。
６ 指標や取組の状況及び今後の課題と改善に向けた方向性 （１）第２期旭川市学校教育基本計画 基本施策１ 確かな学力を育成する教育の推進 ・来年度からのＧＩＧＡスクール構想完全実施を踏まえた上で、指標５の「児童生徒のＩＣＴ活用を指導できる教員の割合」は、指標未達成だけでなく、かなり不安な数値であるので、この課題解	・令和３年度から、全ての市立小中学校の全ての教科において、タブレット端末を活用した授業を実施することから、授業を行う全ての教員が児童生徒のＩＣＴ活用を指導できる

決のための取り組みが早急に必要であると思います。 ・教員の指導力向上を図る取組の推進として、実践研究に取り組む小学校2校、中学校2校を指定してとありますが、上記の教員の現状も踏まえすと、学校所在地区ごとなどのもう少し多くの学校を対象として取り組み、ICT推進のリーダー的学校を設定した上で、成果普及だけでなく実践を伴う研修を地区ごとで行っていくことの方が重要と考えます。 ・昨年から続くコロナ禍におけるオンラインサービスを利用した学習支援システムの導入・活用は、今後もさらに必要性を帯びてくると思われますので、よりよい支援システムの構築とさらなる研修回数の増加などの充実を図っていただければと思います。 ・情報教育の推進においては、小中連携さらに高校も視野に入れつつ、高専のみならず大学との連携も今後は可能性があるのではないかと思います。 ・義務教育9年間を見通した「教育課程編成の指針」の作成に関しては、教科担任制の導入が今後徐々に図られていく中で高く評価できます。できましたら、それを小中の先生方とで一緒に研修できる場も、今後は考えていただければと思います。さらに、幼児教育の初等教育のスムーズな接続も叫ばれておりますので、幼児教育の後期も含めた検討も今後は必要になると考えます。	ことが必要となり、目標値は100%でなければならぬものと考えています。 学校では、ICTの推進リーダーとなる教員を中心として学習活動へのICT活用に取り組んでおり、教育委員会としましても、令和2年度からタブレット端末の活用等に係る推進リーダーや全教員を対象とした研修を実施しており、今後も研修開催等による教員のICT活用支援に継続して取り組んでまいります。 ・令和3年度は、小中学校各3校をICTに係る実践校として指定し、教材ソフトや文部科学省が作成したコンテンツのモデル使用、オンライン授業の試験実施等に取り組んでいるところです。 今後の実践校の在り方については、今年度の実績や成果を確認しながら、方向性を検討してまいります。 ・ICT活用に係る教員研修につきましては、令和2年度には各校のICT担当教員等を対象とした集合形式による研修のほか、全ての教員が都合のよい時間に繰り返し視聴できるオンライン研修を実施しており、令和3年度にはタブレット端末に関係する事業者と連携した事業者によるオンライン研修も新たに実施したところです。今後も、さらなる教員研修の充実を図ってまいります。 ・昨年度から、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学の教員等で構成する、ICT運用・活用推進プロジェクトチームを設置しております。引き続き、プロジェクトチームの方々から様々な御意見をいただき、本市の情報教育の推進に努めてまいります。 ・義務教育9年間を見通し作成した「教育課程編成の指針」に基づき、各学校において、児童生徒の実態等を踏まえ、教育課程が編成・実施されていますが、今後も、各学校の教育課程の充実に資するよう、引き続き研修会を実施するとともに、小・中学校の教職員と一緒に研修できる機会を増やしてまいります。また、各学校のスタートカリキュラムの充実に資するよう、研修会等において、幼児教育と小学校教育の円滑な接続の在り方等について指導・助言してまいります。
基本施策2 豊かな心と健やかな体を育成する教	

育の推進 ・「いじめや不登校等への対応の充実」の取組に関しては、全国的に報道されている事案が現在もあり、形式的ではなく、児童生徒の声を真摯に受け取め、素早く対応できることが命を守ることに繋がると考えます。そのためのオール旭川としての取組が必要であると考えます。 ・安全・安心な学校給食の提供は、何より食べることは生きることという源流によるところが大きいと思われます。特に食物アレルギーを持つ児童生徒への対応等は労力などもかかり大変かと思いますが、是非子ども達の命を守るためにも行っていっていただきたいことです。 ・東旭川学校給食センター（ポプラキッチン）の運用に関して、評価と検証を忘れず、より安全で安心した学校給食の提供のあり方について検討してもらえたらと思います。 ・部活動や体験活動の充実に関しては、部活動の教育的意義を大切にしたい指導の継続は大切ですが、指導者としての教員の負担度の軽減、ならびに専門性を兼ね備えた民間の有効活用なども検討していただけたらと思います。	・児童生徒が安全に安心して学校生活を送ることができるよう、相談窓口が設置されている旭川市子ども総合相談センターをはじめ、関係機関との連携を強化し、市全体として、いじめ防止等の取組の推進や不登校児童生徒への相談支援体制の充実を図ってまいります。 ・食物アレルギーを持つ児童生徒への対応については、アレルギー対応マニュアルに基づき、今年8月よりアレルギー室が設置されている東旭川学校給食センターでモデル的に実施しているところです。給食センター以外の学校についても当該マニュアルに基づき、学校給食における食物アレルギー事故の未然防止や発生時の適切な対応に努めてまいります。 ・現在、児童生徒の心身の健全な発達に必要な学校給食を提供するため、東旭川学校給食センターの円滑かつ適正な管理・運営に努めているところです。職員の健康管理、食材や食器の衛生管理、調理現場の事故防止の徹底を図るなど、毎日の適切な業務の積み重ねが安全で安心できる学校給食の提供に直結しているものと認識しております。 今後、どのような学校給食の提供が児童生徒の学びと成長の支えになるのか、評価と検証の意識を念頭に、日常の業務を継続してまいります。 ・学校における教員の働き方改革の推進と部活動の一層の充実を目的として、配置を希望し、申請があった中学校に部活動指導員を配置しておりますが、今後も可能な限り各学校のニーズに応じた指導員の配置に努めるとともに、市長部局とも連携し、指導員を担う人材の確保に努めてまいります。
基本施策3 子どもたちの多様な個性を伸ばす教育の推進 ・特別支援学級・通級指導教室の開設や特別支援教育補助指導員の配置については、きめ細やかな配慮や支援がなされており、市内の小中学校においても校内研修や外部の研修に参加する実績が100%となっており素晴らしいと思います。しかし課題が解決できている訳ではないので、今後はその質の向上が求められるものと思います。 ・学校での支援やサポートだけでなく、家庭はも	・特別支援教育補助指導員については、市教委主催の研修会を実施しているほか、子ども総合相談センターで実施する研修に参加いただいているところです。今後とも教員・補助指導員に対し研修等の機会を設けるなどして特別支援教育の質の向上を図ってまいります。 ・今後とも、子ども総合相談センターを始め

もちろん、子ども総合相談センター等専門機関との連携も含めた、学校=家庭=地域でつながる支援のあり方は、さらに推進していただければと思います。 ・幼児教育との接続を図るスタートカリキュラムの充実では、小学校側からの幼稚園教育へのアプローチの視点が強く書かれておりますが、そのみにあらず、幼稚園教育からの小学校へのアプローチの視点もあってこそ、初めて双方からの子どもの視点からのスムーズな接続はいくものと考えます。	とした関係機関との連携を推進してまいります。 ・今後も、幼稚園教諭や保育士、小学校の教職員が意見交換等を行う、「保・幼・小連携交流会」等において、幼児教育、小学校教育、それぞれの視点から円滑な接続の在り方について協議等を行い、スタートカリキュラムの充実に努めてまいります。
基本施策4 子どもたちの安全対策の充実 ・安全教育と安全対策の充実に関しては、今まで以上に最近の災害や事故・事件の増加によりその必要性が増していると思われますので、これからも充実させていっていただければと思います。 ・コロナ禍における危機管理や安全・衛生対策も新たに生まれましたので、評価指標には設定されておきませんが、新たな施策や対策として、年々状況によって変化はしてきておりますが、ここで培ったものを今後へ活かしていけるように整理し継承していくべきだと思います。	・今後も、各学校において、児童生徒の危機予測や危機回避能力の育成に向け、近年の状況等を踏まえた交通安全教室、防犯教室や防犯訓練、避難（防災）訓練を実施し、安全教育と安全対策の充実を図ってまいります。 ・コロナ禍において、国の衛生管理マニュアルに基づき、学校での集団感染のリスク軽減のための密の回避や換気の徹底、感染予防に関する児童生徒への指導などの対策を実施しておりますが、今後も市内の感染状況など新型コロナウイルスに関わる情勢を踏まえ、学校教育活動における感染拡大防止対策を徹底してまいります。
基本施策5 教育環境の充実 ・旭川市立小・中学校適正配置計画としての「適正な学校規模の確保」の実績値が低いことの理由はよく分かりました。保護者や地域の方々の合意によってはじめて実施となり、すでにご不安となる要因が分かっているのであれば、そのことをできるだけ解消できるような対応や対策を検討するなど、よりよい方策を少し長期的に考えていただければと思います。多少時間がかかっても、合意にいたり未来につながるプロセスが重要だと考えます。	・合意形成を図っていく中で、保護者や地域の意見をしっかりと伺い、不安の要因の集約に努め、児童生徒の環境変化へ配慮できるよう、教育委員会として対応や対策を検討してまいります。
基本施策6 学びを支える連携・地域との協働の推進 ・コミュニティ・スクールの推進に関しては、中学校区での目標値には達成できてはいませんが、推進の実績を評価できます。まだ多くの学校が手探りのところもあるかと思しますので、今後はその支援の充実を求めます。	・コミュニティ・スクールの推進については、担当職員による指導・助言やアンケートによる推進状況及び課題の把握、委員を対象とした研修の開催などを通じて、各学校や地域の取組の支援に努めてまいります。
基本施策7 学校の教育力の向上	

・働き方改革を推進していく上で、昨年度に引き続きここは目標値自体が甘いと感じました。特に中学校での改善は喫緊の課題だと思います。本気で改革をするならもっと低い目標値を設定し、根本的解決に向けたさらなる実現可能な改革を行っていくべきだと考えます。仕事の効率化・軽減化に向けた本格的な見直しも重要ではないかと思えます。 ・最近、教職員の服務規律違反に対する対策は、研修会もさることながら、日頃からの各学校ならびに教員間でのチェック機構が有効なのではないかと思えますので、組織的・計画的に保持に関わる取組を継続して実施していくことに期待をしています。	・教育職員の勤務時間の上限に関する国の指針や現場の実態を踏まえ、「旭川市立小中学校働き方改革推進プラン」に掲げる目標を見直すとともに、指標の内容も見直し、目標値を設定した同プランの取組期間は令和3年度までであることから、これまでの取組の進捗状況を踏まえ、プランを見直し、引き続き学校における働き方改革の推進に取り組んでまいります。 ・服務規律の保持の徹底に向け、各学校では教職員一人一人の自覚と意識を高めるための研修や組織的な取組を実施していますが、不祥事根絶に向け、小中学校長会において、コンプライアンス推進委員会を設置し、全ての小中学校が横断的に教職員の意識改革や自覚を促す活動に取り組んでいますので、教育委員会と学校が連携して、不祥事根絶に向けた取組を進めてまいります。
--	--

(2) 杉村樹可教授からの御意見

「第1章 教育委員会の活動状況の点検・評価」について

御意見	教育委員会の考え方
1 会議等の状況 ・教育委員会協議会の開催状況および付議事項、協議事項については、本報告書資料編の資料2と資料3に分かりやすく記載されています。定例の会議だけでなく、新型コロナウイルス感染症への対応を議題とする臨時会議を開催するなどきめ細かい対応を行っていることが読み取れます。 会議の開催回数や審議事項については適切であると考えます。ただ、昨年度と同様の傍聴人数はのべ2人ということで、会議回数や審議事項の内容の割には、かなり少ないように感じました。もう少し市民に教育行政に関して意見を広く求められる状況ができるよう、さらなる工夫をしていただければと思います。	・教育委員会会議については、これまでもホームページに加えて広報誌において掲載し周知を図ってきたところですが、今後も広く市民に教育行政に関心を持ってもらえるよう、掲載方法について一層の工夫に努めてまいります。
・市長との連携について、「意見交換をしました」「教育行政を推進しました」との記載がありますが、具体的な内容に触れていません。意見交換の内容や教育行政の何を推進したかをもう少し具体的に示していただきたいと思います。	・御意見を踏まえ、内容を具体的に記載しました。今後も、市長との連携における内容について、具体的で分かりやすい記載に努めてまいります。 (記載内容) 6月29日に開催された第1回総合教育会議及び11月19日に開催された第2回総合教育会議において、新型コロナウイルス感染症に係り、学校教育における学びの保障、心

	のケア及び感染防止対策並びに社会教育における施設の感染防止対策の対応について説明しました。また、コロナ禍に対応した新たな学校づくりや文化芸術活動などについて、意見交換をしました。 さらに、11月19日に、児童生徒の安全・安心の確保、新学習指導要領の円滑な実施、市民一人一人の主体的な学びの機会の充実などに係る令和3年度の教育予算について要望をすることで、市長と密接に連携し教育行政を推進しました。
--	--

「第2章 計画に基づいた点検・評価」について

御意見	教育委員会の考え方
1 点検・評価全般について ・「旭川市社会教育基本計画」に基づいて、令和3年度の社会教育にかかる取組とその評価を整理して示しています。市民にとって市の社会教育行政の全体を把握しやすくしていると考えます。 また、「取組の状況」を見ると非常にきめ細かく配慮された事業を行っていることが分かります。高く評価できます。	・引き続き、旭川市社会教育基本計画に基づく点検・評価を適切に行い、その結果を公表してまいります。
・成果指標として挙げている指標は、いずれもK P Iであり、目標が達成できたか否かを直接的に評価するためのK G Iが示されていません。特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響から、K P Iである受講者数、来場者数や参加者数、参加型事業の実施回数などが減少するのは当然であり、これらは参考数値として扱うべきでしょう。そして、基本目標として掲げた「市民一人一人の主体的な学びの機会が充実できたか」が、客観的な数値として確認できるK G Iを設定し、結果を評価する方が良いと考えます。	・令和4年度以降に予定する旭川市社会教育基本計画の中間見直しに向け、基本目標が達成できたかを見取ることが可能な指標について検討してまいります。
・「今後の課題と改善に向けた方向性」について、各項目が「行っていきます」「進めていきます」「検討していきます」「努めていきます」「図っていきます」「図ります」などの表現で終わっています。「方向性」を示したものであるとしても、この表現では「いつまでに、なにを、どのように取り組み、どのように結果を示すか」が記載されていません。このため完了後の評価ができず、曖昧な行動計画となっているとの印象を受けます。当該報告書は、「事務に関する点検・評価」を示すものです。したがって、事務に関する点検・評価としての課題や未達だった点を示し、その上でそれらを改善するための行動計画を示されることを求めます。	・点検・評価については、P D C AサイクルのC (C h e c k)の部分ですので、この結果を受け、取り組んでいく具体的なA (A c t)、P (P l a n)は、翌年度以降の施策・事業計画の中で検討してまいります。

【基本目標１】市民一人一人の主体的な学びの機会の充実 ○現代的・社会的な課題やニーズに対応した学習の推進 ・ジオパーク認定を目指す取組、「まなびネットあさひかわ」の利活用推進のための周知、国際交流・国際理解のための講座、資源・環境に関する講座、ＩＴ関連講座、外国語絵本を通じた読み聞かせ会、蔵書検索システムの活用、自然観察会などきめ細かい活動を実施しており、評価できます。	・引き続き、様々な課題やニーズに対応した学習内容・機会の充実を図ってまいります。
・人類の「現代的・社会的な課題やニーズ」であるＳＤＧｓについては付加的に取り上げるのでは足りず、旭川市民としての学びの機会を充実させる必要があると考えます。旭川市や旭川市民のＳＤＧｓにかかる取組について体系的、網羅的、継続的に学ぶ機会を提供していただきたいと思います。	・ＳＤＧｓをはじめとした現代的・社会的な課題やニーズについては、学びの機会をより充実させるため、社会教育部内だけでなく他部局との連携も含め検討してまいります。
○ライフステージに応じた学習機会の充実 ・旭川は、音楽大行進に表れているように他の地域に比べて楽器演奏の裾野が広がっているという特色がある地域です。しかし、大人になると演奏から離れる人がほとんどで、せっかくの特色が活かされていません。楽器演奏にかかる成人向けの講座を技術レベル別に開講するなど充実させ、音楽を通じた全市的な市民間交流に発展することが望まれます。また、主な取組４－１－２で指摘のある「クリスタルホールのコンサートボランティア」の確保にもつながると考えます。 【基本目標２】市民の学びを支える環境の整備 ○関係機関等との多様な連携による学習環境の整備 ・高等教育機関と連携して行う講座における「広報や開催日時などの開催方法を検討」については、計画通り行っていただきたいと思います。さらに、若年層にもアピールさせるため、講座として取り上げる内容やタイトルについても検討していただくようお願いします。 【基本目標３】地域における学びの循環 ○市民が主体となって学習効果を還元できる環境の整備 ・「ボランティアの知識・経験・学習効果を発揮する場として捉え」は、ボランティアとして参加される方の参加意欲や達成感につながり、また参加する市民にもその意気込みが伝わることから活動の意義が高まり、大変良いと考えます。しかし、実際にはどのように取り組むのか、具体的に示し	・令和４年度には、北海道音楽大行進が第９０回目の節目となることから、吹奏楽以外も含めた様々なジャンルの音楽を披露する記念事業の開催を検討しています。 また、クリスタルホールでは、これまでも小・中学生向けの音楽講座を開催していますが、今後は成人向けの講座開催や、ホールでの発表機会提供など、引き続き「音楽のまち」の発展に努めてまいります。 ・引き続き、主催者である高等教育機関と連携し、多様な講座の開催を支援してまいります。 ・報告書中、基本目標３の「今後の課題と改善に向けた方向性」＜３－１－１＞に、ボランティアへの取組の具体的内容を記載しました。 （記載内容）

ていただきたいと考えます。

○家庭，地域，学校の連携による青少年などの活動を支援する取組の充実

・社会教育課の地域学校協働活動では「主体的に参加する意識の醸成を図って」とありますが，それほど容易なことではないと考えます。どのようなすれば醸成が図れるのかを示していただきたいと考えます。

【基本目標 4】市民の心を豊かにする文化芸術活動の充実

○文化芸術に親しむ機会の充実

・「アンケートなどから参加者のニーズを把握」「適切な事業広報を行って」とあります。他の項目でも言えることですが，参加した市民よりも参加しなかった市民の方が圧倒的に多数です。多くの市民に参加してもらうため，参加しなかった市民に対しどのように参加してもらえるかの観点からアンケート調査ができないでしょうか。検討をお願いします。

【基本目標 5】郷土文化の保存・活用と郷土愛の育成

○郷土愛を育むための取組の推進

・「ジオパーク活動を普及するためのガイド育成等」には，積極的に取り組んでいただきたいと考えます。具体的なスケジュールが示せると良いと考えます。

・「地域の魅力を再確認することが，改めて地域への愛着を育む機会となっている」については，その通りであると思います。私は，多くの旭川市民の皆さんが旭川の本当の良さを感じていないのではないかと感じています。地域の魅力は，他の

また，各施設では，ボランティアの活動を単なる施設の運営支援ではなく，ボランティアの知識・経験・学習成果を発揮する場として捉え，活動機会の提供だけではなく，研修機会を提供するなど，より主体的な活動となるような働きかけを行っていきます。

・報告書中，基本目標 3 の「今後の課題と改善に向けた方向性」＜3－2－1＞に，地域学校協働活動に係る意識醸成への取組の具体的内容を記載しました。

（記載内容）

社会教育課では，学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働し，地域全体で子どもの学びや成長を支えていく「地域学校協働活動」について，地域と学校の組織的・継続的な連携・協働体制を整備するとともに，地域住民が気軽に参加できるように工夫し，自分のできることが役立つ実感を得てもらう機会を増やすなど，地域や学校の活動に主体的に参画する意識の醸成を図っていきます。

・多様な御意見をいただくことはニーズ等の把握に重要であることから，より効果的なアンケート等の手法について検討してまいります。

・ガイド育成は活動の普及に効果的な取組ですので，引き続き具体化に向け取り組んでまいります。

・他地域での取組を知ることで，更に旭川の魅力を再発見することができるよう，事業内容を工夫してまいります。

地域で生活すると比較が容易であり再発見・再確認もできるものと考えます。地域の魅力を再発見・再確認するための他地域との比較の観点を取り入れていただきたいと考えます。	
---	--

資 料 編

目 次

資料 1	教育長及び委員	1
資料 2	教育委員会会議の付議事項等	1
資料 3	教育委員会協議会の協議事項	5
資料 4	教育委員会が制定した規則・訓令	5
資料 5	条例又は規則に定める委員の委嘱状況	5
資料 6	教育長及び委員の活動状況	6
資料 7	附属機関等の活動状況	7
資料 8	令和 2 年度予算	10
資料 9	教育委員会の事務局組織（令和 2 年度）	11

資料 1 教育長及び委員

氏名	職名等	任期		職業
黒蔵 真一	教育長	2期目	R元. 12. 13～R4. 12. 12	—
本田 哲嗣	委員 教育長職務代理者（R元. 10. 19～）	2期目	R2. 10. 14～R6. 10. 13	大学職員
滝山 義之	委員	2期目	H30. 10. 11～R4. 10. 10	医師
近藤 美保	委員	2期目	H29. 10. 14～R3. 10. 13	薬剤師
山崎 與吉	委員	1期目	R元. 10. 19～R5. 10. 18	会社役員

資料 2 教育委員会会議の付議事項等

期日	付議事項等
R2. 4. 21	（議案） - 令和 2 年度教育委員会の事務に関する点検・評価の実施方針について - 旭川市教科書調査委員会の構成及び委員の選任方法について - 旭川市社会教育委員の委嘱について - 令和 2 年度旭川市確かな学力育成プランの策定について （報告） - 学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について - 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について - 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について - 新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業等（臨時代理）について - 新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の閉館（臨時代理）について （報告事項） - 令和 2 年第 1 回定例市議会の報告について - 令和 2 年度旭川市教員研修計画について - 新型コロナウイルス感染症に係る第 4 回井上靖記念文化賞贈呈式及び第 8 8 回北海道音楽大行進の中止について
R2. 5. 6 （臨時会）	（議案） - 臨時休業中の取組について （報告） - 新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業期間等の延長（臨時代理）について - 新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の閉館期間の延長（臨時代理）について
R2. 5. 22	（議案） - 令和 3 年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択事務について - 旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について - 中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員の任命について - 旭川市図書館協議会委員の任命について - 旭川市科学館協議会委員の任命について - 令和 2 年度一般会計予算の補正について （報告） - 令和 2 年度一般会計予算の補正（臨時代理）について - 学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について - 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について - 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について - 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について （報告事項） - 市議会経済文教常任委員会の報告について - 令和 2 年第 2 回臨時市議会の報告について - 社会教育施設における臨時開館の試行について - 中央図書館における臨時開館の試行について

期日	付議事項等
	・ 特別展「恐竜ワールド2020」の開催中止について
R2. 6. 29	(議案) ・ 旭川市公民館運営協議会委員の委嘱について ・ 旭川市科学館協議会委員の任命について ・ 旭川市博物館協議会委員の任命について (報告) ・ 令和2年度一般会計予算の補正(臨時代理)について ・ 学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について ・ 旭川市教科書調査委員会調査委員の任命(臨時代理)について ・ 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・ 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について ・ 新型コロナウイルス感染症に係る旭川市立小中学校の臨時休業期間等の延長(臨時代理)について ・ 新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の開館(臨時代理)について (報告事項) ・ 令和2年第3回臨時市議会の報告について ・ 旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討について
R2. 7. 27	(議案) ・ 令和3年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択について ・ 旭川市文化財審議会委員の委嘱について (報告) ・ 令和2年度一般会計予算の補正(臨時代理)について ・ 旭川市立学校職員の行政措置(臨時代理)について ・ 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・ 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・ 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について (報告事項) ・ 令和2年第2回定例市議会の報告について ・ 教職員の不祥事について
R2. 8. 4 (臨時会)	(議案) ・ 令和3年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択について
R2. 8. 11	(議案) ・ 旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱について ・ 令和4年度以降に開催する旭川市成人を祝うつどいの対象者について ・ 令和3年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択について (報告) ・ 学校運営協議会委員の任命(臨時代理)について ・ 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・ 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について (報告事項) ・ 令和2年第4回臨時市議会の報告について ・ 令和3年旭川市成人を祝うつどいの開催について ・ 第4次旭川市子ども読書活動推進計画の策定について ・ 令和2年度旭川市文化賞授賞候補者の推薦受付結果について
R2. 8. 21 (臨時会)	(議案) ・ 令和3年度に使用する旭川市立小学校用教科用図書の採択について ・ 令和3年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について ・ 令和3年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択について

期日	付議事項等
R2. 9. 1	(議案) ・令和2年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について ・令和3年度から使用する旭川市立中学校用教科用図書の採択理由の公表について ・旭川市民文化会館運営審議会委員の委嘱について ・第2期旭川市学校教育基本計画の一部修正について ・旭川市立小中学校働き方改革推進プランの改定について ・令和2年度旭川市文化賞受賞者について (報告) ・旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について ・旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について (報告事項) ・旭川市立学校職員の懲戒処分について
R2. 10. 15	(議案) ・旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について ・旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について ・令和2年度一般会計予算の補正について (報告) ・旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について (報告事項) ・（仮称）旭川市学校施設長寿命化計画の策定について
R2. 11. 4	(議案) ・旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について (報告) ・旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について (報告事項) ・令和2年第3回定例市議会の報告について
R2. 12. 18	(議案) ・令和3年度教育行政方針の策定方針について ・旭川市小、中学校通学区区域設定規則の一部を改正する規則の制定について ・旭川市いじめ防止等対策委員会委員の任命又は委嘱について ・旭川市大雪クリスタルホール舞台設備操作等業務選定委員会委員の委嘱について ・旭川市大雪クリスタルホール利用者等対応業務選定委員会委員の委嘱について ・旭川市科学館アテンダント業務プロポーザル審査会委員の委嘱について ・第4次旭川市子ども読書活動推進計画（案）に対する意見提出手続の実施について (報告) ・令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について ・学校運営協議会委員の任命（臨時代理）について ・旭川市教育委員会事務局職員の行政措置（臨時代理）について ・旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について ・旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について

期日	付議事項等
	(報告事項) ・旭川市立学校職員の懲戒処分について ・令和3年旭川市成人を祝うつどいの開催の延期について
R3. 1. 22	(議案) ・旭川市科学館施設整備基金条例の制定について ・旭川市学校施設長寿命化計画（案）に対する意見提出手続の実施について (報告) ・令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について ・旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について (報告事項) ・令和2年第4回定例市議会の報告について
R3. 2. 4	(議案) ・令和3年度教育行政方針について ・学校運営協議会の設置について ・学校運営協議会委員の任命について ・第2次旭川市スポーツ振興計画（改訂版）（変更案）に係る意見照会に対する回答について (報告) ・令和2年度一般会計予算の補正（臨時代理）について ・令和3年度教育予算（臨時代理）について ・旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について (報告事項) ・令和2年度教育奨励賞について ・（仮称）旭川市学校教育情報化推進計画の策定について ・第5回井上靖記念文化賞の推薦状況について
R3. 3. 29	(議案) ・旭川市教育委員会会議傍聴規則等の一部を改正する規則の制定について ・旭川市生涯学習推進アドバイザー設置に関する規則を廃止する規則の制定について ・旭川市学校週5日制対策地域活動指導者設置に関する規則を廃止する規則の制定について ・旭川市教育委員会公印規程及び旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について ・中原悌二郎賞選考委員の委嘱について ・学校運営協議会の設置について ・旭川市学校施設長寿命化計画の策定について ・第4次旭川市子ども読書活動推進計画の策定について
	(報告) ・旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について ・旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について ・旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について ・旭川市学校教育情報化推進計画（素案）に対する意見提出手続の実施（臨時代理）について (報告事項) ・（仮称）旭川市いじめ防止条例の制定について ・市議会経済文教常任委員会の報告について ・旭川市立学校職員の懲戒処分について ・令和3年度旭川市確かな学力育成プランの策定について ・旭川市社会教育基本計画の中間見直しについて

資料3 教育委員会協議会の協議事項

期日	協議事項
R2. 6. 29	・新学習指導要領について ・本市児童生徒の各教科等における学習状況及び指導の状況等について
R2. 11. 4	・令和3年度予算要望について ・令和2年度第2回総合教育会議について
R2. 11. 19	・令和2年度第2回総合教育会議について
R3. 1. 22	・令和3年度教育行政方針（案）について

資料4 教育委員会が制定した規則・訓令

規則

規則番号	題名	公布年月日	施行年月日
(R2年)第4号	旭川市小、中学校通学区域設定規則の一部を改正する規則	R2. 12. 18	R3. 4. 1
(R3年)第1号	旭川市教育委員会会議傍聴規則等の一部を改正する規則	R3. 3. 29	R3. 4. 1
第2号	旭川市生涯学習推進アドバイザー設置に関する規則を廃止する規則	R3. 3. 29	R3. 3. 29
第3号	旭川市学校週5日制対策地域活動指導者設置に関する規則を廃止する規則	R3. 3. 29	R3. 3. 29

訓令

訓令番号	題名	制定年月日	施行年月日
(R3年)第1号	旭川市教育委員会公印規程及び旭川市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令	R3. 3. 29	R3. 4. 1

資料5 条例又は規則に定める委員の委嘱状況

審議年月日	委員
R2. 4. 21	・旭川市社会教育委員 ・学校運営協議会委員
R2. 5. 22	・旭川市民文化会館運営審議会委員 ・中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会委員 ・旭川市図書館協議会委員 ・旭川市科学館協議会委員 ・学校運営協議会委員
R2. 6. 29	・旭川市公民館運営協議会委員 ・旭川市科学館協議会委員 ・旭川市博物館協議会委員 ・学校運営協議会委員 ・旭川市教科書調査委員会調査委員
R2. 7. 27	・旭川市文化財審議会委員
R2. 8. 11	・旭川市文化賞選考委員会委員 ・学校運営協議会委員
R2. 9. 1	・旭川市民文化会館運営審議会委員
R2. 10. 15	・旭川市いじめ防止等連絡協議会委員
R2. 12. 18	・旭川市いじめ防止等対策委員会委員 ・旭川市大雪クリスタルホール舞台設備操作等業務選定委員会委員 ・旭川市大雪クリスタルホール利用者等対応業務選定委員会委員 ・旭川市科学館アテンダント業務プロポーザル審査会委員 ・学校運営協議会委員
R3. 2. 4	・学校運営協議会委員
R3. 3. 29	・中原悌二郎賞選考委員

資料 6 教育長及び委員の活動状況

研修会

開催年月日	場所	内容	出席者
R2. 11. 16	旭川市教育委員会	令和 2 年度市町村教育委員会新任委員研修会	山崎委員

学校訪問

訪問年月日	場所	内容	出席者
R2. 4. 15～ R2. 10. 27	全市立小・中学校 (78校)	学校訪問	教育長

行事・式典等への参加

開催年月日	場所	内容	出席者
R2. 4. 1	上川教育研修センター	令和 2 年度旭川市立小中学校新規採用教職員辞令交付式	教育長
R2. 6. 5	上川教育研修センター	旭川市立小中学校臨時校長会議	教育長
R2. 6. 11	緑が丘中学校	子供の読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰受賞校訪問	教育長
R3. 7. 6	上川教育研修センター	令和 2 年度旭川市小学校長会 7 月研修会	教育長
R3. 7. 6	上川教育研修センター	令和 2 年度旭川市中学校長会 7 月研修会	教育長
R3. 7. 8	市民文化会館	旭川市防災会議	教育長
R3. 7. 11	大雪クリスタルホール	飲酒運転根絶の日上川地区決起大会・旭川市交通安全市民大会	教育長
R3. 7. 26	道北アークス大雪アリーナ	中学校バレーボールスマイルリーグ 2020～3 年生親睦交流会	教育長
R3. 7. 28	上川教育研修センター	上川教育研修センター教育委員会会議	教育長
R3. 8. 1	武道館	旭川市中学校剣道交流会 閉会式	教育長
R3. 8. 1	リアルター夢りんご体育館	3 年生引退記念バドミントン大会 表彰式	教育長
R3. 8. 6	教育委員会会議室	歯の衛生図画・ポスターコンクール表彰式	教育長
R3. 8. 18	上川教育研修センター	上川教育研修センター組合議会令和 2 年第 2 回定例会	教育長
R3. 8. 24	教育委員会会議室	北海道教育実践表彰 表彰授与式	教育長
R3. 8. 26	教育委員会会議室	北海道教育委員会みんなの教育委員会「意見交換会」	教育長
R3. 8. 30	道北アークス大雪アリーナ	令和 2 年度 U 15 バスケットボール選手権大会旭川地区予選会表彰式	教育長
R3. 9. 6	武道館	旭川市中学校柔道合同練習会 閉会式	教育長
R3. 9. 7	上川教育研修センター	令和 2 年度第 4 回旭川市小中学校長会議・研修会	教育長
R3. 9. 16	アートホテル旭川	旭川市貢献賞 表彰式	教育長
R3. 9. 19	北海道教育大学旭川校	令和 2 年度教育実践交流会	教育長
R3. 10. 8	上川合同庁舎	令和 2 年度上川管内人事推進会議	教育長
R3. 10. 11	市民文化会館	令和 2 年度旭川市民防犯大会	教育長
R3. 10. 15	上川教育研修センター	令和 2 年度旭川市中学校長会 10 月研修会	教育長
R3. 10. 17	アートホテル旭川	第 53 回小熊秀雄賞贈呈式	教育長
R3. 10. 22	札幌市	令和 2 年度第 2 回学校における働き方改革促進会議	教育長
R2. 11. 3	大雪クリスタルホール	令和 2 年度旭川市文化賞贈呈式	教育長 全委員
R3. 11. 4	上川教育研修センター	令和 2 年度旭川市小・中学校長会 11 月研修会	教育長
R3. 11. 14	大雪クリスタルホール	先端科学移動大学開講式	教育長
R2. 11. 19	秘書課第 2 応接室	令和 3 年度予算に関する市長への要望	教育長 全委員
R3. 11. 24	教育長室	文部科学大臣表彰伝達式	教育長
R2. 12. 29	教育委員会会議室	令和 2 年仕事納め式	教育長
R3. 1. 5	教育委員会会議室	令和 3 年仕事始め式	教育長
R3. 1. 18	上川教育研修センター	令和 3 年第 1 回上川教育研修センター組合教育委員会会議	教育長
R3. 1. 19	上川教育研修センター	令和 2 年度第 6 回旭川市小中学校長会議・研修会	教育長

開催年月日	場所	内容	出席者
R3. 2. 2	上川教育研修センター	上川教育研修センター組合議会	教育長
R3. 2. 12	市民文化会館	令和２年度シニア大学卒業式	教育長
R3. 3. 1	上川教育研修センター	令和２年度 旭川市小・中学校長会 ３月研修会	教育長
R3. 3. 6	リアルター夢りんご体育館	道新・道スポ presents VOREAS HOKKAIDO 5th HOME GAME	教育長
R3. 3. 9	教育委員会会議室	旭川市教育奨励賞贈呈式	教育長
R3. 3. 23	教育委員会会議室	北海道教育実践表彰伝達式	教育長
R3. 3. 23	朝日小学校	令和２年度旭川市教育実践推進事業	教育長 本田委員 山崎委員
R3. 3. 25	上川合同庁舎	令和２年度上川管内教育委員会教育長会議	教育長
R3. 3. 25	上川合同庁舎	令和２年度上川管内学校における働き方改革推進会議	教育長
R3. 3. 25	上川合同庁舎	上川管内教委連教育長部会	教育長
R3. 3. 31	上川教育研修センター	令和２年度旭川市立小中学校退職校長辞令交付式	教育長
R3. 3. 31	上川教育研修センター	令和３年度旭川市立小中学校校長辞令交付式	教育長
R3. 3. 31	上川教育研修センター	令和３年度旭川市立小中学校教頭辞令交付式	教育長

資料７ 附属機関等の活動状況

附属機関

名称 (会議開催数)	諮問・審議等		内容
	年月日	種別	
旭川市教科書調査委員会（８回）	R2. 6. 9	諮問	・委員長・副委員長の選出 ・会議の公開等の取扱いについて ・今後の調査委員会の開催日程について
	R2. 6. 23	調査・研究	・令和３年度から使用する教科書の内容の調査研究
	R2. 6. 24	調査・研究	・令和３年度から使用する教科書の内容の調査研究
	R2. 6. 25	調査・研究	・令和３年度から使用する教科書の内容の調査研究
	R2. 7. 1	調査・研究	・令和３年度から使用する教科書の内容の調査研究
	R2. 7. 3	調査・研究	・令和３年度から使用する教科書の内容の調査研究
	R2. 7. 20	答申	・答申案について ・答申方法について
旭川市いじめ防止等 連絡協議会（２回）	R2. 11. 16	審議	・令和元年度のいじめの状況等について ・学校における携帯電話の取扱い等について ・各機関等の取組について
	R3. 3. 11	審議	・旭川市いじめ防止基本方針に基づくいじめ防止等の取組について ・各機関等の取組について
旭川市いじめ防止等 対策委員会（１回）	R3. 3. 2	審議	・旭川市のいじめの状況及びいじめ防止の取組等について ・重大事態発生時における対策委員会の対応について
旭川市社会教育委員 （６回）	R2. 5 (書面開催)	審議	・議長及び副議長の選出について ・令和２年度教育行政方針について ・令和２年度社会教育部の事業について ・旭川市社会教育基本計画 令和２年度 点検・評価について
	R2. 7. 3	審議	・令和元年度旭川市社会教育基本計画点検・評価について ・成年年齢引下げ後の「旭川市成人を祝うつどい」の対象年齢の考え方について
	R2. 7. 29	諮問 審議	・旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討及び諮問について ・公共施設の整備の方向性について ・見直しのメリット・デメリットについて ・関係各団体への意見の聴き取り手法及び内容について

名称 (会議開催数)	諮問・審議等		内容
	年月日	種別	
	R2. 10. 29	審議	・公民館の位置付けの見直しの検討について ・見直しのメリット・デメリットの整理について ・公民館に関するアンケート調査について（必要性の検討） ・令和3年度教育予算（案）社会教育部関係について ・社会教育・文化芸術事業補助金について ・旭川市社会教育基本計画の中間見直しについて ・第4次旭川市子ども読書活動推進計画について ・公民館の位置付けに関する旭川市公民館運営協議会委員の意見について ・公民館の位置付けについて ・市民の意見を聴き取るための様々な手法について
	R3. 2. 16	審議	
	R3. 2. 26	審議	
旭川市文化賞選考委員会（1回）	R2. 8. 26	選考	・旭川市文化賞，文化奨励賞及び文化功労賞の受賞候補者選考について
旭川市民文化会館運営審議会（2回）	R2. 8. 19	審議	・新型コロナウイルス感染症拡大防止対応等について ・令和元年度市民文化会館利用状況等について ・令和元年度市民文化会館決算概要等について ・令和2年度市民文化会館予算概要等及び補正予算概要等について ・令和元年度自主文化事業実績等及び令和2年度自主文化事業概要等について ・旭川市教育委員会の事務の点検・評価について ・新型コロナウイルス感染症拡大防止対応等について ・令和2年度 上半期旭川市民文化会館利用状況等について ・令和2年度 自主文化事業中間報告について ・令和3年度 自主文化事業概要（案）について
	R2. 11. 17	審議	
旭川市音楽堂等運営協議会（2回）	R2. 10. 22	審議	・令和元年度旭川市大雪クリスタルホール利用状況について ・令和元年度自主文化事業実施状況について ・令和2年度自主文化事業計画について ・令和元年度社会教育基本計画の点検・評価について ・令和2年度上半期旭川市大雪クリスタルホール利用状況について ・令和2年度自主文化事業実施状況について ・令和3年度自主文化事業計画（案）について ・新型コロナウイルス感染防止対策について
	R3. 2. 15	審議	
中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館協議会（2回）	R2. 6. 18	審議	・令和元年度事業報告について ・令和2年度事業計画（案）について ・令和2年度事業報告について ・令和3年度事業方針（案）について
	R3. 2. 22 ～R3. 3. 5 （書面開催）	審議	
旭川市公民館運営協議会（2回）	R2. 7. 20	審議	・令和元年度公民館活動実施状況について ・令和元年度社会教育基本計画事務事業評価について ・令和2年度公民館活動について ・公民館事業関係予算の推移について ・旭川市公民館の位置付けの見直しに関する検討 ・令和3年度公民館事業に望むこと ・令和2年度事業実施状況（4～11月）について ・旭川市社会教育委員会議専門検討会における審議経過について ・公民館の位置付けの見直しについての意見提出
	R2. 12. 25 ～R3. 1. 15 （書面開催）	審議	

名称 (会議開催数)	諮問・審議等		内容
	年月日	種別	
旭川市図書館協議会 (3回)	R2. 8. 27	審議	- 令和元年度事業報告について - 令和2年度事業計画について - 第4次旭川市子ども読書活動推進計画について - 図書館における新型コロナウイルス感染症対策について
	R2. 10. 22	審議	第4次旭川市子ども読書活動推進計画について
	R3. 2. 19	審議	- 令和2年度事業実施状況について - 第22回図書館まつり実績報告について - 令和3年度事業計画(案)について - 第4次旭川市子ども読書活動推進計画について
旭川市科学館協議会 (2回)	R2. 7. 30	審議	- 会長及び副会長の選任について - 令和元(平成31)年度入館者等並びに事業実績概要 - 令和2年度旭川市科学館事業活動計画 - その他
	R3. 2. 5	審議	- 令和2年度入館者等実績(経過)について - 令和2年度事業実績概要(経過)について - 令和3年度旭川市科学館事業活動計画(案)について - 令和3年度当初予算案について - その他
旭川市博物館協議会 (2回)	R2. 10. 20	審議	- 平成31(令和元)年度事業実績について - 平成31(令和元)年度社会教育基本計画の点検・評価について - 平成2年度事業活動計画について
	R3. 1. 27	審議	- 令和2年度上半期事業実績について - 令和3年度事業方針(案)について

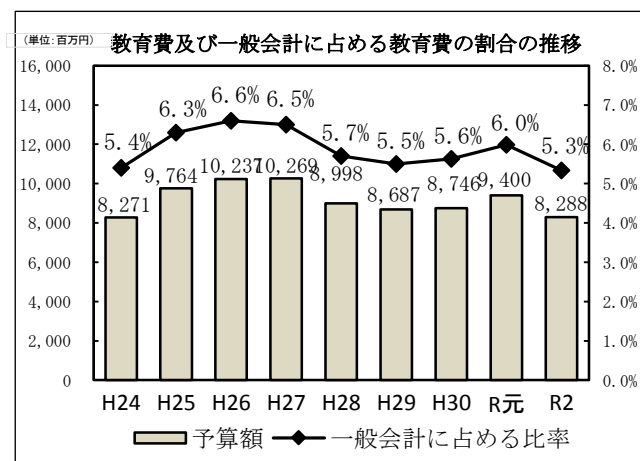
懇談会等

名称 (会議開催数)	意見交換・意見聴取		内容
	年月日	種別	
旭川市教育支援懇談会 (5回)	内容欄参照	意見聴取	適切な教育の場、指導及び必要な支援等に係る意見の検討等 (R2. 10. 14, 11. 4, 11. 25, 12. 16, R3. 1. 20開催)
旭川市民展示芸能ホール懇談会 (3回)	R2. 7. 14 ～R2. 7. 29 (書面開催)	意見交換	令和2年8月分から令和2年11月分までの使用料減免に関する意見交換について
	R2. 11. 10 ～R2. 11. 25 (書面開催)	意見交換	令和2年12月分から令和3年3月分までの使用料減免に関する意見交換について
	R3. 3. 25	意見交換	令和3年4月分から令和3年7月分までの使用料減免に関する意見交換について
旭川市アイヌ語地名 表記推進懇談会 (1回)	R2. 9. 29	意見交換	- 平成30年度修正のアイヌ語地名表示板の報告について - 令和元年度設置のアイヌ語地名表示板の報告について - 令和2年度設置予定のアイヌ語地名表示板について

資料8 令和2年度予算

1 旭川市一般会計予算と教育費の推移（単位：千円）

区分 年度	当 初 予 算 額			対前年度増減
	一般会計	教 育 費 予 算 額	一般会計に 占める比率	
24	152,580,000	8,271,437	5.4%	871,357
25	155,760,000	9,764,190	6.3%	1,492,753
26	156,200,000	10,237,120	6.6%	472,930
27	158,420,000	10,269,422	6.5%	32,302
28	157,100,000	8,998,110	5.7%	△ 1,271,312
29	158,850,000	8,687,181	5.5%	△ 310,929
30	155,310,000	8,746,106	5.6%	58,925
元	157,070,000	9,399,781	6.0%	653,675
2	155,230,000	8,287,894	5.3%	△ 1,111,887



2 令和2年度教育委員会所管予算現額及び決算

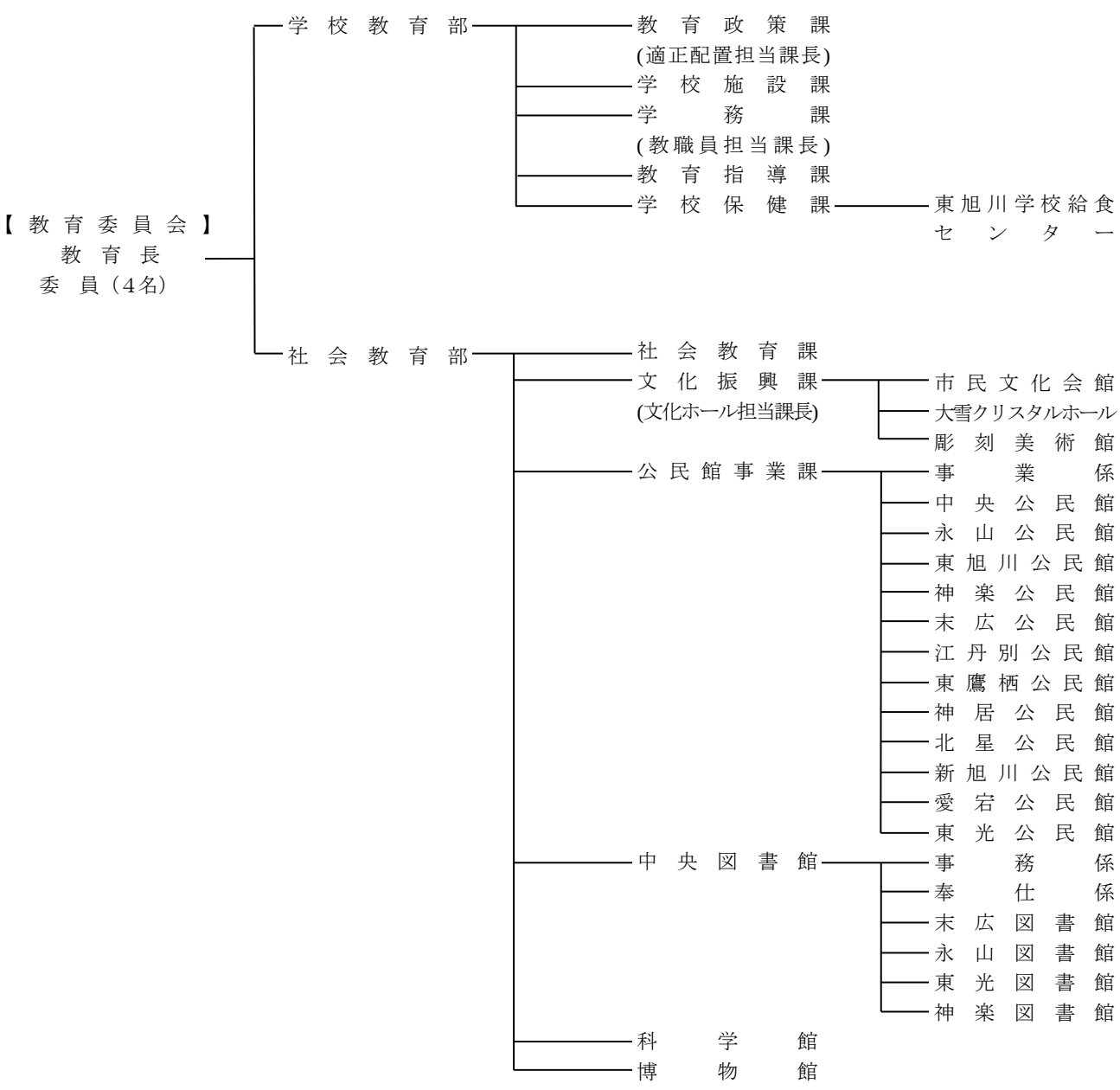
一般会計（歳出）

（単位：千円）

	R 2 年度予算現額	R 2 年度決算	(R元年度予算現額)	予算増減
10款 教 育 費	13,945,590	11,171,011	12,718,975	1,226,615
1 項 教 育 総 務 費	2,283,571	2,031,205	1,119,960	1,163,611
1 目 教育委員会費	6,107	5,760	6,040	67
2 目 事務局費	2,209,117	1,962,123	1,047,085	1,162,032
3 目 教育指導費	53,047	48,022	51,535	1,512
4 目 教育研修センター費	15,300	15,300	15,300	0
2 項 小 学 校 費	7,860,192	6,044,288	6,804,778	1,055,414
1 目 学校管理費	1,345,700	1,168,986	928,766	416,934
2 目 教育振興費	1,021,705	952,580	908,776	112,929
3 目 維持修繕費	2,329,772	1,507,466	2,113,791	215,981
4 目 学校建設費	3,163,015	2,415,256	2,853,445	309,570
3 項 中 学 校 費	1,998,253	1,500,434	1,522,947	475,306
1 目 学校管理費	531,494	479,787	443,674	87,820
2 目 教育振興費	497,045	429,831	474,461	22,584
3 目 維持修繕費	967,002	588,104	561,262	405,740
4 目 学校建設費	2,712	2,712	43,550	△ 40,838
5 項 社 会 教 育 費	1,585,420	1,422,364	1,430,957	154,463
1 目 社会教育総務費	223,460	181,494	121,099	102,361
2 目 公民館費	247,686	232,993	225,803	21,883
3 目 図書館費	322,182	304,954	262,769	59,413
4 目 博物科学館費	262,805	243,281	226,452	36,353
5 目 市民文化会館費	254,506	215,999	318,017	△ 63,511
6 目 大雪クリスタルホール費	180,490	167,601	200,499	△ 20,009
7 目 彫刻美術館費	94,291	76,042	76,318	17,973
6 項 保 健 体 育 費	218,154	172,720	1,840,333	-1,622,179
2 目 学校給食共同調理所費	218,154	172,720	1,840,333	△ 1,622,179

資料9 教育委員会の事務局組織（令和2年度）

(令和2年4月1日現在)



令和３年度（２０２１年度）

教育委員会の事務に関する点検・評価報告書

令和３年（２０２１年）１１月

発 行 旭川市教育委員会
編 集 学校教育部教育政策課

〒０７０－００３６ 旭川市６条通８丁目
電 話 ：（０１６６）２５－７５３４
FAX ：（０１６６）２４－７０１１
E-mail : kyoikuseisaku@city.asahikawa.lg.jp